

平成23年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
2月24日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	予 算 特 別 委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終 了 後	議員協議会	全員協議会室	
2月25日(金)				
2月26日(土)				
2月27日(日)				
2月28日(月)	午前9時30分	議会運営委員会	第一委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会 閉 会 後	J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備 問題調査特別委員会	全員協議会室	
3月1日(火)				
3月2日(水)				
3月3日(木)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
3月4日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
3月5日(土)				
3月6日(日)				
3月7日(月)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
3月8日(火)				
3月9日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	午後0時30分	会派代表者会	第一委員会室	
3月10日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	午後0時30分	会派代表者会	第一委員会室	
3月11日(金)				
3月12日(土)				
3月13日(日)				
3月14日(月)	午 前 1 0 時	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終 了 後	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会 終 了 後	議員協議会	全員協議会室	
3月15日(火)	午前9時55分	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終 了 後	予算特別委員会	全員協議会室	
3月16日(水)				
3月17日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終 了 後	議員協議会	全員協議会室	

平成23年第1回（3月）定例会目次

◎ 第1日（2月24日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	14

◎ 第2日（2月28日再開）

1. 議事日程	15
2. 出席議員	15
3. 欠席議員	16
4. 出席説明員	16
5. 出席事務局職員	16
再 開	17
散 会	22

◎ 第3日（3月9日再開）

1. 議事日程	23
2. 出席議員	25
3. 欠席議員	25
4. 出席説明員	25
5. 出席事務局職員	26
再 開	27
散 会	83

◎ 第4日（3月10日再開）

1. 議事日程	85
2. 出席議員	86
3. 欠席議員	86
4. 出席説明員	86

5. 出席事務局職員	87
再開	88
散会	144

◎ 第5日（3月17日再開）

1. 議事日程	145
2. 出席議員	146
3. 欠席議員	146
4. 出席説明員	147
5. 出席事務局職員	147
再開	148
閉会	182

◎ 審議結果

1. 審議結果	185
2. 諸般の報告	188

1 議 事 日 程（初日）

〔平成23年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成23年2月24日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第2号 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第7 | 議案第3号 市道路線の認定について |
| 日程第8 | 議案第4号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第5号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第6号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第7号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第8号 太宰府市準用河川及び普通河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第9号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第10号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第11号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第12号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第19 | 議案第15号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第20 | 議案第16号 平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第21 | 議案第17号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第22 | 議案第18号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第23 | 議案第19号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第24 | 議案第20号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第25 | 議案第21号 平成23年度太宰府市一般会計予算について |

- 日程第26 議案第22号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
 日程第27 議案第23号 平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第28 議案第24号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
 日程第29 議案第25号 平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
 日程第30 議案第26号 平成23年度太宰府市水道事業会計予算について
 日程第31 議案第27号 平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1 番	原 田 久美子 議員	2 番	藤 井 雅 之 議員
3 番	長谷川 公 成 議員	4 番	渡 邊 美 穂 議員
5 番	後 藤 邦 晴 議員	7 番	橋 本 健 議員
8 番	中 林 宗 樹 議員	9 番	門 田 直 樹 議員
10番	小 柳 道 枝 議員	11番	安 部 啓 治 議員
12番	大 田 勝 義 議員	13番	清 水 章 一 議員
14番	安 部 陽 議員	15番	佐 伯 修 議員
16番	村 山 弘 行 議員	17番	田 川 武 茂 議員
18番	福 廣 和 美 議員	19番	武 藤 哲 志 議員
20番	不 老 光 幸 議員		

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

17番	田 川 武 茂 議員	18番	福 廣 和 美 議員
-----	------------	-----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	和 田 有 司
健康福祉部長	和 田 敏 信	建設経済部長	齋 藤 廣 之
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	原 野 敏 彦	福 祉 課 長	宮 原 仁
都市整備課長	神 原 稔	上下水道課長	松 本 芳 生
教 務 課 長	木 村 裕 子	監査委員事務局長	関 啓 子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成23年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

17番、田川武茂議員

18番、福廣和美議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4と日程第5を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第5、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日、平成23年第1回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多忙中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

このたびの定例議会は、平成23年度の当初予算案を初め、諸施策をご審議いただく重要な議会でありますとともに、私を初め議員各位の任期最終の定例議会でございまして、特に慎重審議をお願い申し上げたいと思っております。

さて、私は平成19年に市長に就任をさせていただきまして、1期4年、市民の皆様及び議員各位からの強い支援と温かいご理解、ご協力を賜りましたことにつきまして、この場をおかりいたしまして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。もとより微力でしたがございましたけれども、皆様方から受けました信頼と期待にこたえるべく、「ふるさと太宰府」の限りない発展に渾身の力を傾けてまいりました。

私の市長1期4年のお礼につきましては、本定例会最終日に改めて申し上げたいと思っておりますので、何とぞご了承いただきますようお願いを申し上げます。

本定例会も22日間の会期となりますが、最後まで一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号及び議案第1号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」のご説明を申し上げます。

現任中の山本浩美氏が平成23年6月30日をもって任期満了となりますので、再び山本氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるために提案を申し上げるものでございます。

山本氏は、平成17年7月から2期6年間務められ、人権擁護活動に積極的に取り組まれ、また、人権に関する諸問題解決に努めてこられました。本市の人権擁護委員として山本氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員であります神野浩一氏の任期が平成23年3月25日をもちまして満了となりますので、再び神野氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご提案を申し上げる次第でございます。

神野氏は、前委員の退任を受け、平成17年3月26日から6年間、委員を務められております。平成9年1月から司法書士事務所を開業され、不動産登記等の業務にかかわられ、豊富な知識と実績を持たれた方でございます。今後も固定資産評価審査委員会委員として十分任務を遂行される方と確信をいたしております。

略歴等をご参照の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月28日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6と日程第7を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第6、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」及び日程第7、議案第3号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第2号及び議案第3号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」ご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様方のご理解とご協力によりまして着実に進んでいるところでございまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買い上げいたします土地につきましては、32筆、面積4万7,588.54㎡、買い上げ金額5億1,828万8,970円でございます。詳細につきましては、財産の取得（史跡地）一覧表をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第3号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回、認定を提案いたしております陣ノ尾2号線につきましては、道路整備をされ、道路用地の寄附を受けましたので、路線の認定を行うものでございます。



道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月28日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、議案第4号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第4号から議案第13号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第4号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本件は、太宰府市暴力団排除条例の施行に伴い、市の事務事業から暴力団を排除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府西学童保育所の分割に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

次に、議案第6号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府市暴力団排除条例の施行に伴い、市の事務事業から暴力団を排除するため、共同利用施設条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は、地価水準の下落による占用料の見直し及び非常災害時に設ける応急仮設住宅を道路占用物件として追加するため、改正するものでございます。

次に、議案第8号「太宰府市準用河川及び普通河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は、地価水準の下落による占用料の見直しを行うため、改正するもので

ございます。

次に、議案第9号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本件は、太宰府市暴力団排除条例の施行に伴い、市の事務事業から暴力団を排除するため、公園の使用に関し条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本件は、太宰府市暴力団排除条例の施行に伴い、市の事務事業から暴力団排除をするため、国道3号関屋高架橋下パーク・アンド・ライド自動車駐車場の使用に関し、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本件は、昨年11月に国土交通省、文部科学省、農林水産省の3省により認定された太宰府市歴史的風致維持向上計画の変更及び計画の実施に係る連絡調整を行うために太宰府市歴史的風致維持向上協議会を設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本件は、太宰府市暴力団排除条例の施行により、人権センターの施設利用について暴力団を排除するため改正するものでございます。

次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民健康保険税の納期分割時の端数処理は、地方税法第20条の4の2第6項の規定により、1,000円未満の金額を端数として最初の納期に合算しておりましたが、同法のただし書きで、地方団体が条例でこれと異なる定めをした場合は地域の実情に応じて端数処理を行うことができとなっております。平成23年度から端数処理を100円未満の金額とし、納期ごとの分割金額の平準化を図りますために、条例の一部改正をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月28日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18から日程第24まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、議案第14号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」から日程第24、議案第20号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第14号から議案第20号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第14号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億701万9,000円を追加をし、予算総額を219億3,072万4,000円にお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、まず、国の円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策において、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施できるよう支援する地域活性化・きめ細かな交付金と、これまで住民生活にとって大事な分野でございました、光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援する地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金が国の補正予算で計上をされまして、太宰府市に対しましてきめ細かな交付金3,077万5,000円、住民生活に光をそそぐ交付金1,026万円の配分内示額が通知されましたので、道路改良工事費、小学校図書管理システム構築費用及び一般図書購入費を計上させていただきました。

その他、各方面からいただきました寄附金や各基金の運用利子及び佐野土地区画整理事業清算徴収金によります基金積立金などを追加計上させていただいております。

また、地域活性化交付金の対象事業や地域再生基盤強化事業など、繰越明許費の追加12件、窓口番号札発券機賃借料の債務負担の廃止1件、地方債の変更1件を補正させていただいております。

次に、議案第15号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,589万4,000円を追加し、予算総額を70億8,414万1,000円にお願いをするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費における療養給付費の増額及び特定健診等国県負担金の精算返還金が主な内容でございます。

歳入につきましては、保険税軽減に係る一般会計からの繰入金、療養給付費等負担金並びに調整交付金の増によるものでございます。

次に、議案第16号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ445万4,000円を追加し、予算総額を2,156万円とするものでございます。

老人保健特別会計は、法律により老人保健制度廃止後３年間の設置義務がございましたが、この義務づけが平成23年３月31日限りでなくなります。これに伴いまして、本特別会計は平成22年度限りで廃止となり、精算未了の医療費は次年度以降一般会計で精算を行うこととなります。今回は、本特別会計の廃止に伴い、必要となる補正を行うものでございます。

歳出につきましては、老人医療費の精算金の減少に伴うもの及び一般会計精算金繰戻金の増加に伴うものが主な内容でございます。

歳入につきましては、老人医療費に対する支払基金交付金、国、県、市町村の法定負担金等の減少に伴うもの及び前年度繰越金の確定に伴います増加が主なものでございます。

次に、議案第17号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ4,381万円を減額をいたしまして、予算総額を8億9,331万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合負担金の減額でございまして、保険料及び保険基盤安定制度に対する負担金の減少に伴うものでございます。

歳入につきましては、保険料及び一般会計繰入金の減額、平成21年度決算に基づく繰越金の増額に伴うものでございます。

次に、議案第18号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ9,728万2,000円を追加をし、予算総額を38億2,850万5,000円をお願いをするものでございます。

保険事業勘定の歳出の内容といたしましては、介護給付費の増及び見込みに対する組み替えによるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護給付費の増に伴う国庫支出金、県支出金及び介護給付費支払準備基金からの繰入金でございます。

次に、議案第19号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第２号）について」ご説明を申し上げます。

まず、収益的収入でございますが、503万3,000円の増の総額12億337万5,000円とし、支出につきましては1,467万1,000円減の総額11億6,264万9,000円とするものでございます。

資本的収支におきましては、収入を2億3,610万円減の総額1億4,133万1,000円とし、支出を3億2,554万円減の6億6,177万8,000円としております。

補正の内容といたしましては、決算見込み額の精査を行い、収益的収入におきまして受取利息及び加入負担金を増額、支出につきましては契約額の確定等による減額が主な内容でございます。

次に、資本的収支におきましては、筑紫野・古賀線道路改良工事に伴う松川配水池の移設について、県との協議によりまして平成23年度から着工となりますことから、収入、支出とも減

額をし、第5条で継続費を廃止するものでございます。

そのほか契約額の確定によりまして工事請負費、委託料の減額をいたしております。

次に、議案第20号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

まず、収益的収入につきましては、582万6,000円増の総額16億5,627万1,000円とし、支出につきましては776万5,000円減の総額13億8,720万7,000円とするものでございます。

資本的収支につきましては、収入を9,315万1,000円減の総額6億8,336万4,000円とし、支出を8,513万1,000円減の総額13億1,678万6,000円といたしております。

補正の内容といたしましては、決算見込み額の精査を行い、一般会計繰入金のほか、収入支出の調整をさせていただいているものでございます。なお、流域下水道維持管理負担金剰余金精算金が発生しましたので、特別利益として計上をいたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月28日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25から日程第31まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算について」から日程第31、議案第27号「平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第21号から議案第27号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成23年度の当初予算につきましては、平成23年度が統一地方選挙の年度に当たりますことから、新規事業、政策的事業を除いた骨格予算として編成をいたしております。そのため、当初予算に計上いたしましたのは、人件費や管理運営費、恒常的に必要な事務事業費などの経常的経費、また投資的経費では、地域再生基盤強化事業など継続事業や、国の認可を受けました歴史まちづくり関連業務、その他統一地方選挙費用など追加需要を計上させていただいております。

ご承知のとおり、我が国の経済情勢は停滞状況にございまして、本格的回復の軌道に乗っておらず、円高でありますとか、あるいは慢性的なデフレが続いております。失業率が高水準に

あることなど、依然として不安的な経済環境にあると思います。

平成23年度の歳入におきましては、地方交付税の増額は見込まれますけれども、歳入の根幹となります市税収入が低迷し、一般財源収入の減少が見込まれます。また、歳出面では、社会保障費の大幅な増加が予算規模を押し上げる要因となりました。昨年に引き続き厳しい財政運営を迫られることになるだろうというふうに思っております。

こうした状況を踏まえ、平成23年度予算編成におきましては、限られた財源の重点配分と、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、経費全般について節減合理化を図ったところでございます。

この結果、平成23年度の一般会計予算総額は207億2,687万1,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと8億1,641万3,000円、率にいたしますと4.1%の増となっております。

なお、新規事業及び政策的事業で当初予算に計上していない項目につきましては、6月定例議会におきまして審議がなされればと考える次第でございます。詳しくは、別紙予算説明資料をご参照いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第22号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本市の国民健康保険事業につきましては、今後も高齢化の進展等により医療費が一層増大し、厳しい財政状況が見込まれるところであり、安定的な事業運営のために財政健全化に向けた取り組みを強化してまいります。

平成23年度の事業の運営に当たり、経済情勢や雇用状況の急速な悪化等にかんがみ、医療制度の見直しなどに伴う諸改正点を適切に反映しながら予算編成を行っております。

平成23年度の歳入歳出予算総額につきましては、69億2,649万3,000円で、対前年度比4.29%の増となっております。歳出の約7割を占めます保険給付費につきましては、過去の実績等を十分考慮し、計上をいたしております。

現在、後期高齢者医療制度にかわる新たな高齢者医療制度の創設が検討されておりますけれども、国民皆保険の根幹をなす国民健康保険の安定運営に対しましては、市長会等を通じ、医療保険の一元化などの要望を継続しますとともに、今後の国民健康保険の動向に注視しながら、保険者として事業運営により一層の努力を図ってまいります。

次に、議案第23号「平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成23年度の歳入歳出予算総額は8億8,977万3,000円で、前年度と比較いたしますと4,798万5,000円、5.1%の減となっております。

平成22年度は、後期高齢者医療制度が施行されて初めての保険料改定が行われましたけれども、福岡県後期高齢者医療広域連合による当初の試算では10.15%の保険料増加が必要とされ、この試算額をもとに予算計上をいたしておりました。

その後、国及び福岡県におきまして保険料の大幅な増加を避けますために、急激な保険料の上昇抑制に財政安定化基金を活用できるよう制度改正が行われ、福岡県の保険料率は4.94%の増加にとどまりました。

以上のような事情から、前年比で減額の予算となりましたが、後期高齢者の医療費につきましては、1人当たり医療費の増加及び被保険者数の増加によりまして、引き続き高い伸びを示しております。

歳入の主なものは、1款保険料7億3,377万5,000円と3款繰入金1億5,599万円でございます。

歳出の主なものは、1款1項2目広域連合負担金8億5,703万1,000円でございます。広域連合負担金につきましては、保険料、保険基盤安定制度及び広域連合事務費等への負担がその内訳でございます。

次に、議案第24号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成23年度の歳入歳出予算について、総額39億5,902万9,000円、対前年度比7.02%の増となっております。

今後も介護保険制度による利用者の自立支援はもとより、介護予防の新たな視点から、九州大学健康科学センターと連携しております介護予防プロジェクトを推進いたします。また、介護給付適正化事業を積極的に取り組み、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、議案第25号「平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成23年度の歳入歳出予算につきましては、総額217万8,000円で、前年度比26.8%の減となっております。

予算総額が減額となりました主な要因は、歳出における公債費について、一部償還金の終了したことによりまして32万9,000円の減額によるものでございます。

また、歳入の住宅新築資金等補助金が昨年から38万8,000円減少し、さらに返済終了による返済対象者減により償還金51万4,000円を減額し、歳入歳出の調整を図っています。

また、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進と滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第26号「平成23年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量は、給水戸数2万3,350戸、年間総給水量524万1,120m³といたしております。

主な建設改良事業につきましては、第6次拡張事業を含め、配水管新設工事、老朽化に伴う布設がえ工事及び本年度改めて継続費を設定しておりますが、2カ年事業といたしまして県道

拡張に伴う松川配水池の移設工事などを予定をいたしております。

次に、収益的収入及び支出についてでございますけれども、収入を前年度比4%増の総額12億4,676万7,000円とし、支出を前年度比2.4%増の総額12億635万円といたしております。

なお、水道使用料につきましては、前年度比1.9%の増、11億1,292万円を計上いたしております。

支出につきましては、第6次事業の西鉄横断工事に伴うガス事業の受託工事費が増加の要因となっております。

次に、資本的収入及び支出についてでございますけれども、収入総額を2億8,300万5,000円とし、支出総額を10億1,076万7,000円といたしております。

収入につきましては、第6次拡張事業のための企業債、松川配水池の移設に伴う工事負担金が主な内容でございます。支出では、主に配水管新設工事費が増加しております。

なお、資本的収支の不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんをいたします。

次に、議案第27号「平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、排水戸数2万7,827戸、年間総排水量718万6,410m³を予定をいたしております。また、主要な建設改良事業でございますけれども、馬場、秋山、湯の谷、五条地区の雨水対策として3カ年計画で奥園雨水幹線築造工事に着手してまいります。汚水整備につきましては、北谷、内山地区を予定をいたしております。

次に、収益的収入及び支出についてでございますけれども、収入を前年度比1.6%増の総額16億7,702万円とし、支出を前年度比1%減の総額13億7,914万円といたしております。

下水道使用料につきましては、前年度比1.2%増の12億19万3,000円と見込んでおります。

支出につきましては、営業費用が増加しますが、企業債支払い利息及び消費税等が大幅に減少したことによりまして、総額としては減少いたしております。

次に、資本的収入及び支出についてでございますけれども、収入を前年度比32%増の総額10億2,510万5,000円とし、支出を前年度比28.9%増の総額18億816万9,000円といたしております。

本年度は、奥園雨水幹線築造工事の影響が大きく、収入、支出とも大幅な増額となっております。

なお、資本的収支の不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんをいたします。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第25から日程第31までの平成23年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予

算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の安部陽議員とすることに決定しました。

ここで予算特別委員会日程等について、委員長の説明を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番(清水章一議員) 予算特別委員会の日程等についてご報告をいたします。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月14日月曜日午前10時から、3日目は3月15日火曜日午前10時からそれぞれ開会をいたします。

なお、今回は予備日を設けておりません。

また、各委員からの資料要求につきましては、あらかじめ配付しております資料要求書により、明日25日金曜日午後1時まで事務局へ提出をお願いいたします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、2月28日午前10時から再開します。

本日はこれを持ちまして散会します。

散会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成23年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成23年2月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第4 議案第3号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第4号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 太宰府市準用河川及び普通河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第15号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第16号 平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第17号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第18号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第19号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第20号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1 番 原 田 久美子 議員

2 番 藤 井 雅 之 議員

3 番 長谷川 公 成 議員

4 番 渡 邊 美 穂 議員

5番 後 藤 邦 晴 議員
 8番 中 林 宗 樹 議員
 10番 小 柳 道 枝 議員
 12番 大 田 勝 義 議員
 14番 安 部 陽 議員
 16番 村 山 弘 行 議員
 18番 福 廣 和 美 議員
 20番 不 老 光 幸 議員

7番 橋 本 健 議員
 9番 門 田 直 樹 議員
 11番 安 部 啓 治 議員
 13番 清 水 章 一 議員
 15番 佐 伯 修 議員
 17番 田 川 武 茂 議員
 19番 武 藤 哲 志 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 井 上 保 廣
 教 育 長 關 敏 治
 協働のまち
 推進担当部長 三 笠 哲 生
 健康福祉部長 和 田 敏 信
 会計管理者併
 上下水道部長 宮 原 勝 美
 総 務 課 長 大 藪 勝 一
 市 民 課 長 原 野 敏 彦
 都市整備課長 神 原 稔
 教 務 課 長 木 村 裕 子

副 市 長 平 島 鉄 信
 総 務 部 長 木 村 甚 治
 市民生活部長 和 田 有 司
 建設経済部長 齋 藤 廣 之
 教 育 部 長 山 田 純 裕
 経営企画課長 今 泉 憲 治
 福 祉 課 長 宮 原 仁
 上下水道課長 松 本 芳 生
 監査委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田 中 利 雄
 書 記 浅 井 武
 書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 櫻 井 三 郎
 書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第2、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第2号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第3、議案第2号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 市道路線の認定について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第3号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第4号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第6号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第4号から議案第6号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第12まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、議案第7号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第7号から議案第11号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13と日程第14を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第13、議案第12号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」及び日程第14、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

て」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第12号及び議案第13号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第15、議案第14号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第14号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16から日程第19まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第16、議案第15号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」から日程第19、議案第18号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第15号から議案第18号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第20、議案第19号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第21、議案第20号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第19号及び議案第20号は建設経済常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第22 請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第1号「TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番大田勝義議員。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） それでは、TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書について説明をいたします。

紹介議員は、私、大田勝義、それから橋本健議員、それから原田久美子議員、それから長谷川公成議員であります。

文面を朗読させていただいて請願事項とさせていただきます。

請願事項。

我が国の農業への重大な影響が懸念されるTPP（環太平洋経済連携協定）交渉については、拙速に判断せず、参加の是非を国民に問うなど、国民的議論を踏まえて慎重に対応すること。

TPPにつきましては、全品目での関税撤廃だけではなく、さまざまな分野での包括的な交渉が行われ、農林水産分野以外にも国民の経済や生活に係る多様な分野について影響があることを国民に十分説明すること。

「多様な農業の共存」を基本理念として、農業・農村の多面的な機能の発揮や食料安全保障の確保など、食料自給率の向上、農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

請願理由。

政府は、平成22年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPPについて「情報収集を進める」ために「関係国との協議を開始する」こととしました。

TPPは、原則としてすべての物品について関税の撤廃を目指しており、仮にTPPが締結されれば、国内の農業生産が4.1兆円減少し、340万人に及ぶ地方における雇用が喪失されると試算されております。地域経済、社会、雇用が壊滅的な打撃をこうむることは必至であります。

我が国では、食料の60%を海外に頼っておりますが、さらに食料自給率が低下することになれば、安全・安心な食料の安定供給が脅かされ、国民に大きな不安を与えることとなります。

また、TPPは、物品の貿易だけではなく、非関税障壁として郵政の見直し問題、金融、保険、医薬品、公共事業の入札、医師・看護師・介護福祉士等の労働市場の開放などを狙いへのせ、さまざまな分野での包括的な交渉が行われることから、農林水産分野以外にも経済や生活に係る多様な分野について基準や仕組みを根本的に変更するものであり、「国のかたち」が一変してしまう可能性があります。

そのような判断を十分な国民的議論がないまま拙速に行うことは大きな問題であり、1の請願事項に掲げたT P Pに対する対応をするよう、国への意見書を提出していただくよう請願をいたします。

平成23年2月25日、太宰府市議会議長不老光幸様。請願者、筑紫野市杉塚三丁目3番10号、筑紫農業協同組合、代表理事組合長、藤政行。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月9日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔平成23年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成23年3月9日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 長谷川 公 成
(3) | 1. 安全・安心な道路整備について
(1) 団地内の不十分な側溝の整備を継続的に行うのか伺う。
(2) 路側帯のカラー舗装が必要であると思うが、今後の整備計画を伺う。
(3) 高雄商店街通りの街灯が少なく暗い。増設を要望する。
2. 市内の公園について
(1) 大佐野スポーツ公園にAEDがなく、人命にかかわる。今後の設置予定はあるのか伺う。
(2) 都市公園のウォーキングコースに距離表示ができないか伺う。
3. 市民農園について
(1) 現在の待機者数について伺う。
(2) 今後、増設予定はあるのか伺う。 |
| 2 | 原 田 久美子
(1) | 1. 安全なまちづくりについて
(1) 災害時における市役所の組織体制と活動体制について防災安全係の人員配置について伺う。
(2) 公共施設の災害対策について
公共施設での職員の避難訓練、研修の実施状況について伺う。
(3) 災害時の弱者支援対策について
市内の災害時援護者数と支援対策について伺う。
(4) 災害時の弱者、障がい者、外国人の誘導について
避難所までの誘導方法や避難所でのサポートスタッフの役割について伺う。
2. 太宰府市中央公民館に関する諸問題について
(1) 緊急時の避難誘導について
施設内のスロープとエレベーター利用について伺う。
(2) トイレの設備について |

| | | |
|---|-----------------|---|
| | | <p>① 和式便器から洋式便器に改善されているが、改善されていない箇所について伺う。</p> <p>② トイレのチャイルドシートについて伺う。</p> <p>(3) 障がい者用トイレについて</p> <p>(4) 中央公民館駐車場の確保について</p> <p>(5) 駐車場の照明について</p> <p>(6) まほろば号の乗り降りについて</p> |
| 3 | 武 藤 哲 志
(19) | <p>1. 議員活動36年間の協力と感謝について
町長、市長および三役、教育長、職員の方々に対して、市民要望を発言させていただき、対応していただいたことにお礼と感謝を申し上げます。</p> <p>2. 山神ダム上流の産業廃棄物処分場問題解決について
飯塚市の産業廃棄物処分場は、業者が倒産し、処分場から重金属が流出した。福岡県に再三にわたり指導を求めたが、産業廃棄物は放置された状態で、飯塚市住民は解決方法として、義務づけ訴訟という裁判を行い勝訴した。平等寺の処分場は、飯塚市と同じ状況である。3市と協力し、問題解決を図っていただきたい。</p> <p>3. 生活保護行政における一般会計の繰り入れ、対策について
年々生活保護予算が増加している。緊急雇用対策交付金および様々な公共事業の活用、補助金対策を求める。</p> <p>4. 住宅リフォーム問題について
今全国で、地域活性化事業として地元業者の仕事確保、経済活性化の大きな役割を果たしており、条例化すべきと考えるが、市としては現在の太宰府市商工会への補助ではなく、市独自の政策として取り組んでいただきたい。</p> <p>5. 古都みらい基金の取り組み強化と今後の計画について
市議会と太宰府市、駐車場事業者と一体となってできた条例を充実させる体制の支援対策を行政みずから行っていただきたい。</p> <p>6. コミュニティバスの充実について
市長は、コミュニティバスの充実について大変努力いただいているが、連歌屋地区と西鉄二日市駅への乗り入れ計画について検討いただきたい。</p> |
| 4 | 安 部 陽
(14) | <p>1. 職員の能率向上のための人事評価制度について
(1) 人事評価制度の一般質問後の経過と評価基準等の項目、内容等について伺う。
(2) 人事評価制度の実施時期について伺う。</p> <p>2. 交通渋滞解消策について
(1) 道路拡幅等の考え方について伺う。</p> |

| | | |
|---|--------------|---|
| | | <p>(2) 駐車場拡大等の考え方について伺う。</p> <p>(3) 梅大路、五条交差点の右折信号機の設置について（公安委員会等の考え方について）伺う。</p> <p>3. 財政問題について</p> <p>高齢社会となり、市税の歳入減となる。財源増に対する考え方について伺う。</p> <p>4. 元気な高齢者対策について</p> <p>(1) 元気な高齢者づくりは、医療費削減につながる。高齢者の医療費負担等の軽減のため、元気な高齢者育成対策について伺う。</p> <p>(2) 温泉と高齢者は密接な関係にある。市民の健康づくりの一環としてグランティア太宰府とタイアップし、健康教室等の利用等が考えられないか伺う。</p> |
| 5 | 清水章一
(13) | <p>1. 第五次総合計画について</p> <p>(1) 危機管理について</p> <p>政権交代等による影響等について伺う。</p> <p>(2) 学校教育の充実について</p> <p>中長期計画について伺う。</p> <p>2. 県道筑紫野古賀線について</p> <p>(1) 4車線化について</p> <p>(2) 旧道整備について</p> |

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 7番 橋本健 議員 |
| 8番 中林宗樹 議員 | 9番 門田直樹 議員 |
| 10番 小柳道枝 議員 | 11番 安部啓治 議員 |
| 12番 大田勝義 議員 | 13番 清水章一 議員 |
| 14番 安部陽 議員 | 15番 佐伯修 議員 |
| 16番 村山弘行 議員 | 17番 田川武茂 議員 |
| 18番 福廣和美 議員 | 19番 武藤哲志 議員 |
| 20番 不老光幸 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

| | |
|---------|-----------|
| 市長 井上保廣 | 副市長 平島鉄信 |
| 教育長 關敏治 | 総務部長 木村甚治 |

| | |
|-------------------|---------|
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 |
| 健康福祉部長 | 和 田 敏 信 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 |
| 総 務 課 長 | 大 薮 勝 一 |
| 協働のまち
推 進 課 長 | 諫 山 博 美 |
| 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 保健センター所長 | 中 島 俊 二 |
| 建設産業課長 | 伊 藤 勝 義 |
| 教 務 課 長 | 木 村 裕 子 |
| 市民図書館長
兼中央公民館長 | 吉 村 多美江 |

| | |
|----------|---------|
| 市民生活部長 | 和 田 有 司 |
| 建設経済部長 | 齋 藤 廣 之 |
| 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長 | 原 野 敏 彦 |
| 高齢者支援課長 | 古 野 洋 敏 |
| 子育て支援課長 | 原 田 治 親 |
| 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 生涯学習課長 | 古 川 芳 文 |
| 監査委員事務局長 | 関 啓 子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 |

| | |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記 | 花 田 敏 浩 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、11人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日9日5人、10日6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ちょっと先日に風邪を引きまして、お聞き苦しい点がございますけども、ご理解いただきたいと思います。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3項目についてお伺いいたします。

まずは、安全・安心な道路についてお伺いいたします。

昨年12月議会で一般質問いたしました梅ヶ丘公民館周辺の側溝整備について、早急に対応していただきましてありがとうございました。今後とも公民館活動、行事などが、安全かつ活発に行われ、参加者がさらに増えることを期待するものであります。しかしながら、団地内の側溝整備はまだまだ不十分な箇所が数多くあり、地域住民の方々が危険にさらされているのは言うまでもありません。

例えば、局地的豪雨の際、側溝整備が不十分なため土砂やごみが詰まり、雨水が流れ切れず、噴水のように噴き上がっているのを見かけます。それを見た子供たちが、おもしろがって傘でつついたり、頭からかぶったりして遊んでいるのです。非常に危険を感じます。大人でも、水が流れる側溝に落ちれば、わずか30cmの深さで溺死すると言われています。大人より体の小さい子供たちならどうでしょうか。足を滑らせて万が一側溝に落ちれば、考えただけで非常に恐ろしいことです。

そこで、安全・安心な道路整備について、以下のことをお伺いいたします。

団地内の不十分な側溝整備の予定は。また、整備を行う場合は、例えば地元自治会と協議し

ながら継続的に行っていくなど、市としてどのように進められるのか伺います。

2、通学路等に使われている路側帯のカラー舗装は、交通指導も行いやすく必要だと考えますが、今後の整備計画を伺います。

3、高雄商店街通りの県道65号線の街灯数が途中から少なくなり、暗く危険だと思いますが、見解を伺います。

2項目めに、市内公園についてお伺いいたします。

3月に入り球春到来、本市でも市内の各球技場では、野球、ソフトボール等が開幕式を迎え、1年間の長い戦いが今まさに始まろうとしています。やはり、そこで気になるのが、1年間けがや事故がないようにということです。これまで人命にかかわるような大きな事故はなかったかもしれませんが、本市において、年間を通して一番数多く野球やソフトボールの試合が行われる大佐野スポーツ公園にはAEDが設置されていません。万が一に備えて設置する考えはないのか、今後の対応を伺います。

次に、近年メタボリック症候群が話題の中心となり、市内で行ったあるアンケート調査では、ウォーキングをされる方々が全体の約50%を占めていました。非常に健康志向が高いということがわかり、我々体育指導委員会では3つの部会をつくり、その一つにウォーキング部会をつくって、市民の皆さんのニーズにこたえられるよう、現在マニュアル化を進めているところです。ウォーキングには、市内4つの都市公園を数多くの方が利用されておられるようで、私は喜ばしいことだと思います。

そんな中で、人というのは目標があれば頑張れるし、目安になるものがあれば励みになるのではと考え、質問させていただきます。

市内都市公園の外周に、他の自治体の公園でも見かける距離表示を設置できないか伺います。

3項目めに、市民農園についてお伺いいたします。

平成21年6月議会におきましてこの問題を提起いたしました。その後国分地区に新たに市民農園が増設されたと聞き及んでおります。しかしながら、市内を見渡しますと、まだまだ市民農園として利用できるのではと思えるような休耕田が見受けられます。

そこで、市民農園を外出支援対策、防犯対策、コミュニケーションの場と考え、質問させていただきます。

現在の市民農園の設置箇所、利用者数、待機者の人数及び今後の増設予定について伺います。

以上3項目、答弁は項目ごとをお願いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1件目の、安全・安心な道路整備につきましてご回答申し上げます。

1 項目めの団地内の側溝整備につきまして、まずお答えいたします。

市内の側溝整備についてでございますが、本市の住宅団地におきまして、道路幅員が狭く、道路側溝にふたがない道路がございます。道路側溝の整備につきましては、計画的に側溝改良を行い、側溝ふたの設置と舗装改良を順次行っております。また、集中的に側溝及び舗装改良事業を推進するため、平成19年度から平成23年度までの5カ年で、約16億円を投じ、地域再生基盤強化事業におきまして側溝改良、また舗装改良事業を実施いたしております。

そのほか、各自治会より、市営土木工事といたしまして、市内の側溝整備や舗装改良事業等の要望を受けまして、各自治会と協議を行いながら、緊急性の高い路線から整備を行っている状況でございます。

次に、2 項目めの路側帯のカラー舗装の今後の整備計画につきましてご回答申し上げます。

車道の路側帯のカラー舗装につきましては、高雄台団地のほかに平成21年度に三条の連歌屋三浦線におきまして、県道にありますまほろば号、宮前バス停から福岡光明園前までの設置をいたしております。また、平成22年度に銚ノ浦渡内線の佐賀銀行前から福岡女子短期大学前の区間、また五条太宰府駅前線の五条交差点から太宰府天満宮駐車場までの区間におきまして施工いたしております。いずれも、滑りどめのカラー舗装の色は緑色に統一いたしまして、視覚障害者の歩行通路や通学路などにおきまして、道路の利用者がわかりやすく、また車の運転者から見ても路側帯のカラー舗装を認識しやすくし、滑りどめにすることで、歩行者がより安全に通行できますよう配慮いたしております。歩行者、自転車利用者等の保護及び交通事故の抑止を図り、交通安全施設の整備を今後も行ってまいりたいというふうに考えております。

施工に当たりましては、施工箇所ごとに筑紫野警察署との協議を行っており、狭い道路におきましては、車線の最低幅員等の影響で、着色する幅などに制限がございますが、できるだけ施工する方針で協議を行い、施工を実施してまいります。

今後も、地元要望をもとに、筑紫野警察署との協議を行いながら、歩行者の安全確保のため、通学路などを中心に、滑りどめ、カラー舗装を推進をしてまいります。

次に、3 項目めの高雄商店街通りの街灯設置の要望についてご回答を申し上げます。

市内の街路灯の整備計画でございますが、市内の各種主要道路やバス路線、通学路等の交差点部及び横断歩道部について、現地で検証し、整備を進めております。

高雄商店街の街路灯につきましては、県道筑紫野筑穂線沿いの商店街であるため、現地の検証を行い、街路灯の整備について、県と協議を行ってまいりたいと考えております。

今後につきましても、各自治会より街路灯の要望を聞きながら、この整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、側溝整備の件なんです、たしか数年前にですね、ある区の、当時区長さんでし

たが、側溝整備のことですね、お話を伺ったことがありまして、平成15年の本市における大災害前にはですね、年間100mの側溝整備を行うという話やったけど、大災害以降は整備が進まなくなったと。市も金がないっちゃろねとおっしゃってました。その後ですね、そういった約束事というか、そういった区とですね、協議なされた経緯はありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 太宰府の市内の道路整備または交通安全施設整備につきまして、平成15年から平成22年まで、約8,000万円前後の予算をつけながらですね、市営土木工事という形で、地元の自治会長さんのほうから、前年度に、毎年10月末ごろに市のほうから文書で通知をいたしまして、そういう道路補修が必要な場所につきましては文書で市のほうに要望いただき、翌年にまた現地等を確認しながらですね、改めて自治会長さんのほうに、どういう箇所をやりますよという部分で通知をし、事業を進めておるという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） なされているというか、文書で通達、要望を聞いている。例えば、前のようにですね、年間100mとかの話の中で進めていっていただきたいと思いますし、もしそういった協議がなされてなければですね、今後協議をしていただいて話を進めていただきたいと思います。

なぜ協議を進めていっていただきたいかといいますと、自治会長さんは早くて2年ぐらいでかわる自治会もあると聞いております。自治会長さんがかわればですね、例えば側溝整備は何も言わなくても市がしてくれるというふうに引き継ぎが行われた場合ですね、自治会長さんは、市が行ってくれると思うものですから、例えばもうそれでもしなされなければですね、市は何もせんと。逆に、市のほうはそういった文書を出しても何も言ってこないというふうに、お互いがですね、すれ違ってしまって、信頼関係が悪くなるのが心配されます。

今後はですね、現在もなされていると思いますが、協議を大事にされてですね、すれ違いのないようお願い申し上げまして、一日でも早く本市内の側溝整備がですね、終わりますことを期待いたしまして、この問題は終わります。

次、2番目のですね、通学路に使われている路側帯のカラー舗装なんですけど、先日ですね、ある団地内をパトロールしてましたら、歩道の入り口の縁石の高さがですね、低くなっていました。私は、これは非常にすばらしいと思いました。個人的なことで申しわけないのですが、3歳と0歳の娘がいまして、子供たちと散歩や買い物に行く際にですね、ベビーカーに乗せるわけですね。いわゆる、昔は乳母車といってました。私もベビーカーというのなかなか言いなれないんですが。それを押していくときにですね、縁石や段差の高いところは車輪が上がり切れないんですね。ちょっと高いなと思って勢よくベビーカー押すんですけども、親子で一緒にひっかかって、前輪が上がり切れないものですから、前につんのめってしまってますね、ちょっと非常に危険というか、子供も非常に危険ですし、押している親も危険です。こういった段差の改善につきましてもですね、今後進めていっていただきたいなと思います。

路側帯のカラー舗装なんです、登下校時に子供たちを見ていると、車の通りが少ないところではですね、石けりしながら道路の真ん中を堂々と歩いています。車が来て危ないから端っこに寄りなさいと言ってもですね、一瞬だけ寄って、また真ん中を歩いていきます。こんなときにカラー舗装してあるとですね、その色の中を歩いていきなさいと指導できますし、例えばカラー舗装してあるところですね、例えば足跡の絵をつけてみたりとか、子供たちが興味のある絵をかいてみたりすればですね、ここは通学路や歩道といった意識が働き、今までは例えば平気で路上駐車してあった人たちもですね、しなくなる可能性があると思います。今後ですね、道路の改良工事の際には、積極的に行っていただきますことを強く要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 道路の安全確保というのは非常に重要な事業というふうにとらえております。ただいまご提言いただきましたカラー舗装につきましてですが、歩行者の保護、または交通事故の抑止にもつながりますことから、今後も計画的にですね、この事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） よろしく申し上げます。

これからですね、本市の路側帯が華やかになり、歩行者と車の接触事故や路上駐車が減少することを大いに期待いたしまして、2つ目は終わります。

3つ目ですが、ちょっとわかりにくいので、わかりやすく申し上げますと、街灯の件ですが、高雄のバス停からですね、高雄台のバス停まで、この間に横断歩道が2カ所あります。この2カ所の横断歩道のところにですね、焼き鳥屋さんがあり、この店があいているときはですね、多少は明るいので、横断歩道を歩行するのに危険をそんなに感じません。

ただ、定休日のときにはですね、周囲が非常に暗く、横断歩道標識は高いところに設置されているために、車の運転手は横断歩行中の歩行者に気づかず、あわや大事故という話を伺いました。街灯は電柱に設置されることが基本的な考えだと思いますが、先ほど申しました高雄バス停から高雄台バス停のところまで、高雄側の電柱が8本、ここは一本もですね、街灯は設置されていません。反対の梅ヶ丘側の電柱は6本で、裸電球の街灯がすべてに設置されていました。高雄側の街灯がないというのはなぜなのかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） お尋ねの防犯灯の設置状況ということでお尋ねいただいていると思いますが、防犯灯の設置につきましては、太宰府市防犯灯設置補助交付規定というのを市のほうに持っておりまして、各自治会長のほうから街灯の設置申請をしていただき、市のほうで2分の1の補助を行って整備をしておるというのが実情でございまして、お尋ねの高雄地区の、その設置がなされていないという部分につきましては、現在までこの申請がなされていなかったのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 私ですね、昨日この再質問の原稿を作成中にですね、気になりました、前区長さんにお電話をして確認いたしました。実際、区というか、隣組のほうから要望は上がってないようでしたね。私もですね、近隣の隣組の方々に要望を上げるように伝えておきますので、もし上がってきましたら速やかな対応をお願いいたしまして、この1項目めは終わります。

2項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めについてご回答申し上げます。

AEDの必要性、重要性については十分に認識いたしております。

お尋ねの大佐野スポーツ公園につきましては、管理人が常駐していないことなどから、AEDの設置場所や方法を検討してまいりましたが、平成23年度において管理棟の中に設置することにしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2項目めの都市公園のウォーキングコースにおける距離表示につきましてご回答申し上げます。

市内の都市公園におきまして、ウォーキングコースを設けておりますのは、地区公園3カ所と近隣公園2カ所でございます。この5カ所の公園の中で、ウォーキングコースに距離表示を設けておりますのは、歴史スポーツ公園の1カ所でございます。ご質問の距離表示につきましては、健康運動の場としまして、また公園を利用される方々の利便性を図ることにつながりますことから、来年度から順次整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） AEDの件ですけれどもね、私平成20年第4回定例議会、12月議会にですね、質問させていただきまして、今回新たにAEDが設置されるということですね。対応していただきましてありがとうございます。野球関係者の方々、ソフトボール関係者の方々の積極的プレーを大いに期待いたしますとともに、公園利用者のとうとい命がこの設置されましたAEDで守られますことをですね、祈り願いながら、この問題は終わります。

次、外周の件ですけれども、こういったやっぱり外周に距離表示があれば、市のホームページ等で紹介する際にですね、この公園の外周は何mですよとか、非常にわかりやすいと私は考えます。市民の皆さんが、一人でも多く目標を持ち、快適に健康づくりができるように、本市といたしましてもぜひとも応援していただきたいと思います。早急な対応をしていただきますことを大いに期待いたしまして、2項目めは終わります。

3 項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 3 件目の市民農園につきましてご回答申し上げます。

市民農園は、野菜や花を育て、土と親しむことができる場として、また健康づくりや生きがいづくりの一つになっており、多くの市民の方に利用いただいております。現在、市内の 8 カ所に開設し、総区画数 200 区画で、すべて利用いただいている状況でございます。

ご質問の市民農園の待機者数でございますが、現在 37 名でございます。

今後の増設予定としまして、観世音寺地区に 1 カ所、12 区画の市民農園を本年 5 月開園で現在準備を進めております。また、市民農園として利用できる農地情報の収集を行い、引き続き市民農園の増設と充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） 市民農園の現在の内容はよくわかりました。ご答弁でもございましたようにですね、新たに設置される予定ということでもありますので、心より感謝申し上げます。これからもですね、本市といたしましては、市民農園をですね、外出支援対策、防犯対策、コミュニケーションの場と考えてですね、これからも市民農園の利用者が増え、待機者ゼロになることを期待しております。

最後になりますけれども、市長を初め執行部の皆様におかれましては、この 4 年間若輩者の私の質問に対し、誠意ある回答、また対応を行っていただきまして、誠にありがとうございました。至らない点や勉強不足な点が多々あったかと思えます。また市民の皆様より議場での発言権を与えられましたら、そのときは新たな気持ちで一生懸命努めさせていただきます。4 年間お世話になりました。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、1 番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1 番 原田久美子議員 登壇〕

○1 番（原田久美子議員） 一般質問に入ります前に、平成 23 年 1 月 20 日ニュージーランドクライストチャーチの大地震がありました。同地にいた筑陽学園中学校の生徒 52 名、引率教諭 6 名も遭遇されていましたが、被災することなく無事帰ってこられました。また富山外国語専門学校 23 名の安否ができず、3 月 6 日に一人の死亡された女性の身元が確認されたところでございます。まだ日本人 27 名の安否が確認されていない中、被災に遭われた人たちの恐怖を思いますと、地震の恐ろしさがまじまじと伝わってまいります。被災に遭われた方のお見舞いのご冥福を謹んでお祈り申し上げます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず 1 項目めは、安全なまちづくりについて質問いたします。

私は議員になり、当初から安全なまちづくり、特に災害対策について、幾度となく質問してまいりました。災害対策について、私は過去の災害を過去のものとして風化してはいけません。また、災害について、市民や行政ができることを一過性の問題ではなく防災意識、防災対策に今後とも強化していただくことを望み、今回1期の締めくくりとして、再度災害対策について4点お伺いいたします。

1点目は、災害における市役所の組織体制と活動体制、また地域との連携についてですが、安全・安心を考えるとときに万全の態勢がとれる仕組みになっているのか、その体制について説明してください。また、今までの災害を経験して、不足している点があればお示しください。

2点目は、災害時における公共施設の避難、誘導訓練や研修の実施状況と、問題点はなかったのかお伺いいたします。

3点目は、災害時の弱者対策について、大雨や地震災害における要援護者ですが、これは宮崎県日向市の例をお話ししますが、日向市では災害弱者と言える方々の援助を行い、隣近所の人をあらかじめ協力者としての同意を得て登録しておき、災害時にその援護者が市の担当者から連絡により避難誘導を行い、避難できたのか事後確認を行うものです。このシステムは、災害弱者の避難支援を生かす対象となる独居高齢者、介護保険利用者、体に障害がある人を登録します。助けを必要とする人、協力できる方の助け合いを生かし、市民共助を行政が支えるシステムです。本市における災害弱者と言える方々に対する対策について、現状を伺います。

4点目は、災害時の弱者、障害者、外国人等に対する避難所までの避難誘導方法や、避難所でのサポートをするスタッフの役割などについて、計画があればお伺いいたします。

2項目めは、太宰府市中央公民館に関する諸問題について質問いたします。

太宰府市中央公民館は、図書館と公民館の複合施設として、昭和61年に設置されています。以降、安全で快適に利用できる施設として整備されたと思います。もちろん、高齢者や障害を持ってある方も利用できる施設だと思います。

そこで、幾つか問題点について伺います。

1点目は、3階からの市民ホール入り口への通路についてですが、3階までエレベーターで上がり、スロープを利用してホールに行けますが、エレベーターが使えなかったらどの動線で避難をするのですか。また、車いす利用者は避難できますか。移動方法、避難方法について伺います。

2点目は、トイレの設備についてです。

便器を和式から洋式に一部改善されていますが、まだ改善されていない箇所があります。今後の改善計画についてお答えください。

次に、チャイルドシートが女性トイレには設置してありますが、男性トイレには設置されていません。小さな子供を連れて施設を利用する男性もあります。男性用トイレにもチャイルドシートが必要と思いますが、今後の設置計画について伺います。

3点目は、障害者トイレは1階の図書館と3階だけに設置されているだけです。今後増設さ

れる計画があればお聞かせください。

4点目は駐車場についてですが、これだけの施設に対して駐車場が不足しているようです。特にイベントのときは、路上駐車もあるようです。用地がないのは理解できますが、対応策はないのでしょうか。

5点目は、駐車場の電灯が少なく、夜間のイベントの際には暗いと思います。照明の増設はできませんか。

最後に、中央公民館は市民が集う施設で、まほろば号や路線バスが少し離れた場所にあります。中央公民館の前にまほろば号のバス停を設置し、巡回させる考えはありませんか、お伺いいたします。

以上、2項目について、項目ごとに答弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご質問の安全なまちづくりについてご回答申し上げます。

1項目めの災害時における市役所の組織体制と活動体制ですが、災害警戒本部につきましては、総務部長以下全部長、関係課長、係長及び担当職員等の総数24名が事前に指名されており、防災メール・まもるくん等の情報によりまして、大雨洪水警報等の気象情報発令、または震度4以上の地震発生の場合には、それぞれが自主参集することとなっております。本部長は総務部長となっており、各種情報等の収集を行うこととしております。

災害対策本部は、第1配備体制、第2配備体制、第3配備体制の各配備体制がありまして、第3配備体制が全職員参集となっております。発生もしくは予想される災害の規模に応じて配備体制を決定しており、本部長は市長となっております。

班体制としては、本部、総務調査、建設復旧、上下水道、情報収発、広報、救助、衛生、教育施設の9班体制で活動に当たることとなっております。

課題としましては、災害の規模が大規模化すればするほど職員自身が被災し、登庁できない職員が増え、行政だけでは対応し切れない状況も想定されますし、現に他の自治体ではそういう状況に陥ったという報告も受けております。災害発生時の被害を少しでも減少させるために、地域住民の方々の自助、共助合わせた地域の防災力を高める取り組みが必要であり、ふだんからの防災意識の涵養や、自主防災組織の育成に今後も努めてまいりたいと思っております。

2項目めの公共施設の避難訓練につきましては、市役所庁舎の例を挙げますと、2年に1度火災発生を想定して通報訓練、来庁された市民の避難誘導訓練、放水訓練などを、全職員、消防署、消防団の参加のもと実施をしております。終了後には、消防署の講評を受けまして、指摘があればその都度改善を図ってきているところであります。また、訓練終了後は職員の初期消火能力を高めるため、消火器による実際の消火訓練も行っております。

小学校、中学校などの公共施設については、施設の管理権限者において実施をされております。

3 項目めと 4 項目めについては、一括でお答えしたいと思います。

災害弱者等の対策につきましては、災害発生時に独力で避難が困難である災害時要援護者避難対策としまして、太宰府市地域防災計画の中で包括的に記載しておりますけれども、災害時要援護者支援策を重点的に具体化するために、太宰府市災害時要援護者支援全体計画の素案を作成し、自治会長を初め民生委員、児童委員などの関係機関に説明し、意見を受けながら今後策定するところで、現在作業中であります。

現在は、素案を庁内で審議した後、自治協議会役員会で説明したところでありまして、今後校区自治協議会等の場を活用しながら、説明し、いろいろな意見を承りたいと考えております。

災害時要援護者数としましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、あるいは身体障害者で 1、2 級の手帳交付を受けている方などの、一定の要件を満たす対象となり得る数としましては、約 1 万人と推計をいたしておりますけれども、今後この中で第三者の支援がなければ避難が困難な居宅の方を特定し、そして個人ごとに支援体制を整えていく避難支援個別計画の策定も必要になってくると考えております。

また、避難所でのサポートスタッフといたしましては、救助班が当たることといたしておりますが、発生当初には健康チェックなどの目的のために、保健師を避難所へ派遣することなども考えておりまして、避難所の充実を図っていききたいと考えてます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今の部長の答弁ありがとうございます。

協働のまちづくりというのは、災害や防災、復旧活動になくてはならない災害に備える部署として大変な部署だと思います。

そこで、ちょっとお伺いしますけれども、総務部の事務分掌の中に、防災安全という中に防災に関することと書いてありますけれども、その仕事はどういうふうな仕事をされるのか、防災に関することというのはどういうふうなことをされる部署でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 具体的なお話になりますと、地域防災計画に基づいた災害時の対応というものが防災に位置づけられると思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その中には消防事務という方がいらっしゃると思いますが、消防事務の方はどういうふうなことをするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 消防事務の担当につきましては、消防団の事務担当が直

接担当でございます。

なお、地方自治法上言われる消防事務につきましては、原田議員もご存じのように、筑紫野市と組合を設立しておりまして、筑紫野太宰府消防本部が消防事務の全般にわたって対応することとなっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 筑紫野太宰府消防組合には、筑紫野市には消防担当として1人派遣されておられます。しかしながら、太宰府市ではその消防事務というのも含めてされているのか、お聞きします。

○議長（不老光幸議員） もう少し……。

（「詳しくお願いします」と呼ぶ者あり）

○1 番（原田久美子議員） 済いません。

筑紫野市には、消防事務というのを1人派遣されていかれております。しかしながら、太宰府市には消防事務というのは、その防災安全係の中で消防事務をされているということで理解してよろしいんですね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 本市の場合におきましては、消防事務一般につきましては、すべて消防本部のほうが対応していただくようにいたしております。本市におります消防の担当につきましては、消防団事務が主な業務でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私の知る限りは、筑紫野市では消防事務を組合のほうに1人派遣されておりますので、その方が消防事務のことだけをしていくということになっているということを知っておりますけれども、1人職員が消防事務として派遣されておられるんですよ。だから、その仕事までを太宰府市はされているんでしょうということを聞いているんですよ。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどからお答えしてますように、本市の場合においては、消防事務については筑紫野太宰府消防組合消防本部で一括して行っていております。筑紫野市さんが派遣しているということがあるようでございますけれども、派遣か何かわかりませんが、消防本部に出向されているのであれば、それは消防本部の事務をされているのは当然だろうと思いますけれども。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私は、結局消防担当として筑紫野市では1人、それだけに、その事務のために1人派遣されている人がいながら、太宰府市にはその事務担当も一緒にしているとい

うことをお聞きしているんですよ。だから、それもしているということでちょっと進めますけれども、結局筑紫野太宰府消防本部というのは、太宰府市と筑紫野市、ご存じのとおり筑紫野市と太宰府市の消防の管轄であるので、筑紫野市から1人職員を派遣して消防担当事務をしているのに、太宰府市では、消防事務も含めたところではしているのか、それに負担がかかってないかということをお聞きしたいんですけれど。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私どもの職員の事務分掌にあります消防事務に関することは、消防団の、主な消防団の運営に関して事務を行っておりますし、消防団の補佐を行っております。消防署員という形でですね。先ほどから申してますように、消防と言われる、例えば予防とか警防とかですね。そういう消防事務につきましてはですね、常備消防をつくっております。本市の場合はですね、先ほどから説明してますように、筑紫野市と組合をつくって消防本部を設置いたしております。そこに、組合ですから当然組合の議会もありますので、原田議員も議員とありますが、独自に運営をされています。他の自治体の例ではですね、消防本部を行政組織の中に持っているところもあります。消防局というような形で。筑紫野市さんが、なぜ消防組合に職員を派遣しているのか、私も今初めて聞いてわからないんですけども、それは組合のほうで何かそういう必要性があつてされているんだろうけども、その人一人が筑紫野市の消防事務をやっているんじゃないかと、消防本部全体でやっているとありますよ。消防団の担当という形でですね、本市の場合については、十分組織の中に持ってますけども、筑紫野市から派遣されている方は、一般の消防事務をやっているんですかね。それとも、消防団の主任的な立場でやっているんですかね。その辺がちょっとわかりませんので、それはちょっと筑紫野市に聞いてもらわないとよくわからないところがあります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） これはですね、消防署ができるいろんないきさつがございまして、消防団事務をですね、消防署のほうでやったほうがいいのか、それはそれぞれの消防団の考え方でございまして、私どもも一元化したほうがいいんじゃないかなというようなことを模索したこともございます。しかし、太宰府市の消防団の幹部の方々に相談しますと、やはり自分たちのことは自分たちでやっていこうと。そのためには、太宰府市に市役所の中に消防団の担当を置いて、そこで我々のいろんな事務をしてほしいと。そのほうが、機動的になるだろうということでございます。

以前、筑紫野消防署だけで、太宰府は後で加入した経緯がございまして、筑紫野消防団についてはそこと一体化して、以前から団事務をしてありましたので、そのいきさつのほうからですね、今そういう事務になっております。

しかし、どこで事務をするかということだけでございまして、それぞれの負担についてはそれぞれの市で負担しておりまして、その消防団のいろんな考え方、経緯もございまして、

そういう事務でスムーズに今行われていると、そういうふうに考えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私もそのとおりにちょっと聞いとりましたので、わかりました。

結局私が言いたかったことは、今防災安全係が3名で行ってあるんですけれども、筑紫野市と比べるわけではないんですけれども、結局そういうふうな、筑紫野市では1人職員が組合のほうに行って仕事をしている。その1人の分まで、太宰府市は本市のほうで事務の担当をしているということで、負担になっているのではないかと。だから、事務担当を1人増やすべきではないかということを思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 直接監督しております、今課長に尋ねましたけれども、業務につきましてはそのときより、そのときよりの集中した部分があったり、通常業務があったり、いろいろありますけれども、今原田議員がご心配いただいているような状況ではないということで今報告受けましたし、適正な人員配置につきましては、総務のほうで常にヒアリングを監督者から聞きながら配置をしていただいております。そのときよりのですね、集中したときには、当然人手が足りないときは課を挙げてやっている分もありますので、その辺はフォローアップしながらやっているところが現状です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私もですね、女性消防団または防災士としてですね、知識とか技術、資格を取ってから、市民の財産と命を守って日々頑張っておりますけれども、防災意識から考えますとですね、この部署というのはもう本当に365日の部署だと思います。本当はあつてはいけないのですけれども、やはり災害があれば出勤されてます。それはもう、今部長が言われたように、大変なところというのはもうわかると思いますけれども、やはりそういうふうな組織をきちんと固めておかないと、やっぱり備えの対策が必要ではないかと思って、私はその防災担当としてですね、1人増やすべきではないかということを提案したかったわけです。

済みません、市長にお伺いいたしますけれども、第五次総合計画での基本構想の目標とする7つの柱がありますよね。その一つに、安全で安心して暮らせるまちづくり、この目標は防災、防犯を小柱に、災害に強く、犯罪のない町にするためにということで掲げてありますけれども、この観点から、今私が言いました防災の担当のほうにもう一人ぐらいは必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりにいたしましても、その配置しております職員が適切かどうかというようなことについては、今までもそうですけれども、一定の事務量調査をしながら担当のほうで専門的にやっておりますので、そのことについては反映しておるというふうに思っております。絶えず一年一年の見直しもかけておりますので、その原田議員の防災に

対しますところの熱意とそれから担当職員に対して、大変だろうなというふうな評価の中からそういった声が出ておりますのはありがたいと思いますけれども、執行部の内部の中で、きちっとした配置をいたしておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） よくわかりました。

次に入りますけれども、平常時に被害に対応できる力を身につけるのは、やはり地震とか火事があったときに職員の方が情報発信、または避難誘導ができていくかというところが心配でございます。先ほど、2年に1度そういうふうなものをしているということですが、やはりこれは定期的にするべきではないかと思っております。

それと、応急手当法とか消火の仕方とかも、実際にされておられるのでしょうか。その2年に1度。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 施設ということで、市役所の例でいいますと、2年に1度火災訓練をしておりますが、けが人の想定まではいたしておりません。脱出経路の確認でありますとか、その辺の火災の周知方法等はやっておりますけれども、実際にどこでけが人が出て搬出するというような、そこまでのことはいたしていない現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 避難誘導の仕方とか、伝達方法とかをですね、職員の方にはマニュアルとかを出していただいて準備をしてほしいなと思っております。

次に、視覚障害者についてちょっとお聞きしたいんですけれども、災害時にですね、やはり情報保障というのがやっぱり重要であると思うんですよ。聴覚障害者が求めている具体的な実態や要望とかは聞いてありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどお答えしたときに申しましたように、消防担当はですね、当然1名おりますけれども、災害に当たっては、先ほど申しましたように、全庁を挙げて班体制で対応することになっております。

ご質問の災害時の要援護者の方も含んでですけども、これにつきましては避難誘導に関することにつきましては救助班が対応することになっております。

それから、その避難誘導の担当につきましては、責任者として子育て支援課長、副責任者として子育て支援センター所長が当たることとなっております。災害弱者の避難誘導、移送につきましては、自治会の自主防災組織あるいは民生委員、警察、住民等との連携を図りながら誘導、移送することとなっております。事前に災害弱者の把握に努めるようになっておりますので、それぞれ福祉あるいは高齢支援のあたりの中で、今おっしゃりたいいわゆる災害時の要援護が必要な方々の把握に努めながら、事あったときには対応できるように、準備をするように、各年度でですね、班長あるいは副班長も含めたところで会議を行いまして、それぞれの地

域防災計画の熟知、あるいは班体制の運営、班の事務分掌の理解、職員への周知訓練をそれぞれが班長が責任を持ってやるように、今年度も3回ほど班長会議開いて徹底を図っているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 安心しました。

そういうふうにして、今作成作業にかかっているということを先ほども部長が言われましたので、これにつきましては講習会とか講演会とかの実施を開催をしてほしいということをお願いします。

それと、災害対策については、やっぱり市民が取り組むものと、行政がみずから対応できないものを市民と行政の協働のまちづくりとして、太宰府市NPO・ボランティアセンターのレッツまちづくりイン太宰府として、市民から受託事業として防災講座を実施されておられます。また、市では新たに防災専門官を配置されて、地域自主防災組織の育成が着実に進められて、太宰府消防署の建てかえとかも、本当に井上市長が就任されて、確実に実行されているということを改めて感謝申し上げます。

それと、災害対策については、地域と行政がやっぱり一体となっていく前にですね、市民に任せること、または最低限行政がしなければならないことをですね、もう一度精査していただきまして、そしてまた助けを必要とする人、協力ができる方の助け合い、市民共助ができる町になるようにですね、それをお願いしまして、この1項目めは終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 2 件目の太宰府市中央公民館に関する諸問題についてご回答申し上げます。

本施設は、1 階に図書館、2 階から4 階が中央公民館の複合施設で、市民ホールと研修室を備えた、市民の生きがいのある人生、健やかで心豊かな生活を支援するための学習の場としての施設として、昭和61年11月に設置いたしております。今年で、建築後24年を経過しておりますので、現在大規模改修に向けての基本計画書を作成しているところでございます。

その内容につきましては、高齢者や障害者への配慮に伴うバリアフリー化への改善を含んでおりまして、今後は改修に向けた内部協議を行ってまいります。

まず1 項目めの緊急時の避難誘導につきましては、管内の警報装置、誘導灯、非常照明などの避難補助装置によりまして、安全に速やかに避難場所へ避難できるようになっております。

3階につきましても、中央階段、東西の非常階段と3カ所となっており、エレベーターが使用できない場合は、職員及び管理会社などのスタッフが避難誘導を行い、対応する計画としております。

2項目めのトイレにつきましては、基本設計では和式便器からすべて洋式便器に変更する計画としております。また、ベビーシートについては、各階男女別それぞれのトイレに1カ所ずつ設置する計画を持っております。

3項目めの障害者トイレにつきましては、現在1階と3階に設置をしておりますが、2階の市民ホール棟にも新たに設置を計画をいたしております、すべてオストメイトやベビーシートを備えた多目的トイレに改修したいというふうに考えております。

4項目めの駐車場の拡幅につきましては、専用駐車場が108台ございますが、図書館も併設のため、常時半数は埋まっている状況であります、土曜、日曜、祝日での催事は、職員駐車場を含むすべての駐車場を開放して対応している次第です。

しかし、平日の催事の場合となりますと、現状では利用の申請時に公共交通機関の利用をお願いして対応をしております。

5項目めの駐車場の照明につきましては、現在2基の街灯で、照度が低い白熱球タイプの設置となっておりますので、できるだけ早く省エネに配慮した明るい照明を採用し、夜間の利用者が安心して駐車場を利用できるように改善したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 6項目めは、私のほうから述べさせていただきます。

まほろば号の乗りおりについてご回答いたします。

まほろば号は、市内の公共施設を幹線で結ぶ公共交通機関として整備をし、本年4月で13年目を迎えます。本年6月には利用者累計500万人を超える予定であります。

さて、ご質問の中央公民館前のバス停設置でございますが、直近のバス停である市役所から半径200m圏内でもあり、現在乗り入れの予定はございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今の部長が言われましたように、内部計画が進められているということをお聞きしましたがけれども、その中でちょっとお聞きしたいことがあります。

エレベーターについてはですね、実際救急があった場合に、患者を搬送するために救助隊が、救急車が来て救助隊が来るわけですけども、その救急車に積んであるストレッチャーというのがあるんですけど、あの長さが199cmありまして、横が58cmあります。今の中央公民館のエレベーターの現在の長さが、奥行きが140cmで横が160cmでした。ということは、ストレッチャーも入りません。それで、救助隊がですね、来られたときの確保の仕方、そういうふうなことも含めて、エレベーターは改めて改善されたということですけども、結局エレベーター

自体も、もしも地震が来た場合、今度は、電気も通りません。そうした場合には、職員とかで対応するということで言われましたけれども、そのときには職員が何名ほどいらっしゃるんですかね、図書館には。職員、スタッフというのは。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 公民館と図書館、併設でございますので、合計で22名はおります。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その人数は、常時いる人数ですか。常時勤務されている人数ですか。違うでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 3名ほど減ります。図書館が交代制になりますので、15名と公民館4名ですね。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） やはり、いざ何か救急があった場合に人を搬送したりするということは、やはり避難誘導というのがもう本当に大変なことになってくると思いますので、内部計画が進められている、改善計画が進められているということで、そういったエレベーターのこともありますけれども、実際に人が人を助けていかなければいけないということを考えていただいて、職員さんの避難誘導の仕方とかを、極力そういうふうなものを訓練をしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、ベビーシートについても、今度今部長さんが言われたように設置していくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、車いすトイレもなんですけれども、あとトイレの中には普通の和式のところにはやっぱりポールがつくと、本当に高齢者の方とかは、この前も言ったと思いますけど、やっぱり一たん座ると立てないのが現状なんで、ポールの設置もお願ひしたいと思っております。

それと、駐車場についてですけれども、この分につきましては、やはり違法駐車とかに問題があると思います。私も結構中央公民館を利用するんですけれども、とめられなくて市役所のほうにとめるわけです。この前も太宰府市安全・安心まちづくり連絡協議会長が出されました推進大会があったと思います。この中には、米印が書いてありまして、駐車場に限りがありますと。まほろば号等の交通機関をご利用願いますということになれば、まほろば号等ということにはなると、ここに示されているということは、やはりまほろば号をそこに通すべきではないかと思っております。それと、自家用車で来られる場合には、市役所側の駐車場をご利用くださいということは、もう公民館の駐車場が足りないから市役所側に駐車をお願いしますということを、ここに書いてあるということは、もう私は認めてあることではないかと。だから、駐車場の確保をお願ひしたいと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 先ほど申し上げましたように、いろいろ催し事が多いときには市役所の

駐車場ということで、いろいろ駐車場の職員配備しまして、そういう対応をとっております。

慢性的に足りないと、多いときには足りないということもあるかというふうにも思います、たまにはですね。そういった場合につきましての部分がございますので、中央公民館だけの用地の確保というのは非常に難しゅうございますので、今後の利用状況等、またいろいろ含めてですね、来館される方に、まほろば号でお見えになっているのか、車で来てあるのか。そして、車で来てある方についても、それからいろんな利用者については、先ほどのお話じゃないですが、公共交通機関を利用していただくような形の分をいろいろな形で案内しながらやっていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） しつこいようですけれども、やはりまほろば号はですね、中のほうに通させていただくようにはできませんでしょうか。やはり、まほろば号が筑紫野太宰府線のほうまではあると思うんですけれども、やはり公民館の中まで入っていただけると、公民館の利用者も増えてくるのではないかと。また、先ほど言いましたように、内部計画も進められていることだし、高齢者、障害者、そういうふうな方がたくさん見えられることをお願いして、ぜひまほろば号の駐車場を設置していただけたらと思っておりますので、これはよろしく願いしたいと思います。

それと、駐車場についてなんですけれども、車どめがですね、ついてない部分というのがありますけれども、よく事故ったりされているんですよ。あそこは自分の責任でしなければいけませんけど、やはり車どめは必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 駐車場の整備というのは一挙にはできませんけども、そういう必要な部分についてですね、若干対応もとっているというふうに思いますが、必要なところがあれば少しずつ整備はしていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 安全性を考えるならば、やはり事故がないほうがいいし、トラブルもないほうがいいと思っておりますので、ぜひ車どめの設置をお願いしたいと思います。

それと、駐車場についてなんですけども、立体駐車場にするお考えはありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今、職員の駐車場と、それから中央公民館、図書館の駐車場ということで、ふだん分けて使っておりますけども、有効利用という形で既設のものを利用していくと、そういう考え方でございます。

この問題については、庁舎の増築、あるいはそれに伴う駐車場の不足の問題等々検討を以前したことございますけども、これは今原田議員が言われるように、太宰府市の今の課題でございまして、その中で考えていかなければいけない問題かなというふうに思っております。駐車場をつくるとすれば、立体化するとすればどこにどうしたほうがいいのか、そういうことも含

めてですね、今後検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ぜひよろしく願いいたします。

身体障害者の方や高齢者がやっぱり外出するのに一番困ることは、道路、建物ですね、段差があるということなんですね。それと2番目が、電車、バス乗りが大変ということがあります。それと、障害者に配慮した設備が不十分で、障害者トイレがないとか、4番目に交通の負担が大きいということが述べられておりますので、ぜひこういうふうな高齢者とか障害者が外出できる支援をお願いしたいと思っております。

やはり、公共性の高い中央公民館になりますように、障害者や高齢者、健常者等の利用に配慮した整備をしていただきますことを要望して、1期4年最後の一般質問を終わりたいと思います。市長を初め執行部の皆様、本当にありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19 番（武藤哲志議員） 私は、今期で36年の議員活動を終了いたします。今日まで、議員になったときには川邊町長さん、有吉さん、それから伊藤さん、佐藤市長さん、現在の井上市長さん、またこの間に退職された三役の方々、職員の皆さん、また現在おられる職員の皆さんのご協力で、議会活動をさせていただいたことに対して、心からお礼と感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

私は、まずこの太宰府市は、現在の井上市長さんによって、市民の生活、商工業者、少子・高齢化対策やさまざまな施策がなされていると思います。私長い議員活動の中で、執行部の皆さんといろんな発言、回答いただきました。特に、財政的に厳しい状況を迎えた時期があります。やはり、地域活性化のために五条地域、ジャスコが撤退をいたしました。この問題は、大変論議になり、やはりジャスコ跡地を購入し、商業施設を入れ、公共施設と併合した複合施設をつくる。将来の大佐野地域の開発を考えて、看護学校跡地の購入、そして大変バブルもはじけた時期に資本投下をいたしました佐野区画整理も無事に終了し、しかも固定資産税の税収増となって返ってきておりますし、一時的な借金も長い目で見れば大きな収入になるんじゃないかと思います。また、通古賀の区画整理も短期間で完成をいたしました。また、その間災害も3度の大地震があり、当然基金も枯渇、その財政も乗り切ってこられ、今日健全財政を保っていただいているのは、井上市長ではないかというふうに私は思います。

今年の当初予算、地方債の残高が同額であります。平成17年は300億円の借金がありました。現在は200億円、一般会計と同じであります。市長のマニフェストを見させていただきますと、市長は42億600万円の市債を減らしたという形になってますが、現実にはさまざまな形で100億円近くも借金を減らしていただいた。借金のない自治体というのは、本当に安心してお金が借りられる、また返すことができる、これであります。しかも、私も監査委員をしてお



りまして、太宰府の財政全般については全部健全財政であり、指数もどこの自治体にも誇れる自治体であります。これは、やはり市長を初め三役、教育長、職員、また市民の協力をいただいている結果だと思いますし、次期選挙では、ぜひ市民の立場に立って、やはり市民のための行政を井上市長に引き続き、私個人として要望するものであります。今後もどんなことがあっても市民の立場に立って、やはり行政運営をしていただきたいと願っております。

それでは、通告いたしております項目について発言をさせてください。

私は、福岡県環境問題連絡協議会という、自治体を中心とした産廃問題、弁護士と地域住民との代表幹事をいたしております。こういう状況の中で、飯塚市の産業廃棄物処分場は、業者が倒産をいたしました。今までは、処分場内の中には何があっても問題がないという状況の中で県との協議をしておりましたが、福岡高裁が、捨てたものに異常なものがあれば、これは撤去すべきだという判決を出しました。県議会では、その高裁判決を支持しましたが、残念ながら知事が控訴いたしましたので、今月の16、17日、弁護士と地域住民と協議をし、福岡県との話し合いをする予定をいたしておりますが、これと同じようにこの飯塚市に2億5,000万円の抵当権を設定をし、この処分場に山神上流にあります産興処分場のごみが持ち込まれ、こういう結果になっておりますし、市長や議長会でこの筑紫野市、山神ダムの上流にあります産廃処分場問題がもう20年近く続けておられ、もう今は飯塚市と同じように業者がおりません。管理する人もいない。こういう状況ですが、あれだけの福岡ドームの3倍近くのごみが捨てられたままになっておりますが、やはり3市と協力をして、この問題解決に当たっていただきたいと思います。この考え方について、市長から回答を受けたいと思います。

2項めは、本当に今不況が続いております。私、平成23年度の予算書を見まして、何と生活保護が昨年より7億3,942万円の増額で、15億8,718万円です。交付税措置をされるといいますが、やはり生活保護の負担というのは、大変自治体に大きくのしかかってくるわけですが、以前も質問いたしました。緊急雇用対策などをどう活用するのか。

それから、今福祉事務所では就労支援を行っていますが、なかなか就労の場の確保ができない、仕事がない、あってもほんのわずかな低いパート収入です。こういう状況の中で、私は教育委員会とも協力し、文化財の遺構の関係で調査を各地でされてますが、そういう土木作業に従事をするとか、内部的な事業の中で、以前も説明したように、建設現場の材料後片づけだとか、財政をどう福祉事務所に充てて、福祉事務所が仕事をしなさい、こういう仕事がありますよという、行政の内部でやることによって収益が上がれば、その分の補助金の負担、市の持ち出し金額がやはり大幅に減るわけですが、そういう努力をしていただきたいと以前も質問しておりましたが、前向きな状況ではありませんが、何らかの形でやはり市民負担を減らす必要があるんじゃないかと思いますので、前向きな回答をいただきたいと思います。

次の項目は、住宅リフォームの問題です。

今、全国各地で本当に建設業者といいますか、土木業者以外の建設業者、さまざまな職種があります。大工さんから左官さんから板金屋さん、水道からですね、本当にクロスだとか、こ

ういう方々が仕事がない、廃業に追い込まれる、生活ができない、こんな状況ですが、筑紫野市で2,000万円の住宅リフォームが1カ月足らずでなくなって、2億円近くの経済効果があったと言われております。太宰府市は、商工会の商品券で取り組んでおりますが、やはりリフォーム条例を制定して、そして税収増につながるような施策をすべきではないかというふうに考えておりますが、ぜひ住宅リフォーム条例などを行政と議会一体となって検討いただければ、本当に商工業者、活性化するんじゃないかと思っておりますので、その辺のご検討をいただきたいと思います。

次に、太宰府古都・みらい基金の取り組みと今後の計画です。

太宰府古都・みらい基金について、歴史と文化の環境税を実施をするに当たって、議会や行政、それから関係者とのさまざまな議論を重ねてきました。その結果、議会が将来の太宰府という形でみらい基金をどうするのか。太宰府の将来を、文化を残し、観光都市、こういう状況の中で、さまざまな形で議会と行政が一体となって築き上げた条例ですが、これをどうしても、みらい基金の条例をつくった議会の責任もありますし、行政もこのことを受け入れていただけてますし、またそういうみらい基金の推進協議会も発足をしています。やはり、これを本当に行政が援助をし、育てていく必要があると思いますが、これに対しても今年も補助金もつけていただいておりますし、ぜひこのみらい基金、絵にかいたもちにならないような対応をぜひご協力をお願いしたいと思います。

次の問題についてです。

先日、市長さん、教育長さんに貴重な時間をいただきまして、市民要望についてのお願いをいたしました。市長さんとしては、マニフェストにあるように大変努力もいただき、さまざまな形で安い経費でマミーズ・まほろば号を東観世地区に乗り入れをいただいたり、また太宰府タクシーのご協力で石坂地域に乗り入れをしていただくなど、地域要望を大きく取り入れていただいております。

ところが、この太宰府全体的に見て、高齢化率の高いところで、どうしても身近なコミュニティバス、毎日ではなくても週3日ぐらいはという状況が各地にあると思うんですが、連歌屋地区は大変急な坂の多いところであり、またバスも乗り入れるといえばグランティアぐらいしか入りませんが、身近に利用できるような、そういう委託ができるような計画ができないかどうかです。

それからもう一点は、以前も質問いただきましたが、原の営業所から市役所横の図書館の入り口の横に西鉄バスが来てますが、本来は西鉄バスとして宇美まで行っていますが、西鉄二日市駅発車ができないかどうか、こういう問題についても以前質問をしてりましたが、その経過、今後の見通しについてご回答いただければありがたいと思います。

回答については、一括でお願いをし、自席にて質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま武藤議員から、今期限りで勇退をするというような表明がなされました。まさに9期36年にわたりまして、町時代あるいは市制施行後におきまして、本当に今日までの躍進といいましょうか、市の発展にご尽力を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいというふうに思っております。

そして、市政につきまして、特にここ2年間につきましては、監査委員として、市の財政状況あるいは事務事業全般にわたりまして、評価あるいは監査をしていただいております。市の財政状況を初めとして実直に、正面から見ていただいておりますところでございます。ただいま、そうしたことを通しての評価を言葉としてあらわしていただきました。本当に客観的にも、最も市の状況を見ていただいた議員の一人であるというふうに思っております。心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。誠にありがとうございました。

さて、武藤議員のほうからご質問に対しまして、以降5項目についてご質問がございます。順次ご回答を申し上げたいと思います。

2件目でございますけれども、山神ダム上流の産業廃棄物処分場問題につきましてご回答を申し上げます。

まず、飯塚市の例でございますけれども、福岡高等裁判所は本年の2月7日、処分場内の水質検査で、基準値の2.7倍の鉛が検出されたことから、井戸で生活水を確保する住民に重大な損害を発生させるおそれがあると指摘をし、一審の福岡地方裁判所の判決を取り消し、生活環境保全のために必要な措置を産廃業者に実施させるよう、福岡県に命じる判決をいたしました。

福岡県では、業者には適正に指導や処分を行ってきたと主張が認められず、遺憾として最高裁に上告をされております。この上告を棄却した福岡高裁の判決を不服として、今月7日でございますが、最高裁に特別抗告をしたと報じられているところでございます。

市といたしましては、これまで産業廃棄物処分場問題の抜本的解決を求める福岡県促進期成会を軸といたしまして、財政支援を含めた法制度の整備等、国、県に対しますところの要望活動を行ってきたところでございます。今後におきましても、適宜情報をとらえていくとともに、山神ダムの水の将来の安全が担保されるまで、山神水道企業団の構成団体でございます筑紫野市及び小郡市との連携を一層深めていきながら、適切な対応をとっていきたい、このように考えております。

3件目でございますけれども、生活保護行政の充実と一般財源負担軽減対策を図りますために、昨年の10月から就労支援相談員を配置をいたしました。生活保護受給者の稼働年齢層の対象者に対しまして、就労に向けましての研修でありますとか、あるいは指導などを現在行っておりところでございます。実施します中で、保護受給者の多くの方は、今までは就労活動を一度も経験されたことがない方が非常に多いということでございます。離職をして、長期間経過をしている方々など、就労に対しますところの意識でありますとか意欲等々が総体的に低いというふうな状況等がございます。今後とも根気強く就労につながりますよう、被保護者の社会

生活への自立ができるように、こうした施策を通して、支援をしまいたいというふうに思っておるところでございます。

4件目の住宅リフォーム問題についてでございますけれども、住宅リフォーム助成制度につきましては、地域経済の活性化等を目的に、全国的に175市町村、県内では4市町が実施しておりますことは認識をいたしております。太宰府市におきましては、特定の業種を対象にするのではなくて、幅広く多くの業種の商工業者の方を対象に、そうした商品券事業を行いました。地域経済の活性化を図ることを目的に、県及び市の補助事業といたしまして、商工会におきまして平成21年度から実施をしておるところでございます。

平成22年度につきましては、この事業の中に新たに住宅リフォーム等の独自の産業枠を設けて実施をしておるところでございます、このことにつきましても一定の経済効果を見ることができたというふうなことが言えると思います。

当事業でございますけれども、県の支援も必要でございますけれども、個人消費を一層喚起し、地元商店街を初めといたしまして、地域経済の活性化を図る上におきましても、効果的な事業であると思っております。本年度実施いたしましたこのプレミアム付き商品券を充実をいたしまして、実施に向けて今後も継続してこの施策を打っていききたいというふうに思っております。

そのようなことから、ご提起されております住宅リフォーム助成制度の条例化等々につきましては、今のプレミアム付き商品券事業に特化をいたしまして、この住宅リフォーム等の活性化といいましょうか、あるいは零細企業、あるいは一人親方の皆さん方がやはり生活ができるような、そういった施策に結びつくように創意工夫をしまいたい、このように思っております。

5点目についてご回答申し上げます。

平成20年2月に駐車場事業者あるいは市議会、商工会、観光協会、自治会などの代表者と行政から成りますみらい基金創設検討委員会を立ち上げました。14回にわたります検討の結果を市議会の特別委員会にも報告したところでございます。平成21年9月には、検討委員会から提案をされました条例案を再点検をし、修正を加え、そして太宰府古都・みらい基金条例として、議員発議によりまして制定に至ったという経過がございます。平成22年4月から条例は施行されておりますけれども、条例の施行後も寄附金の集め方などの検討を重ねてまいったところでございます。寄附をお願いする実行組織といたしまして、西高辻天満宮宮司を会長といたします太宰府古都・みらい基金推進委員会が、昨年の10月に設立されたところでございます。行政におきましては、パンフレットの作成でありますとか、あるいは市の広報でありますとか、ホームページでのPR活動を行いますとともに、太宰府古都・みらい基金推進委員会運営に当たって、補助金の支出なども行っておるわけでございます。現在も太宰府古都・みらい基金推進委員会とは、事あるごとに打ち合わせを行っておりますけれども、今後も連携を密にいたしまして、できる限りの支援を行ってまいりたいと、このように思っております。

最後でございますが、6件目についてご回答申し上げます。

連歌屋地区と西鉄二日市駅乗り入れについてご回答申し上げます。

まず、以前からご要望がございました連歌屋地区へのまほろば号の運行についてでございますけれども、まほろば号は市内の公共施設を幹線で結ぶ公共交通機関として整備をまいりました。

連歌屋地区でございますが、道路の勾配が急でございまして、あるいは狭隘なために、まほろば号はそれ以外の交通システムの検討を行ってきたところでございます。その中で、ホテルグランティアの送迎バスを利用することも、早くから選択肢の一つとして考えておりまして、ホテルのほうと以前から協議を行っております。現在は、その回答を待っておるというふうな状況ではございますけれども、今後回答を受けながら対応を考えてまいりたいと、このように思っております。

次に、西鉄二日市駅東口への乗り入れについてでございますけれども、現行のまほろば号のダイヤの編成では、車両の手配が厳しいというふうなこと等もございまして、西鉄バスの宇美線を延伸する要望を、現在西鉄本社に申し入れをしておるところでございます。現在、利用客調査を含め検討がなされておりました、延伸の実施につきましては、いまだ、まだ結論は出ておりませんけれども、今後におきましても西鉄とのパイプもございまして、市の要望等を強力に行ってまいりたいと、このように思っております。引き続き延伸要望等については、武藤議員のご指摘もあり、私もそのように必要であるというふうに思っておりますので、引き続いて実現するまで努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長のほうからですね、通告させていただいた内容については簡潔に支援、対応、強く要望していくという内容であります。まず私も山神ダムの関係で、長い間取り組んでおりまして、17日、18日弁護団と打ち合わせを、17日の夜ですが、その後環境省に陳情に行くように、今私代表監査の関係で、知事にも新たに申し入れを行いたいと思っておりますが、市長の答弁では促進会、市長会、議長会が言っておりまして、国、県に強く要望していきたいと。特に、ごみが捨てられて長期間放置されると、やはり大変な悪影響が出てきますし、ぜひこれは強くですね、事あるごとに担当部とも、太宰府としては給水を受けている、水量としては3,000 tですが、やはり水道施設の上流に産廃場があるということは事実ですので、ぜひ太宰府、筑紫野、小郡等一体となって進めていただきますように。そのために企業団

としても、市長会、議長会の国要望の予算まで計上されてますので、今後強く働きかけていただきますようお願いをしておきます。

次の問題ですけどね、大変市長から就労支援というか、生活保護世帯の問題ですけど、私も予算書を見てびっくりしたんですね。特に、今これだけの不況で、年金も国民年金では5万円ぐらいではね、夫婦で10万円ではもう生活できない。どうしても生活保護に頼らなければならないとなってきますと、はっきり言って今年度15億8,718万円のうちに交付税措置が、3億9,679万5,000円が交付税の中に全部入ってきておるとは思えないんですよ。だから、この前も言いましたように、働く意欲があっても、今のコンピューターが使えるとか、営業能力があるとかですね、そういうものは難しいですね。体を使う仕事ならばどうにかできそうです。やっぱり予算の中にいろんな部分があるんですが、やはり体を使わせるといって、日当でもですね、やっぱりそういう仕事を行政側があっせんする。職安に行きなさい、職安に行って企業に面接行きなさいという就活支援。それから、あいさつの仕方とか、いろいろ指導されているんですけど、やはりそれでも仕事が見つからない。じゃあどうするかといえば、文化財の発掘が今もう何年もあるわけですけど、予算見ましたら、もう文化財の発掘のああいいう遺構を専門的に崩しちゃいけませんけど、あの中で泥を積み上げる仕事だとかですね、箱詰めするとか、そういう軽微な仕事、安全な仕事、そういうまたできれば市内にあります公園の中の整備の草取りだとか、トイレの掃除だとかですね、やっぱり市が何か与えて、そしてその報酬を差し引くことによって、一般財源の持ち出しが減るということも、以前私も同じような質問をさせていただいてましたが、内部努力をしないと本当に今仕事がない。やはり、市の市民の税金を有効に、また有効にするためには、もう少し内部的に検討いただくことはできませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、回答でお答え申し上げましたけれども、今武藤議員がご指摘されております生活保護者、受給者に対する自立支援といいたいでしょうか、総合行政としてやはりする必要がありますというふうに思っております。今言われておりますように、文化財でありますとか、あらゆる作業業務等々もあるわけでごさいます、一生活保護担当課だけの問題ではなくて、全体的な就労対策あるいは雇用の創出含めた形で、総合行政として私は今も指示をいたしておりますけれども、生活保護担当部局の増員も含めた形の中で、総合行政でこれを行っていきたい、これは私の次の課題の一つにしておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひ次の選挙も市長さんになっていただいてですね、内部的に一般財源、昨年から7億3,942万円も生活保護予算が増額になっているけど、市長部局だけでなく市内全体ですね。以前は八女市に次ぐ2番目に少ない生活保護世帯であったこの太宰府市がこの不況の影響でですね、こんな措置をしますよと言われると、本当に交付税、特交より大きな金

額が一般財源に入ってますので、ぜひそこいらはですね、今後の大きな課題として、内部でやはり検討していただきたい。そうしないことにはですね、これが少しでも減ることによって、ほかの高齢者や少子化の問題やですね、外の事業にも充てられるんじゃないかなというふうに考えられますので、内部検討をぜひ要求いたします。

次にですね、住宅リフォーム問題で、市長さんのほうも全国174市町村、福岡県で4市町という状況の中で、本当にいろんな企業というか、全国にあります連合会も、このリフォーム問題について大変な関心を持っているというか。もう朝役所のあく前からですね、待っておられる。しかも、その地元の業者を限定する。納税をしているということの納税義務を課せている。完納証明があるかどうか。

そして、お年寄りの方や、雨漏りがするだとか、戸が動かないとかですね、その割合の最高限度額が、多いところでは30万円から20万円、10万円というような形になっているんですが、今プレミアム商品券は商工会で、今私も余りこれは事前にお聞きすればよかったんですが、こういう質問をして申しわけないと思ってます。担当課に行けばわかることなんですが、プレミアム商品券については、実績的なものはどういうふうになっとるんでしょうか。簡潔に報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 失礼しました。

プレミアム付き商品券事業ということで、事業的には福岡県が300万円、太宰府市が300万円、商工会200万円、1,000万円の事業枠というのが、プレミアムをつけて1億円ほどのですね、事業展開をやっているということでございまして、その中の20%枠を住宅リフォーム等枠ということで設けまして、これは30万円以上の住宅リフォーム等をされた場合に、その1割、3万円のプレミアムをつけるという制度でございます。

昨年度、初めて県下でも太宰府市独自の枠という形で、事業枠ということで実施しております、住宅関係で約66件の事業が展開をされておまして、施工金額にしまして8,000万円ほどの事業経済波及効果があったという状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 1,000万円のうちに県が300万円、市が300万円、商工会が200万円出して、1,000万円の枠で、しかもその中の住宅リフォームの問題については、1,000万円の枠の中の10%ということは100万円、100万円の中で最高3万円。30万円以上で3万円。66件で8,000万円の効果があつたと。これをですね、本当に市独自に組めば、それ以上の効果があるんじゃないかというふうに思われるんですね。結果は今聞いてみましたが、1,000万円が全額住宅プレミアムにつけられたんじゃないくて、1,000万円のうちの10%の100万円で、30万円以上の中で3万円を補助したと。その件数が66件。そして、申請の工事高が8,000万円ということでしょうか。もう一遍確認しますが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 住宅リフォーム枠というのは、20%ということで事業展開をさせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 20%ということは、200万円ということですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 全体で1,000万円のプレミアムをつけておりますので、200万円枠の住宅リフォーム等ということで事業を展開しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） お金は、もうはっきり言って198万円使って、残らないということですよ。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） すべて事業展開、1,000万円枠を売り切ったといいますか、プレミアムつけて事業を終了したという状況です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、その200万円のプレミアムで、はっきり言ってもう200万円はなくなった。これは、66件で8,000万円の効果があったというならば、200万円でこんな成果があるわけですから、本来もう少しね、枠を設けて、経済効果を発するように、今市長、担当部長からありましたが、もう少しですね、国から300万円、太宰府市から300万円、商工会から200万円というんですが、市独自にですね、こんな成果があっても198万円も使って、あと残りの2万円しかないという状況じゃあね、本当にすばらしい実施成果だと思いますよ。だから、もう少しこれは内部的に見直していただいて、やはり活性化を行っていただきたいなと。市が行ったわずかな金額でもこんな成果があっているというのは、報告を受けて初めてわかるわけですから、これがはっきり言って2,000万円だと、少なくとも3倍、4倍、5倍の経済効果になってくるんじゃないかなというふうに考えられますので、どこでもこれが大変地域のこの不況の中で活性化につながっておりますので、ぜひこれも検討いただきたいなというふうをお願いをいたしておきます。

それから、みらい基金については、市長から私ども議会と、それから駐車場事業者、天満宮を初めですね、ワーキング部会の方々や、そして最終的にはこのすばらしい太宰府古都・みらい基金という形になりましたし、推進委員会もできておりますが、やはりこれを本当にまだ成果上がっておりません。寄附行為を受けている金額については、ほんのわずかな金額だし、どう充実していくかですね、それなりに今後もぜひ寄附行為ができるというか、先日も新しく結婚式場のほうから寄附を受けたということで、補正予算計上されていましたが、これはみらい基金に寄附をしていただくと全額経費に入りますよという認可を受けている、こういう制度で

すので、徹底したですね、やはり広報活動というか、こういうものにちょっと力を入れていただきたいと思うんですよ。今いろんなところに寄附をしたいという人がおられると思うんですけど、この太宰府の部分についてですね、もう少し、どのように知恵を出していくか、寄附を受けるかをですね、税法上が優遇されるというのをですね、全面的に出していく必要があるんじゃないかなと。特に企業にもですね、全額経費算入できますからご協力いただきたいというように、ひとつその重点的なものも、行政とそれから推進委員会と一体となって進めていくように、定例の、できればですね、協議会というか、話し合いを行政と一体となつて行うことはできませんか。進行状況を含めてですが、市がお金を受け取るわけですから。その寄附行為に動いていただく方は推進委員会ですから、そのための定例の会議をですね、やはりびしっと決めていただくような方策はないかどうかを伺っておきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 先ほど、市長のほうからも答弁いたしましたように、この条例が生まれるまでに、議会におかれましても全議員による特別委員会または検討委員会等、何度も汗をかいていただいて、昨年この条例が発足いたしました。その後もまた委員会、みらい基金条例が出た後の推進委員会という形で、現在も協議を行っていただいております。その中に私どもも参加いたしまして、強力にバックアップをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

またその間、先ほど議員のほうからもご提案いただきましたように、この寄附の優遇性といえますか、税の税額控除そのものになるというようなPRもですね、私どものほうで一緒にやると。連携して行って、この基金の生きた活用といえますか、そういう形に結びつけていきたいと思っております。現在では、まだ十数万円の寄附ということになっておりますけれども、これの金額の多寡にかかわらず、これからの、それこそまちづくり法の認定を受けたこれからのまちづくりの中に生かして利用させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それともう一つはですね、やはり寄附をいただいた方を、この太宰府のすばらしい古都を守るためのですね、寄附をいただいた方の氏名を永久に残すような方法は考えられないかどうかですね。今どこでもそうなのか、観世音寺、戒壇院ですか、あそこのかわらに寄附をいただいた方にお名前を書いて、屋根のふきかえを行ったというような経過があるんですが、やはり古都・みらい基金という状況の中で、寄附者をですね、将来はどういう形で寄附を残していくのか、その寄附をされた方々を永久に記録するというような方法も検討してほしいと思うんですよね。今の世の中コンピューター時代ですから、自分の名前を打ち込んだら古都・みらい基金に入れば、寄附はされているというのが出てくれば、寄附者を明らかにしていいかどうか。寄附をいただく方に、あなたの名前は永久に残したいと思いますがいかがですかとか、こういう知恵も出していかなきゃいけないと思うんですが、そういうことも検

討課題にならないかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 先ほども申し上げましたように、この寄附をいただいた方々の、それがどう太宰府の中で生かされておるかということ、そういうこともお返ししながら、今ご提案いただきましたような寄附者名簿といいますか、そのようなことも活用していく、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひ、推進委員会の方、天満宮の宮司さんになっていただき、いろんな形で進めていく中では、どうしても行政の援助なしではですね、できませんので、議会もこの問題については本当に時間をかけて審議をして、発議で議会がお願いした経過がありますし。

あとは、議員としての寄附行為はできませんけど、ボランティア活動はできるはずですし、行政とそれから事業者、推進委員会、議会、市民一体となった、やはり古都・みらい基金の充実を今後もですね、力を入れていただきたいとお願いをいたしておきます。

最後の質問ですが、再三にわたってですね、年金センターのときも年金保養センターのバスが利用できないかと。それから、グランティアの問題についても、あれが白ナンバーなんですよ。原鶴温泉の旅館が運送法で違反行為になったという経過があるんですね。営業停止処分を受けるとか。こういう状況で、市長の部分では、グランティアと検討し、あそこまでの部分ということですが、これが営業許可書をとってですよ、やるならともかくですね、まずそんなものが運送法上にできるのかどうかという問題が1点あります。

2点目はですね、やはりお金を出してでも乗れるような方法の、今の市長の手腕により、太宰府タクシーに石坂地域に、太宰府タクシーさんをお願いしました。マミーズが今営業しているときには、逆に東観世団地あたりはいいかもしれませんが、このマミーズがもっと間違ってたまたま閉店するようになればね、これまた別の方法を考えなきゃなりませんが、もういつそのこと運送会社、そういう相乗りができるように、陸運局との協議は必要だと思うんですね。そういう違法な営業を行って迷惑をかける前に、法律を守らなければならない行政が法律どおりの運行する責任があると思うんですね。その点で、私は今まで市長さんがやられた内容について議会に承認を求めてきた石坂地域については、議会でも論議の上に大変地元の方々が喜ばれることだと。

それから、やはり石坂地域もこの太宰府タクシーが入ることによってですね、地域の方が喜んでおりますが、市長さんがさっき言われましたように、あの連歌屋というのは本当大変ですよ。もうグランティアに行くまでは広いですけどね、ちょっと脇道入ると離合のできない場所もありますし、あそこの方が下までおりてくるというのも相当、先ほどありましたが、中央公民館までまほろば号入れられないかという状況じゃないと思うんですね。下りのときは簡単ですけど、帰っていくのが大変なようです。買い物してですね。ぜひそこら辺は、法律的な問題

もありますので、検討いただきたいというふうに。

もしグランティアとの関係で、あそこが運送法により西鉄太宰府駅とか、太宰府駅五条駅経由とかで、そういう問題まで協議をお願いしているのでしょうか。この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど市長が答弁しましたように、その可能性については、ホテルグランティアのほうに、市長みずからも支配人のほうにお願いされたし、私どものほうも、向こうの企業体のほうでエリアマネージャーという方がおられまして、全体的な統括されている方とも協議をして、その方向で社内協議をするということで、社長のほうも一定の決断の方向性は持つてあるみたいですね。今ご質問にありますように、今後どのように運行していくのか、それからどのような利用形態をとるのかということについて協議をしようということになっております。9時過ぎぐらいから30分から45分置きに送迎車出してあるそうですが、新しく何か新館が今度完成しましたですね。それで、1日大体100人ぐらいのご利用があったのが、今160人ぐらいになっているということもありますので、そういうこと、状況も見きわめながら判断していきますし、もう一方、地元連歌屋区の自治会とですね、どのような交通手段とか、どのような利用状況とか、そういうことを一定協議していく場も必要だということだと思っております。

それで、今後につきましては、他の自治会からの要望もあってそのようにしているんですけども、検討委員会みたいなのが、地元の自治会のほうから委員さん出してもらってですね、私たち行政も一緒になって、どういう手法をとるのかということで協議していくということで進めておりますので、連歌屋のほうも今後そういうように進めていきたいと思っております。

法的適合性につきましては、無償運送であれば大丈夫と思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） はっきり言って、ホテルはホテルのお客さんの送迎ですね。ただし、市民というのは、やはり時刻表に基づくような状況、何時ごろ、週3日のうち何時には何時来ますよという、朝出かけたいとかですね、どうしても昼間行きたいとか、そういう状況がありますので、無料という状況になってくるのは一番ありがたいんですが、やっぱり地域の利便性を考えるならばですね、現在の東観世に入れている状況だとか、湯の谷、石坂に入っているような状況をぜひ検討して、市民のニーズにこたえていただければというふうに考えております。内部検討を早急にですね、お願いをしたい。

それから、西鉄、私もいつも思うんですが、そこのもとと保健センターをつくる予定として土地を購入したところに、今西鉄に貸しているわけですが、宇美商業の学生さんが朝どうしても利用します。学校に行っている方、そういう状況もあるんですが、できれば西鉄二日市駅の東口から発車をさせてですね、そして朱雀、それから通古賀六丁目の方々とかですね、あの周辺の方々も何カ所かバス停をつくっていただければ、やはり市役所に来るまでは100円バス、太宰府市内までは、北谷までは100円バスで、それから先の料金形態を変えていただくと

というような方向もですね、強く市長さんとして、直接西鉄に担当課をやる、市長さんみずから西鉄本社に乗り込むような方向もぜひ検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まさにそのように考えております。西鉄とも、この沿線、二日市東線等々については、今ご指摘、あるいは以前からの議会の中での提案等々もありますんで、それを含んで西鉄のほうと折衝、実現に向けて努力したいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私の36年の議会活動最後の一般質問に、大変丁寧に、貴重に、また今後の市民の立場に立ったご回答いただき、心からお礼申し上げます。

また、本日今期議席をともにしていただいた皆さんに心からお礼申し上げまして、私一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従い、質問をいたします。

職員の能率向上のための人事評価制度について、このことについては地方公務員法第7節に、研修及び勤務成績の評定に、任命権者は能率の発揮及び増進のために、また定期的に評定を行わなければならないと規定されております。

したがって、職員の人材育成、昇給、昇格、組織の士気の高揚、仕事に対する姿勢ややる気を起こし、仕事に対する能率高揚に役立ち、ひいては市民サービスの向上など、本人の長所、短所を生かしながら、なお一層市民サービスにつながるものであります。

しかしながら、残念なことに今日まで人事評価はなされておられません。前市長時代から、市民サービス向上のためにいろいろと質問を続けてまいりました。今までの回答では、公務員制度改革大綱が平成13年12月25日に閣議決定されており、平成18年度を目途に計画的に進めてまいります。また、平成21年3月の時点では、平成21年度に管理職から順次施行を行っていきたいと思っております。平成22年3月の答弁では、他の自治体の制度も参考にしながら、研修や試行で決定してまいりたいとの回答を得ております。

私が何回も質問をしたのは、職員の仕事に対する向上心と昇進の公平さ、あるいは市民サービスの向上のためからであり、このような目的のために公務員法でも規定されているからであります。

したがって、これらの回答後の経過と評価項目、内容、基準等について、またこの人事評価制度の実施時期について伺います。

他の自治体の動きを見る必要はありません。職員の職務遂行の向上と市民サービス向上のた

めに、ぜひとも平成23年度から実施していただきたいと思いますが、しっかりとした回答をお願いいたします。

次に、交通渋滞解消策について伺います。

この交通渋滞解消問題については、毎年のように質問をいたしたところであります。しかしながら、私の目には改善されたところはありません。歩いて15分のところが、自動車では1時間30分もかかるのです。連歌屋、三条を初め沿道住民の方は、買い物や病院あるいは遊び等について、車の利用ができません。そのようなところに住んでいるのが悪いような単純なことを言われる方もおられます。私は、住みよいまちづくり、安全・安心のまちづくりを訴えてまいりました。今の交通渋滞では、救急車や大型消防車も走れません。国を挙げての観光客誘致が行われております。また、各都市においても観光客の誘致に奔走されておられます。

しかしながら、本市におきましては、肝心の観光客に気持ちよく車でおいでくださいとも言われません。私は、都市計画道路を初め市道の拡幅や渋滞解消のためにいろいろと提言をしてまいりましたが、進展しません。今後の道路のあり方、拡幅等についての考え方を伺います。

私は、国立博物館ができて、なお一層の渋滞になったと思います。特に、特別展が開催されたときには、道路が駐車場となって動いておりません。今後の駐車場のあり方をどのように考えてあるのか伺います。

次に、梅大路交差点、五条交差点を右折信号機に変更できないかと、信号機の問題も機会あるたびにお願いしたところですが、全然改善されておられません。なぜ改善できないのか、市並びに公安委員会等の見解を伺います。

次に、財政問題について伺います。

少子・高齢者社会となり働く中堅市民が少なくなり、市税減を含め財政安定について心配をいたしております。市税の歳入減に対する財源、あるいは財源増に対する対策について伺います。これからの社会は年金生活者が多くなり、市税のほかに医療負担あるいは福祉負担等が増えることは、ますます医療費や福祉費増につながってまいります。したがって、市民の負担をなくし、現在の財政を維持することは、今後の大きな課題と思われまゝ。この医療費や福祉の費用の増大分は、どなたの負担になるのか不明な点でもあります。高齢者の年金から負担をしていただくことは、ますます病人をつくり、医療費等の増加につながります。市民負担軽減のためにどのような施策を考えてあるのか伺います。

元気な高齢者対策について。

現代社会は、今や福祉政策が花形となっております。本当に福祉関係の皆様には、誕生してから来世までの面倒を見ていただき、厚く御礼申し上げます。元気な高齢者づくりは、医療費削減になります。高齢者の医療費負担を少なくし、また公費医療負担を軽減することは、健全財政への道だと考えます。

お手元に配っております2月27日の日本経済新聞には、認知症を防ぐには、趣味や運動、グループ活動による人との交流が認知症になりにくいと説いてあります。前回2名の職員が福祉

関係に増員されると伺っておりますが、もう一歩進んで、文化、運動関係の職員を増員をされ、人との交流、運動など、各公民館に出前で週2回指導に回られれば、1億円近くの医療費削減につながると思います。元気な高齢者育成に力こぶを入れるべきと思いますが、どのような見解をお持ちか伺います。

温泉と高齢者は密接な関係にあると思います。市民の健康づくりの一環として、グランティアとタイアップし、健康教室などをグランティアの一室をお借りして開設できないか。また、利用者には温泉利用割引を利用するなど、市民の方が喜んで参加して、元気になる対策ではないかと考えますが、どのような見解をお持ちか伺います。

あとは自席にて質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 4件ご質問いただいておりますけれども、市長答弁というふうなことでございますけれども、実務的な関係が多々ございますので、各担当部長より回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1件目の職員の能率向上のための人事評価制度につきましてでございますが、実務との関係もありまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

まず、人事評価制度の経過につきましては、昨年庁舎内で太宰府市の人事評価制度検討委員会を立ち上げました。そこでいろいろ議論を行って、太宰府市人事評価システム施行マニュアルを作成いたしております。このマニュアルにつきましては、評価を行っていく上の基本となりますことから、全職員、これは評価される側としての全職員を対象として、人事評価制度の説明会をまず昨年度行っております。そしてその後、今年に入りまして評価者となる管理職を対象とした評価者研修会を実施して、この制度とマニュアルへの知識を深めてきたところでございます。そして、そのような基本的条件を押さえた上で、本年1月、2月の2カ月間を試行期間として現在行ってまいりました。そして、その今集約関係で、現在各部署において職員の最終評価を行っているところでございます。

次に、ご質問の評価基準の項目についてでございますが、大きく分けて職員に必要とされる能力、勤務態度、業績の3項目について評価を行うことといたしております。このことは、組織全体の士気高揚や公務能率の向上を図り、市民サービスの向上につなげていくということを目的といたしております。

今回、現在やっております試行におきましては、試行マニュアルに即しまして、勤務態度評価と能力評価の2項目を実施しております。勤務態度評価では、一定期間の就業意欲や態度、能力評価では、職務の級に見合う知識、技術、能力の到達度を評価することといたしております。

そして、来年度、平成23年度におきましては、本来の評価期間となります1年間を通じて行っていくことといたしております。今後はこれらの評価に一定期間の仕事の成果でありますと

か、設定目標の達成度を評価いたします業績評価を加えていきたいという予定をいたしておりまして、これらの試行の検証を重ねながら、公平性、納得性、透明性が確保される制度として、早期完全実施に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） ただいま前向きな回答をいただきましたが、実際の、今試行期間ですね。本当に、平成23年度はあと一年、1年区切って評価されると思うんですが、本実施はその次の年になる予定ですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在試行といいますが、勤務態度評価と能力評価は現在も入っております、あとこれの若干の修正等はですね、今後していくものですから、この2点については試行ということにしております。

そして、この反省点も踏まえて、その反省を踏まえながら、あわせて今度の業績評価というのが入ってきますので、試行とは言っておりますが、もう入ってきておりますのでですね、余り先が見えないようなことで試行と言っておるものではございません。この人事評価というのは、評価する側だけの考えではないかと、される側も理解して、このマニュアルをみんなが、全職員が同じ土俵の上でやっていくんだということが非常に大事ということでございます、そういうところから、皆さん方、職員そのものの意見も吸い上げた中でつくり上げていくということですので、今現在、大項目の2つを行って、平成23年度には3番目の項目に入っていくというような、段階を追っているというふうにご理解いただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 職員の適材適所、職員の能率向上、それに伴ってやっぱり市民サービスも向上してくるというようなことで、地方公務員法にも定められておりますし、今聞きますと、一応試行の段階でも前向きな試行であるように私は思いました。これをできるだけ早い時期に完成させていただいて、市民から喜ばれる行政につながっていくことを心から願っております。一応勤務評定については前向きでございますので、頑張ってまた今後ともよろしく願います。

2項目め。

○議長（不老光幸議員） 2項目。

建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2件目の交通渋滞解消策につきましてご回答申し上げます。

1項目めの道路拡幅等の考え方についてでございますが、本市におきます道路事情は、国道3号を初め、県道筑紫野・古賀線、県道福岡・筑紫野線等を利用し、福岡都市圏と県南部とを往来する通過交通と、九州国立博物館、太宰府天満宮などの主要観光施設があります市内にお

ける滞在型車両の交通が混在している状況でございます。

交通渋滞の解消また緩和につきましては、今後も鋭意進めていかなくはならない重要な課題でございます。平成20年度に策定いたしました太宰府市総合交通計画には、渋滞解消策といたしまして、駐車場待ち車両の抑制、交通規制による円滑な交通処理、交通処理能力の向上の施策を挙げております。

交通処理能力の向上には、バスレーンの整備、幹線道路の整備、渋滞交差点の改良など、道路拡幅を含めた道路整備が必要と考えており、県道筑紫野・古賀線の道路改良事業を推進しております。また、本市の市道の交通渋滞解消には、あわせて渋滞地域への車両の流入抑制も行う必要があると考えており、公共交通への利用転換や、パーク・アンド・ライドの推進も必要でございます。

市道の拡幅でございますが、本市には道路幅が狭く、緊急時における車両の通行に支障がある箇所があり、セットバック事業及び隅切り道路改良事業として4m未満の道路を4mに拡幅いたしております。道路の必要性を考慮しながら補助事業を活用し、今後も積極的に事業を推進していきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの駐車場拡大等の考え方についてご回答申し上げます。

本市における交通渋滞は、通過交通によるものが主因ではなく、来訪者による自動車交通が一定時期大量に集中することによって生じる特異なものでございます。仮に太宰府天満宮周辺に新たな駐車場を整備することは、渋滞にさらに拍車をかけることも懸念されます。このようなことから、自動車利用から公共交通機関への転換を促進してまいりたいというふうに考えております。

年始から3月にかけては、市役所駐車場の週末開放を行いますとともに、特に来訪者が集中します年末年始には、携帯電話で主要な駐車場の空き情報が確認できるようホームページを開設し、駐車場情報の提供とあわせて、公共交通機関の利用を呼びかけております。今後も、本市に訪れられる方々に対し、公共交通機関利用への転換、また交通渋滞緩和への協力をさらに促してまいりたいというふうに考えております。

次に、3項目めの梅大路、五条交差点の右折信号機の設置につきましてご回答申し上げます。

梅大路交差点につきましては、交差点と踏切の間が短く、また車両が一たん停止することによりまして右折車両の通過に時間がかかっており、また九州国立博物館へ向かうお客様により、この梅大路交差点は大変混雑している状況でございます。

五条交差点につきましては、右折後すぐに変則交差点があり、変則交差点の車両を通過させるため、県道と市道の2方向、それぞれの計3方向の青信号を点滅させる必要があります。この3方向の青信号のため時間をとられ、五条交差点右折後の県道の青信号時間が短くなっており、車両が渋滞する原因となっております。

筑紫野警察署の見解といたしましては、右折信号の設置に関しまして、梅大路及び五条交差

点の共通の課題として、進行方向それぞれに右折レーンの設置、また五条交差点につきましては、次の五条駅入り口交差点の改良が必要との考えでございます。両交差点とも交差点改良が必要となり、五条交差点につきましては、次に控える五条駅入り口交差点の改良を含み、検討する必要があります。2カ所とも県道交差点でありますため、県、筑紫野警察署など、関係機関と協議し、改善策を検討、要望する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 1点目の道路拡幅等については、やはり予算が大変伴うと思います。

県道がほとんど、多いと思いますけれども、あるときに、五条交差点、旧3号、水城小学校から五条交差点、あれまでの区間については、一時は緑地帯ですね、あれを一つ改良して、片側2車線、変則2車線、それで午前中なら午前中を福岡から太宰府に入ってこられるときには2車線、帰りの午後は逆に2車線使うと、変則3車線にしてそういうようなことも考えているというようにも言われておりましたんですよね。なかなかそういうのもできてないようでございますが、やはり今観光客、これによって財政を潤そうという自治体が多いんですよ。常に公共機関を利用して太宰府に来てくださいというようなことは、1月から3月までの間はそういうような見解が多いと思いますけど、それも一つの方法ですけれども、やはり自家用車で来たほうが一家族まとまってきやすいというようなこともありますので、できるだけ積極的に県あるいは国に働きかけていただいて、道路改良を進めてもらいたいと思います。やはり年次計画をね、立てていただいてできないかと、これは要望しておきます。

それから、駐車場については、やはり拡散することも一つの方法でしょうけれども、今度はそこからシャトルバスだとかいろいろバス移動をさせなくてはいけない。だけど、一部混雑してその時間帯がとれない。一番いい例が、まほろば号は正月三が日は動かせないというようなことでもございますので、そういう事態が起こらないように、私は、できれば、駐車場が足りないから駐車待ちの車だと思います、全部。それで、あと1,000台近くの駐車場が三が日、1月から3月まで期間的とは思いますが、博物館ができて、特別展があるたびに今度はウィークデーでも渋滞が激しいんですよ。

ある程度株式会社というようなものを設立してですね、現在の空き地等にそういうような、2階、3階建てぐらいの立体駐車場をつくったりして解消できないかということも、今後考えていただき、もう時間ありませんので、私はもうそういうことも提言してから終わりますけど、そういうことも、株式制度ですね、そういうことを考えていただいて、自治体だけの負担じゃなくって、そういうような方法をとっていただいたら、ある程度違ってくるんじゃないかと思います。

それから、梅大路交差点、これは全部がやっぱり五条からそのまま真っすぐ来ているんですね。あれ一時新町の横町といったらわかりにくいかと思いますけど、博物館から真っすぐそのまま出て、向こうと、五条、天満宮の駐車場と合体しますけれども、あそこの拡幅等ができれば

ば、直線ですからかなり違ってくると思うんですね。やはりあそこの道路の拡幅、これを優先的に考えていただければ、博物館に行ったりするともかなり緩和できるんじゃないかなろうかというふうに考えておりますので、そういうことが一つと。

それから、今もう宇宙にロケットが打ち込まれている時代ですよ。それで秒差的なですね、右折の方法は計算していただいたら出てくるんじゃないかなろうかと思しますので、もう一遍ですね、よく知恵を絞っていただいて、右折の信号、それから、先ほど部長言われました五条のあそこの3差路の、あれやはり道路改良も一体化して、どうかしたら駐車場が、あれよりもちよっと二、三十m奥には駐車場があるんですよ。そういうところを買収してでもかえてくれれば違うと思うんです。

それともう一つは、現在、前のほうに來ているストップラインをもう少し五条寄りにしたりして、そういうような行き来がしやすいようなふうにしてくれば、そういうような総合的な研究をしていただきたいと思います。これも要望にとどめておきます。今後の材料にしていなければ幸いと思います。

次お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 3件目の財政問題についてご回答申し上げます。

本市におきましては、これまでの都市基盤整備事業の成果によりまして、国勢調査の速報では県内で3番目の人口増となっております。年少人口もここ数年増加傾向にはございます。しかしながら、我が国の人口構成からいたしまして、今後も高齢者が増加し、太宰府市でも生産、消費、納税などの、社会経済活動の多くを担う生産年齢人口が減少すると予想されております。福祉、医療を初めとする社会保障などに対する需要と費用の一層の増加が見込まれております。

このような費用の増加に対応できるよう、市といたしましても、これまで歳入面におきまして税の徴収能力の強化のほか、例えば歴史と文化の環境税を導入する、あるいは市政だより、ホームページ等への有料広告の導入、あるいは普通財産をスーパーとして貸し出すなど、また駐車用地としての貸し出しなど、さまざまな歳入増対策を行ってまいっております。

現在におきましても、これまで保留地として持っておりました土地も早く売り出してですね、やっていこうということで、現在ホームページでも4件の管財課所有の用地を売り出しております。最高額は6,000万円にもなりますが、なかなかこれまで買い手がつかなかったもので、ある程度最低制限価格を設けまして、先着順で売り出そうということで、現在ホームページに載せておりますので、どうぞお知り合いの方にもPRしていただければと思っております。このような形で、さまざまな角度から収入増の研究を行ってまいりたいと考えております。

一方、歳出面におきましては、長期的に税収の伸びが見込めない場合でありましても、まず必要な社会保障費は確保していかなければなりません。そのため、安定した財政運営を行うに

は、改めて市の役割を明確にした上で、身の丈に合った歳出規模の適正化や、既存施策の見直しが不可欠と考えております。事業を遂行するに当たりまして、歴まち法等の国からの支援を受けるなど、いろんな角度から研究を行って、歳出関係も努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） いろいろと歳入面については考えてあるようでございますけど、せっかく太宰府には800万人近くの観光客が見えておるわけですね。この人たちをやはり太宰府一辺倒、太宰府駅周辺一辺倒になっておるから、それをやはり都府楼駅のほうにまでですね、延ばせるようなそういう対策をします。そのためには、私ども平成の会ではしょっちゅう言っていますように、政庁跡ですね、あれをもう少し朱雀門あたりをつくっていただいて、写真を撮りに行くと草ぼうぼうじゃなくって、そういうような変化を持たせる。あるいは周辺をですね、もう少し整備していただいて、やはりまほろば号に乗って皆さんが行くというような、観光収入をですね、考えていただきたいと思います。そういう意味で、水城の堤防もかなり充実しましたけれども、あのようですね、充実した施設を今度は政庁跡につくられたらどうかと思います。

そういうふうで、やっぱり観光面に、最初はお金要るかもわかりませんが、それをやはり還元するような方法ですね、観光面にも力こぶを入れていただいて、歳入増を図っていただきたいと思います。支出減を考えるよりも歳入増のほうを考えていただく。できるだけ福祉関係は今後要る財源でございますのでね、そういうのも。それと何度も言ってますように、元気な高齢者をつくることによって医療費が要らないようになりますから、そういう対策にやっぱり力こぶを入れることが大切じゃないかと思います。

先ほど日本経済新聞のことを出しましたように、こういう認知症になられない、あるいは病気になられない人が出てくれば、それだけまた支出減になるわけでございますので、そういうことも今後考えていただきたいと思いますので、ひとつ今後ともよろしくお願いしておきます。

次お願いします。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩をします。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 4件目の元気な高齢者対策についてご回答申し上げます。

平成18年度の介護保険法の改正によりまして介護予防が充実され、生活の不活発による廃用

症候群や心身の機能低下を予防するため、介護予防事業の展開が図られてきました。さらに近年の介護予防の視点として、運動機能の向上を目指すだけでなく、住みなれた地域で安心してその人らしい生活ができるための生活の質の向上を目指しながら、生きがいや楽しみを持って、孤立しない地域づくりも目指すようになりました。家族を初め、地域の方々の見守りや、在宅支援のための介護福祉サービスの中で見守られながら、高齢者自身がみずから地域とのかかわりを積極的に持つことが、元気な高齢者育成につながることを考えております。

平成23年度は地域自治会と共同開催いたします、いきいき元気教室を新たに10地区募集し、今年度の教室のフォローアップも実施するほか、地域包括支援センターを会場といたしまして、運動教室の増設や閉じこもり予防や、認知症予防の視点を持った新たな教室の開催を計画しているところでございます。民間の温泉施設を利用いたしました教室の開催につきまして、参加される高齢者の健康状態や費用負担などが考えられますことから、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 本当、福祉の皆さんには大変、揺りかごからあの世まで一生懸命頑張っていたいて、本当、感謝申し上げます。しかしながら、最近の高齢者は、本当に生まれる子供さんよりも、赤ちゃんよりも高齢者のほうが多いんですね。そういう実態になってきておりますので、この高齢者の方をいかにやはり元気で過ごさせることが、市民サービスあるいは地域の活性化につながってくると思うんです。

ちょっと新聞にもこういう、私も認知症の施設にも行ったことあるんですよ。そしたら、女性の方は、4時になったら一人の方が台所に立たれたら、10人おられれば大体10人皆さんそこに来てやはり炊事をされたりするんですね。それで、そういう昔のことはわかって、今言ったことがわからないというようなのが認知症の症状でございますので、そう付近の方から、認知症やけえどうこうといって、ああいう施設があったら困るというようなことじゃないと思うんです。いかにあの人たちを楽しく過ごさせるかというのが一つの問題だと思います。

そういうものを防ぐことが大事ですので、常に元気な高齢者ということをやっているんですが、今部長の答弁で、元気教室を来年度は10カ所ぐらいに開催したいと、これ44自治会あるんですよ。それで44自治会をですね、週に2回ですね、全部が、週に2回ですよ、1回じゃもう忘れますからね、やはりリズム。

それで、私昇地先生のところへよく遊びに行くんですけど、あの人にはリズムですね。普通サラリーマンの方は、明日が日曜日だから、休みだからといって疲れとるからといって8時までも9時までも寝るという。そしたらそのリズムが狂うということ、あの人。それであの方は7時なら7時、きちっと起きて、それからもう9時までには新聞を4社読んで、そして9時にはもうしいのみに行って職員の皆さんと話したりしてある。そういう規則正しい、そして食事したらまたそれから30分ほどお休みになると、そういう、もう時間が区切られたようにして過

ごしてあるんですね。

そういうリズムをとらせるということで、私は今10カ所と言われますけれども、それは予算の面でそうでしょうけれども、あとこういう開催したところでそういう指導者をつくってもらおうと。そういう指導者をどんどんどんどんつくって、その人たちが今度はボランティアでそこで何曜日と何曜日するよというようなことで近所へ呼びかけするというようなね、ムードづくりをされれば、これが元気な高齢社会をつくる。

やはり高齢者の人は閉じこもりがちになるんです、何にも趣味も何にもなく。それをそういう、それで私も今度地区で提言しているのは、一つは、歌を歌っていただいて、その後軽い軽運動をしましょうと、そういうことを今自治会長さんとも協議しているんですが、そういうようなことで、それを週に2回と、そういうことを今提言しております。

そういうリズムを持たせるということで、できるだけ早くそういう指導者を市のほうでは育成していただけたらと思います。この点、要望しておきます、今後の。そういう元気な高齢社会をつくるために、そういう趣味だとか運動をさせる場をね、数多くつくってもらう。そのために公民館が開放しやすいようなムードをつくってくださいというのはそこにもあったんです。

それから、2番目のグランティアとの問題、どんなふうでしょうか、部長。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほどちょっとご回答申し上げましたように、温泉という施設です、健康づくりというのをどのような形で考えるかというのは非常にありまして、今議員がおっしゃいますように、地域の中でのやはり声かけによります健康づくりというのは、非常に大きなかなめというふうに思っております、私たちもそこを重点的に取り組んでいるところでございます。

温泉といいますと、やはり当然交通の便とか、要は温泉のそのものの特質ですね、だれでもいいというわけでもありませんので、やはり禁忌事項とかさまざまありますから、単に保健事業というところで、一般的に言いましてですね、利用しやすいにこしたことはないんですけど、現実的にはやはり民間のホテルでございますので、その辺についてはちょっと考えなくてはいけないかなというふうに思っています。

やはり公の施設とかでありますと、その辺もっとやりやすいところが出てくるとは思いますけれども、現段階では、今言いました交通の便、それから温泉そのものの特質ということで、今私どもでやれるところは、もっと地域の中でやっていくというところを今主眼にしておりますから、できればそこをいまいし広げながらというところで、今考えさせていただいているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） このグランティアというのが、たしか1月いっぱいまで完成したと思います。たしか120室ぐらい増えたと思うんですね、宿泊所が。そこにやはり1室をお借りする

と、あるいはあいている日を協議の上、週に2回なら2回、そういう利用されるようなふうにしてですね、それで一般市民に呼びかけていただいて、そしてあそこは先ほど武藤議員も、連歌屋地区はそういうタクシーもなければバスもないというようなところで、急な坂道でございますけれども、このグランティアの車は駅までは無料、30分に1台ずつ出しているんです、必ず30分に1回は出ております。

そういうふうで無料で送り迎えしておりますが、それもこういう施設を市のほうがつくることによってですよ、その解消に向かってくるんじゃないかなと思うんですね。これを太宰府駅あるいは市役所発にしてもいいんですよ。そういうようなことで協力を得て、そして元気な高齢者に来ていただくと。そして、そこで軽い運動、あるいはあそこにはカラオケもありますから、歌いたい方は歌っていただいたりして、そして帰ってもらおうと。そういうような、私も何人かの人たちを、あそこにグループで温泉に行って、あそこでカラオケを歌って帰ろうやというグループも知っております。そういうグループがどんどんどんどん増えることによってね、孤独な高齢者が減ってきますので、そういうことを考えていただくということで提言しております。

積極的にね、私も前の支配人、それから今の支配人もちょっと、まほろば号が通らないからグランティアのバスを途中でとめてくださいとか、お願いもしてはおります。そういうことで、協力はしてくれると思います。ただ、東京ですかね、本社は、あちらのほうとの協議も必要だと思いますけれども、やはり相談には乗ってくれると思いますので、積極的にやっぱり市のほうからアタックしていただいて、そういう、そしたら向こうも温泉利用も出てきますのでね、喜ばれると思いますので、これ一つの提言としてお願いしておきたいと思います。

最後になりましたけど、この16年間、市長初め、三役の皆さん、本当に、職員の皆さんお世話になりましてありがとうございました。いろいろと質問させていただきましたけれども、これは市民の声でございます。市民はどうやってやはり明るいまちづくりをしていただこうかというようなことで、私もそういうようなことに、協議をしながら話をしてくれておりますので、そういう市民の声と思って、皆さん、いろいろと財政事情、いろいろあったろうと思いますけれども、それから定数も満たない少人数の職員でやってこられて、本当、大変だったろうと思います。今後とも皆さん、市民のために頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

〔拍手〕

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、私ごとで大変恐縮でございますが、今年4月に行われます統一地方選挙に立候

補せず、今期で引退をすることにいたしました。平成7年に太宰府市議会議員に当選をさせていただき、以来4期16年間にわたって議員活動をさせていただいてまいりました。これもひとえに、市長初め執行部の皆さん、また市議会の方々、そして何よりも市民の皆様に支えていただいたたまものと心から感謝申し上げまして質問に入らせていただきます。

最初に、第五次総合計画についてお尋ねをいたします。

昨年の9月議会において、危機管理について総合計画の基本計画等に記述がなく、挿入をすべきではないかと質問をさせていただきました。そのときの答弁では、予測し得ない危機管理については掲載しておりませんので、記述方法を含めて検討してまいりたいとの考えを示されました。その検討結果について、どのようになったのかお答えをください。

また、政権交代後、さまざまな影響が出ていますが、中でも平成23年度予算の関連法案の成立のめどが立っていません。政府は与・野党協議を持ちかけておりますけれども、自民主党を除名された人物を内閣の中心に据えるなど、協議をするという紳士協定どころか、むしろ最大野党を逆なでするような内閣改造を行うなど、私にはその政治的センスを疑い、何と云って表現していいかわかりません。公明党の山口代表は、禁じ手を破ったと厳しく批判をされております。まさにそのとおりだと思います。

それは内閣改造だけでなく、一事が万事でさまざまなところにあらわれています。政権与党内さえもまとめられないニュースが、毎日のように日が変わりで報じられているのもご承知のとおりであります。こうした動きで迷惑をするのは国民であります。また、地方自治体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。まさに自治体の危機管理が問われることとなりますが、市長の所見を求めます。

次に、学校教育の充実についてお尋ねをいたします。

総合計画は、本市の将来像を示すまちづくりの柱であります。その基本計画に基づいて関連する計画が各種作成をされていますが、学校教育については、太宰府市教育施策要綱があり、中・長期的な計画がありません。自治体によっては総合計画に基づいて教育基本計画が策定されているところもあるようです。太宰府市教育施策要綱は、毎年4月に見直しがされているようですが、中・長期的な展望に立った計画も必要ではないかと考えますが、教育長の所見をお聞かせください。

2項目めに、筑紫野・古賀線についてお尋ねをいたします。

このことについては、何回か質問させていただいてまいりました。平成19年には地元住民に対して説明会の開催についてお尋ねもいたしましたが、執行部は、市といたしまして県と協議して、公示前に地域住民の皆さんに十分なる説明をいたしてまいりたいと思っておりますと答弁をいたしております。その後、4年の経過があるわけですが、地元住民に対してどのような説明会等を開催してきたのか、お聞かせをください。

また、太宰府市内につながる旧道といいますか、この県道の整備についてお尋ねをいたします。

その中でも、特に歩道が途切れ途切れになっています。通学路ともお聞きしていますが、安全・安心のまちづくりを標榜する本市として、福岡県等にどのような要望を出されているのか、歩道整備の見通しについてお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1項目めの危機管理につきましては、災害やテロあるいはインフルエンザ、政権交代に伴う財政問題等に至るまで、多分野にわたりまして行政としても常に意識しながら備えておく必要があると、このように危機管理においては考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 総合計画におきます基本計画を策定するに当たりましては、危機管理のとらえ方につきまして、今市長が申し上げましたように、広い意味で考えますと、行政全般の政策にわたりまして表記がしづらくなってまいります。施策として整理するために、狭義の危機管理という視点で分類せざるを得ませんので、目標2で「安全で安心して暮らせるまちづくり」に関する施策といたしまして、防犯・消防体制の整備充実、防犯・暴力追放運動の推進、交通安全対策の推進、安全な消費生活の推進という、4つの施策で整理してきたところでございます。

しかしながら、清水議員さんからご提言をなされている趣旨は十分に認識をいたしております。危機管理意識を常に持った行政運営に努めてまいりたいと、先ほど市長のほうからも答弁をしておるところでございます。

次に、財政関連の問題でございますが、現段階では平成23年度予算は年度内に成立しそうでございますけれども、予算関連法案の成立のめどがまだ立っておりません。予算関連法案が成立しなかった場合の影響につきましては、既にある新聞等で報道もなされておりますけれども、子ども手当の支給停止関連、中小企業の法人税が増税になる可能性、さまざまな面で国民生活や日本経済に深刻な影響が及ぶおそれがございます。

また、地方交付税法改正案が年度内に成立しない場合、4月支給分の地方交付税交付金の概算交付額が4.1兆円から2.6兆円に減額となり、本市に引き直すと約2億5,000万円の減額になると見込まれます。当分の間、事業着手時期を先送りするなど、予算の執行に慎重にならざるを得ないと考えております。本市では、不測の事態に備えまして、財政調整資金を積み立てております。平成22年度末現在で約18億円まで回復してきておりますが、まだまだ十分な資金とは言えず、早急な予算成立を願っておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 2項目めの学校教育の充実、特に中・長期的展望に立った計画についてお



答えいたします。

学校教育を推進するために、議員ご指摘のように、中・長期的展望に立った計画の必要性は私も強く感じております。学校教育においては、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どの学校においても同水準の教育を受ける機会を保障することが求められています。このため、国が定めた諸法律や学習指導要領等により、各学校においては、学校運営や環境整備、教育課程の編成、実施をしております。ただ、そこに示された内容をいかに展開し、指導に生かしていくか等々、日々教育活動を見直し、創意工夫を加えながら、新たな対応策を求めて取り組みを進めていく必要があります。

これらのことから、学校教育の一層の充実を期しまして、本市におきましては、12月議会で第五次総合計画を承認いただきましたが、それを具体化するために、現在、平成23年度から5カ年間の前期基本計画を作成しております。その中で、学校教育の充実を施策の15番目に挙げております。そこでは基本方針を学習指導要領のもとに、基礎的、基本的な知識、技能を習得させ、またそれを活用して思考力、判断力、表現力をはぐくむことや、体力、運動能力等の向上を図ったり、また本市の豊かな歴史と自然を生かした体験的な活動や、人間性や社会性、国際感覚を育成する。一方では、児童・生徒の心のケアを図り、不登校児童を減らす、こういうことを基本目標として挙げております。

このため、児童・生徒の成長という軸から、小学校、中学校の一層の連携を図り、さらには、生活や学習の面から、学校、家庭、地域の連携、いわゆるコミュニティスクールの実施を図りながら、他方、学校評価等を行い、信頼される学校づくりを進めてまいります。そこで、具体的施策として、学校教育内容の向上や特別支援教育の推進、学校教育環境の向上などに取り組むように計画しております。なお、これらは3カ年をローリング式に点検しながら、その実現に迫りたいと考えております。

これらの実施状況や新たに生じた課題、国や県の動向を加味しながら、具体的なその年度教育施策を作成していく、こういう考え方で諸計画の作成に当たっていく所存でございます。このようなことを通しながら、展望や目標の実現に努めたいと考えております。もちろん、予算を伴うことでありますので、市長部局とも十分協議を行い、この考えの実現に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 危機管理について、特別に記載はしてないけども、広義の立場で全市的にその都度その都度対応していくというようなご答弁でございました。

市長のほうからも、総務部長からも答弁がありましたように、非常にいろんな形の中で予測し得ない状態というのがいろんな形で来ているわけですけど、総務部長は、私のこの前の、昨年の9月議会で、今先ほど4つの方法と、消防とか防災とか、4つ方法のことを言われましたけども、それ以外に予測し得ない状態については記述してないということで、この予測し得な

い事態というのは、どういうことをまず想像されているのかですね、危機管理ということに対して。予測し得ない状態については記述をしていませんというけど、予測し得ない事態というのはどういうことなのかなと思ってですね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） これまでの対策本部関連でも、これまで予測し得なかった、してなかったもの、それこそ鳥インフルエンザでありますとか、口蹄疫も含めまして、その辺は、地震も含めて、以前はとてもそこまで考えていなかったのが実情でございます。ただ、この安全・安心なまちというときには、もうそういうウイルス関連だけではなくて、いろんな、もっと広義でいけば、更生保護でございますとかという意見も出てまいりましたけども、いろんなことに対する、どこかに集中したチェアマンがいるようなですね、関所が本当は必要なのかなというのも考えておりますけれども、現時点では鳥インフルエンザも、最初は所管の福祉のほうでやっておりましたけども、それではちょっと弱いだらうということで、今危機管理まではいきませんけども、災害警戒の中で全部私のほうに一応持ってきて、そこで一本化して内容を検討していくような形をとってきてまいりました。そういうのを含めて、試行錯誤であります、これまでいろんなことに対処してきております。

そういうところで、予測し得ない事態というのはまだまだほかのこともあるのかなと、それこそ今具体的にどうのこうのとかわかりませんけれども、それこそ財政問題も含めて、どこかで一本で対応する、窓口は一つでやらなきゃならんだろうというのは、これまでの経験則で学んできたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私も改めて危機管理ということで、ずっと何回も質問させていただいております、もともとその危機管理というのは、いろんな面において出てきます、たくさんですね。この日本大百科全書、小学館に見ますと、辞書には、もともと危機の概念というのはいろいろあるということは書いてあるんですが、一般的に言うと、個人の次元から国内及び国際社会、さらには企業などのもろもろの組織の次元において生ずる不測の緊急事態と言えると、このように書いてありますね。そうした事態を事前に予防したり、危機発生後の対応措置を可及的速やかに講ずることを危機管理というということでございますので、私はここが一番ポイントで大事じゃないかなと。予測しないことが起きたときに、それを、その対応措置を可及的速やかに講ずる、これがまさに危機管理じゃないかなと思っております。

そこで、例えば今政府の問題も、これは関連法案が通らなかったということは過去なかったわけで、初めてでございますが、いろいろ初体験というのがあって、幾つかあるかなと、私も本市において考えております。例えばですね、子宮頸がんの予防ワクチンが3月から使えるようになりました。高校1年生までを対象とするわけですが、この高校1年生の女子については、本年の3月までに打たないと予防ワクチンの公費負担ができないというような仕組みになっていますね。

それで、私3月6日の土曜日に市民から電話がかかってきまして、高校1年生の女子の方が、子宮頸がんの予防ワクチンの接種に行ったら、どこもワクチンがないと言われたと、あちこちで。それは太宰府市だけじゃないんじゃないですかと。実際に需要が多くて供給が追いつかないというような状況が新聞等にも出ておりましたけども、太宰府市にも現実的にそういう問題があるのかなと。そういうことで私も驚きまして、翌日の7日月曜日に保健センターの所長さんのほうに電話をさせていただきました。

そうすると実際にそういう問題が起きていると。せっかく打とうと思っている人たちが打てないと、こういう予測をし得ないようなことが起きているけど、どうするのかと。国とか県の動きを見ておきますと、他市等では公費で単独でやるというところもあるので、そういうことも視野に入れなくてはいけないんじゃないかなと、個人的には思ってますというご返事をいただいたわけですけども、こういうことだってあるわけですね。

私は、あわせまして、保健センターの所長さんからそういうお話を聞いたので、これは国の問題でもあるなということで国会議員のほうに電話をいたしました。こういう状況が起きているよということで、すぐ国会議員のほうから、7日の日ですけども、国の厚生労働省のほうに連絡を、そういう状態をどう対応しようかということで、厚生労働省のほうに聞かれたそうですけども、昨日返事がきましてですね、7日の日に都道府県のほうに通知を出したと。平成23年4月以降も予防接種を受けることが高校1年生も可能だというような通知が出たというような話を聞いたんですが、それは太宰府市のほうには何かそういう連絡は届いていますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今のご質問の関係で、もともとですね、1日から、3月1日に入りましてその予防接種というのは始めてきたわけですけど、もう3日の段階で実はもうそのワクチンが不足しているという情報が入って、市民の方から医療機関とかさまざま行かれた中で、ないと言われたということで情報が入りまして、既に4日の段階でですね、4日でもう筑紫地区の関係課長会、それから筑紫医師会との会議というものを行ってまいりました。

今おっしゃいました厚労省、国からの通知もそのとおり、7日の日に参っておりますですね、私どもといたしましては、もうそういう事態そのものがありますので、もともと補助事業ということで始まっていたわけですけど、国もそのような方針で当然ありますし、私どもとしても当然やらなくてはいけないことができない状態というのはいけないということで、すぐ決断をいたしましてですね、既に今日ホームページに載せておりますけども、高校2年生まで対象といたしますというふうなところで、今進んでいるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 対応ができたからよかったようなものですけども、こういうようなことが起きます。

もう一点ですね、今私も驚いているんですが、今年、国分に新しく保育園が開所されるということで、待機児童が解消されると、そういうようなことを聞いておりました。聞くところに

よりますと、実際はふたをあけてみるとかなりの待機児童がおられるというような話も聞いたんですが、大体、具体的にどの程度の方がいらっしゃるのか、この新しい保育所のその開所に合わせた形で、市としてどのような取り組みをしようとしているのか、待機児童に対してですね、お答えいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 待機児童の関係でございます。

先ほどのワクチンの関係とあわせましてですね、実はもう7日の日の段階で環境厚生常任委員会協議会のほうでご報告をさせていただいております。

対応についても、若干もうそこでお話をさせていただいておりますけれども、この待機児童につきましても、国分保育園ができるということで、定数120人ということで、特に3歳未満の子供を重点的に対応できるようにということで各クラス20名対応ということで、この国分保育園、建設されてもう4月に開園するわけですが、やはり今までのおおざの保育園、過去できたときに待機児童が一時的に解消したということもございましてですね、見込みとして今までの待機児童の状況からしますと、今回は解消する見込みというふうに私どもとして考えて、このやり方でいこうというふうに考えておりました。

ところが、実際やはり現実的にそのときからは経済状況そのものが非常に厳しくなっていてということもございまして、結果的に今待機児童がですね、3月1日現在でございますけれども、保留そのもので対応させていただいているのが161人、国が申します待機児童といえますのは95人でございます。去年は4月1日現在で30人です。ですから、去年ともう明らかに状況が異なっているというふうに私どもとして考えておりまして、今後の対応といたしましては、やはり既に建設されております保育園に協力いただかなくてはいけないんですけど、分園とかですね、それから増築とか、そういうのをちょっと、もう既に打診もしておりますけれど、そういうやり方でできるだけ早い対応を考えたいというふうなところで、今進めているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 副市長にちょっとお尋ねしますけれども、こういう場合は、いろんな形で保育所の、新しいいろんな保育所とか幼稚園とかあるわけでしょうけど、それ以外に160人の人たちをどのように、先ほど危機管理の話じゃないですけども、要するに思いがけないような、我々からすると、私もそうですけど、予測し得ないようなことが起きたと。

私がこれ全市的にね、やっぱりこういう問題、要するに所管でできる部分もあるでしょうし、所管でできない部分もある。そういうときは、例えば横浜なんかへ行きますと、今日朝NHK、この前か何かやっていましたけども、マンションを借りたりして、やっぱりして、そこで待機児童を少しでも解消しようとかという話もあるわけですね。できればもう所管でやればいいんでしょうけども、所管でやれない問題なんか等もあるんじゃないかなと思うんですが、今言われている部分で、160人どこまでいけるかわかりませんが、この待機児童の解

消がどこまで進むと、副市長は、言うならば考えておられるのですかね。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 危機管理に関する部分でございますので、若干私から申し述べますが、先ほどの子宮頸がんワクチンの件ですけれども、担当部長が言いませんでしたが、私も知らせを聞いてワクチンがないと。そうすると、今の高校1年生が枠から外れてしまうと、それが一番のやはり最重点課題だろうと。ですから、聞いたときには、すぐに筑紫地区の担当部長が集まって、筑紫医師会に高校1年生を優先的にワクチンを接種するような形で申し入れをしないと。それ以外の人は平成23年度の半ばでもよろしゅうございますので、そういうことが行政の危機管理のあり方ではないかというようなことで話をしてお互いそういう指示でいこうというふうに動いておりましたら、たまたまいいいお知らせが参りまして、高校2年生になっても、ワクチンの不足は国の責任だからということで認めようということになった。だから、私たちもそこまで市民のために、何が一番今やるべきかということを考えながらやってまいっております。

今回の保育園についてもですね、予想が甘かったといえれば甘かったんですが、仕方なくそういう危機的な感じになっています。そこで、すぐできる方法はないかというようなことで、今分園というお話をしましたけれども、分園ですとその年度で途中からでも開設できる。あるいはマンションとか借家を借りてでもですね、できるというような方法がございますので、また担当のほうと相談しまして、そういう分園をできるところの保育園はないのかということで、今もう既にそういう話を持っていております。そうしますと、この分園ですと割と柔軟的に児童数が少なくなれば収縮、縮小もできるしというような形になりますし、特に借家ですとですね、大きな投資も要らないような形になりますので、そういうところでやれるところからまずやろうじゃないかというようなことで。

もう一つはですね、待機児童と言ってますけれども、届け出保育園というのがあるんですね。こちらでもやはり太宰府市の子供たちを見ていただいておりますので、そちらに何人入れるのか。全部公立に入れなければいけないというようなことが理想かも知れませんが、やはりみんなで支える、認可外保育園のほうが利用に便利がある方もいらっしゃいますもんですから、そういうこともですね、考えながら、じゃあ分園とすればどのくらいいるのかというようなこともですね、今後考えながら進めていこうと、そういうような、最悪のことも考えながら、分園についても、待機児童の解消についても考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今朝のニュースではですね、今朝のニュースだったと思いますが、太宰府市、人数的には160人ということで先ほど答弁がありましたけれども、待機児童が今朝の朝のNHKでも問題になっておりまして、全国で一番多いのが横浜市ということで、約2,497人かな、大体2,500人ぐらい。ここは約360万人の人口で一番多いということでした。人数ですけどね、人口比じゃなくて、横浜市が。それで、太宰府市と横浜の人口を掛けてみますと、

大体太宰府市の53倍が横浜市の人口、160人に53倍掛けたら幾らになるかという8,000人を超すような形になるわけですね、横浜市と同じような形になってくると。そういう意味において、比較はできないでしょうけど、単純に比較はできないでしょうけども、極めて相当やっぱり、何というんですかね、よその自治体に比べると大変だなという思いをいたしました。

私、やっぱり危機管理といったら当然市長はトップに立ってやるべきだと思いますけども、今子宮頸がんのお話とか子育てのこの保育所の問題等も、副市長が陣頭指揮をとっておやりになっていらっしゃるということで、ある面では一安心しましたけども、もう一つ、政府のね、予算の関連法案で、特に一番大きいのは、特例公債法案、国の予算の約4割、これがどうなるかわからないという状況があります。地方交付税は何とか、新聞の予想では自民党も公明党も反対はできないだろうと。ただ、特例公債法案については反対だと明確に言っているので、なかなか大変だと。

そういうことで、総理は一生懸命与・野党協議で話をされていますけども、なかなか前に進むような状況じゃあないということで、そういうような不測な状態にも、ある意味でいうたら、先ほど基金という話もあったですが、日本では初めてだということで、アメリカにおいては公共工事は当分ストップしたとか、それから職員が自宅待機を、何十万人も自宅待機したとか、下手をすると学校の先生の給料もストップするんじゃないとか、いろんな新聞に書いてありましてですね、太宰府市としてもいろんなことをやっぱり想定しているのかな、もうそんなこと余りできないという話なのか、その辺は副市長はどのように、市長はもう選挙がありますのでね、いつ解散があるかもわからないし、それはもう副市長がやっぱり一番大事なときだろうと思うんですが、あえて副市長にお聞きしたいと思うんですが、どのように考えていますか。

今、総務部長は、一応具体的には基金を使ってというお話がありましたけども、お金の優先順位というのがありますよね。生活保護をどうするのかとか、あるいはいろんな部分があるわけですけども、職員の給料を何割カットするとか、そんなことは考えてないと思うんですが、でもしかし何がいつあるかわかりませんからね、考えておかなくてはいけないんじゃないかなと思っておるんですけども、何か議論はされています。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 予算案は通るんじゃないかなというような見通しを新聞等では報道されていて、特例法案ができないと国の財源がないというようなことで、実際に執行できるかなあという。特に国からの交付金等々についてどうなるのかなということは考えております。

ただ、今の職員の給料というのは、ほぼ一般財源で賄ってきておりますので、そういうことではないでしょうけども、先ほど言いましたように、保育所の措置、今措置とはいいいませんが、国からの補助金、交付金等が流れてこないとなると、じゃあどこから埋めるかという話になります。もうこれは一刻もとめる話じゃありませんので、そのときにじゃあどうするかといいますと、やはり基金のほうからという話になりますが、とても今の18億円では不足するんで

はないかと思います。

そういうことがないように祈るわけでございますけども、どこまでのシミュレーションをするのかなというようなことで、特に我々が一番関心があるのは、地方交付税は直接一般財源でございますので、この行方については非常に関心を持っております。あと特例公債が出ないということになれば、国の責任である程度面倒を何とか見る方法ができるのかな、あるいは政治的にそこが解決されるのかなという少しの望みはありますけども、今言われましたように、最大限の危機管理を考えるならば、その辺もですね、シミュレーションをしておかなければならないのかなというふうに考えます。今後、政治の行方を見ながら、こういう場合にはどうしたらいいかという、幾つかの選択肢を考えながら、シミュレーションをしてみたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしく願いしておきます。

学校教育の充実について。

教育長、私、済みません、今教育委員会で太宰府市の第五次総合計画ができた、それを受けて教育委員会としても5年の計画をつくっているということで理解してよろしいんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 前期の基本計画が平成23年から平成27年の5年間になっておりますので、それを一つのくくりとして、あと3年ぐらいの中期のものをつくって、それで1年ごとに要綱をつくって進めたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 実は、この学校教育の充実の中にですね、関連する計画というのがありまして、平成23年に作成するということも書いてあるものがあって、結局、この学校の充実の中へそれが書いてなかったもんですからね、どうなのかなあということで、もしつくられる予定があればここにに入れておいてよかったんじゃないかなと、私はちょっと思っておりますので、はい。

それで、教育長、その計画の中にですね、この学校教育の充実ということで、私計画のほうでそういう、やっぱり中・長期の計画が必要ではないかということで、改めて学校教育の充実を見直したんですね。そして、第四次総合計画を見ながら比較していったんですが、後期基本計画からですね、この学校教育の第四次の前期基本計画には、学校教育の中に幼児教育というのが入っていたんですね。その幼児教育の中に、就学前における幼児教育は重要な役割を果たしていると前期で書いてある。後期基本計画にはこれが消えているんですね、幼児教育というのが。子育ての中にもあるのかなと思ったら、ここにもない。この太宰府市が出している教育施策要綱の中にあるかなと、ここにも幼児教育がない。この幼児教育というとならえ方がこの総合計画の中にはないわけですね。教育委員会としてどのようにこの幼児教育というものについてですね、お考えになっているのかなということを、まずちょっとお聞きしたいなと思ってお

ります。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 幼児教育についてですね、事務分掌的に考えたときに、太宰府市が公立の幼稚園を持たないものですから、教育委員会の範囲から外れているんですね。実際の補助金等は教育委員会を通して福祉のほうに行っているんですけども、事務分担的には福祉のほうが分担をしているという状況で、そういうようなことですね、第四次のときには、多分文章があったんだと思うんです。それが移ったためにご指摘のような欠落といたしますか、があっているというふうに考えております。

実際、私立の幼稚園につきましてはですね、具体的に教育委員会のほうから、こういう教育をしてほしいというような事柄について非常に希薄というのが現状なわけで、特に子供の教育といいますかね、具体的な教育とそれから保育が重なっているんじゃないかと思いますが、それについては、保育所あたりのほうで当たっていただいているというのが現状でございますので、保育所の充実というところで今のような話が出てきているという、そういうふうな形になっております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そうすると、今おっしゃっていますように、この教育委員会がつくっている教育基本計画の中にもその項目は、幼児教育については触れていないというこの理解でよろしいですか。

習志野市というところがありまして、先ほどつくられるということですが、この学校教育の充実の中に、市長も書いてあるわけですが、この前も福廣議員が質問されたと思いますが、一つの計画、ある程度中・長期計画が必要だということで、エアコンの設置等も言われていますし、それは計画を立てないとなかなかできないというお話もありました。市長のこれからのお約束の重点施策として、教室の高温対策として空調設備を導入しますというようなことも書いてあるわけです。学校施設の計画的な大規模改修を行いますと。これはもう早速私どもの意見を取り入れていただいてありがたいなと思っているんですが、そういうこの改修工事等の、老朽化に伴う計画的な改修が必要、それは基本計画、そういう前期の基本計画とはまた違う計画になるわけですか、別途の計画ですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 計画を作成したのがですね、この第五次の計画を策定するより少し前に計画的な改修計画を作成しております。ただですね、文言としては、先ほど言いました学校教育環境の向上というところで、学校の施設なんかの計画的な充実ということを図っていきたい。その中に、先ほど言いましたように、5年間を考えていますけど、それぞれのところで一応、例えばA校、B校、C校を何年何年にやっていこうということと、その点検をしていくというような形で、この後にできる実施計画等ではそれは具体化になっていくというふうに思います。



○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） この基本計画は、教育長、もうできているんですか。できてなければいつごろですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 現在ですね、前期基本計画のほうの策定をほぼ終わらせるといいますかね、まとめて、その後に実施計画を早急に作成するようにしておりますので、現在のところまだでき上がってはおりません。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） でき上がりましたらぜひですね、ホームページ等も記載していただきたいと思いますし、当然、あれですかね、平成23年度から、今年からですかね、4月からですかね、新しい学習指導要領がスタートするの、もうスタートしているんですかね。今、今年の4月からですね。

その中で、後で渡邊議員も質問されるかと思いますが、いろいろ学習指導要領に関連しまして、これは2月17日の新聞ですけども、新しく今度は英語の授業というのが入ってくる。そういう形で、先生方が自信がないという数字が68%ということで、アンケート調査で新聞記事に載っていましたが、そういった新たなことの対応等についても、その計画の中にどうするかという問題、新しい学習指導要領の中に、私中身を見ていませんけども、こういうこともやっぱりうたっていく必要があるんじゃないかなと感じがしているんですが、中身については。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のように、学習指導要領、小学校は平成23年から完全実施になり、中学校は平成24年から完全実施になります。そのために、変わるためにですね、今の現在ある指導要領から新しいものになるその移行措置という期間がありまして、平成21年からだったと思います、以降措置に入っております、早いものはもう新しいものをそのまま取り入れるとか、一番遅いのは来年からということになります。

英語活動につきましてもですね、本市の場合、各学校で、既にやってあったところもあるんですけども、各学校でも少しずつ取り入れるように計画的に行ってきております。そのための指導の研修を行うとか、またALTの方、英語指導助手の方を1名増員する等の対応をしながらですね、来年度からの完全実施に備えてきたところでございます。確かに新しいことをするといろいろ不安もあるんじゃないかという気もいたしますけれども、一応それぞれの学校、いろんな形で十分取り組んでいただいていると思っております。そういうふうなことがですね、その実施計画の中にどんなふうに反映していくかということについては、ちょっと今から先のことだと思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） せっかくこれ総合計画の前期基本計画が出てきますし、教育委員会と

しても今、前期基本計画をこの中につくられているということでございますので、このぜひ学校教育の充実の中の関連する計画の中に、それが挿入できるかね、もう印刷したんですかね、どうなんですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今最終的な仕上げ、印刷に上がっておりまして、今議会最終日に配付したいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） もう入れられません、今の。太宰府市教育委員会の基本計画の前期基本計画、関連する計画の中に太宰府市教育施策要綱、毎年4月見直しというのがあるんですよね。私これ見てから中・長期計画がないなと思ったので質問させてもらったら、今つくっているということです、この関連する計画の中に、一行ですか、太宰府市の、名前は何かわかりませんが、教育委員会の基本計画というの、シールか何か張れん。印刷が間に合わなかったらシールか何か張るしかなかろうと思う。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 基本計画の中に教育施策要綱を入れたらどうかというご提案でございますかね。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 関連する計画、太宰府市教育施策要綱と、これはもう今あるわけですね。この下でも上でも結構ですから、この下に今、太宰府市教育基本計画ですか、つくられているんでしたら、関連する計画の中に一行入れたらどうかということです。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） そんなにですね、遅く、期間かからないうちに今言いました点検のほうはできると思うんですよ。ただ政策要綱のほうはですね、今言っていましたように、毎年見直してつくっていきますのでその年その年になりますけれども、今清水議員が言われている分については、近々にできると思ひまして、それが続くと思ひますので、入れておかなくても大丈夫かなという感じがいたします。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） できてなくてもですね、この中には予定というのもたくさん入っているわけですよ。3年ごろ予定とか何か入っている。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 総合計画の基本計画ですかね、5年間という話で教育長のほうが申されましたけども、その分についてはその総合計画のほうでつくということで、私のほうの教育の云々でつくるという話ではないんですけども。私どもがつくっているのは、1年ごとの教育施策要綱は毎年つくっていきますということで、5年分の実施計画云々という基本計画、5年間と3年のローリングというのは総合計画のお話でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 次の項目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） それじゃあ、建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2件目は私のほうから回答させていただきます。

2件目の県道筑紫野・古賀線につきましてご回答申し上げます。

1項目めの4車線化につきましては、松川ダム付近の太宰府大橋前交差点から宇美町の境までの2,200mにつきまして、平成19年7月と11月に松川区の地権者及び周辺の沿線住民の方に対しまして地元説明会が開催され、測量の立ち入りや4車線化の具体的なルートにつきまして協議が行われております。

その説明会を受けまして、松川区から平成20年2月に自治会としての要望書が提出され、同年6月に那珂県土整備事務所より回答がなされ、事業実施に向け具体的に動き出しております。平成20年7月からは周辺井戸の調査、同年8月には事業の中間報告文書を地元住民の方へ回覧を行っております。また、平成21年度からは個別、具体的に用地協議、補償交渉などが行われ、随時地元関係地権者の同意が得られたところから、用地買収、建物補償契約を行っている状況でございます。

また、今年度の進捗率につきましては、現在年度途中であるために那珂県土整備事務所から公表されておきませんが、平成21年度におきます進捗率は、面積ベースで約2割でございます。平成22年度におきましては、用地買収、建物補償交渉が重点的に行われており、工事につきましても、一部着工されている状況です。

今後とも市といたしまして、協力体制をつくっていくことが、この事業を早期に完成させるために必要なことだと考えておりますので、那珂県土整備事務所と連携を図りながら事業を推進していきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの旧道整備についてご回答申し上げます。

太宰府天満宮の前を通っています県道筑紫野・古賀線につきましては、歩道が設置されていない箇所があり、通学路にもなっております。県道筑紫野・古賀線を初め、県道の路側帯が広い箇所につきましては、歩道設置の要望、歩道の設置ができない路側帯には歩行帯確保のためのカラー舗装を要望し、歩行者の安全確保を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 何回か地元住民ということで言葉が出てきておりますけども、私も平成19年の議会で質問させていただいて4年たつわけですから、久しぶりに、4年ぶりに向こうの地域のほうに、松川のほうの地域のほうに行きまして、そうすると、その4車線化のことについていろんな声が、質問が私のところへ届くわけですね。説明会があっているでしょうと聞いたら、いや、あってないよという、一回もそんな話ないと言うんですよ。地元住民という部

分の、執行部が考えている地元住民と私が考えている地元住民というのは違うのかなと思います。地元住民という、執行部がおっしゃっている対象はどういう人ですか。例えば松川だとかの、筑紫野・古賀線に関連する地域の人たちを全部指すのかね、上のほうに人たちの住民の方々を指すのか、どういう人たちを地元住民というのかね。地権者とまた違うと思うんですけど、自治会の役員の方をおっしゃっているのか、その辺はどんなんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 具体的な説明経過をもう一度説明させていただきたいと思います。

平成21年10月2日に北谷区公民館で役員さんを対象にですね、説明をし、また平成21年10月7日に松川区の役員さんのほうに進捗状況と工事内容の説明をした経過がございます。その後、平成22年9月13日に松川区の役員さんを対象に説明をし、平成22年9月22日に松川区全体、市民の方全体ですね、これは説明会という方法ではなくて、事業内容の図面をつけて回覧という方法でですね、全松川区の方々に説明をしたという経過でございます。

なお、一部、先ほど説明しました、工事の一部入っておりますので、平成22年10月21日と11月22日に、各工事につきましての説明の文書をですね、それも回覧という形で市民の方への情報提供という方法でやった経過がございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、そちらが言う説明と私たちが聞く説明との、同じ地元住民でも感覚の差があるわけですね。役員ではなくて、やっぱり全体に呼びかけるべきじゃなかろうかなと。そういう意味で平成19年のときにも質問させていただいたわけですが、そのときには、地権者はもちろんのこと、地元関係者の理解が得られる内容となるよう協議しまして、道路が確定する、そのときになりましたら工事前に地域住民の皆さんに十分なる説明をいたしてまいりたいと思っていますというのが、平成19年の富田さんの答弁になっておるんですね。

だから、私はこれを頭の中に入れていきますので、住民の方々とお話ししましたら、いや何も聞いてないよと。回覧は回ったということは聞きました、回覧は回ったということ。見てない人はそんなものわかってない人もいらっしゃるけども、説明会は聞いてないということで、9月22日は、これ松川区の方全体に呼びかけられて回覧という、公民館に集まってもらって説明したわけじゃないわけですね、全体でね。そういうことは、全体の人たちに呼びかけて、こういうぐあいになるよというような説明会は、市としては県のほうに要望する考えはないんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今おっしゃいましたように、平成19年3月にそういう答弁を部長がした経過がございます。その後、市民の方への情報提供の方法という部分で、那珂県土整備事務所と協議しながら、先ほど言いました方法でですね、実際やっております。

そういうこともありますけれども、今ご提言いただきましたように、今後さらに、今の用地

が20%という状況もございますので、自治会長さん、また那珂県土のほうと十分協議しながら、住民の方への情報の提供のあり方というか、方法をさらに詰めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 予算の審査資料をいただきまして、筑紫野・古賀線4車線化の計画図の地図をいただきましてありがとうございました。この中には、もう赤いのですので、工事中ということになっております。ですので、私の頭の中で前の部長の答弁からすると、この工事が始まる前に地元住民にしっかりと説明会があつていいると私は思うわけですね。私自身が思っていたわけです。だけど、今話を聞くとやっていないということですので、非常にこれ、余り声が出ないのか何かわかりませんけども、もうかなりやっぱりそういう面において不満の声が相当出ました。ですので、私もあえて、じゃあ議会で取り上げましょうという形で取り上げさせてもらっているわけでございます。あわせて、その下のほうの旧道の話まで、そこから飛び火して全然こちらのほうは全く何もやってないじゃないかというような非難ごうごうたる、私は浴びました。ということで、カラー舗装等も含めて、県のほうに要望するというところでございますので、しっかり住民の方にそういう部分で伝えていきたいと思ひます。

住民の方々に説明会はしますよという形で、一般の住民の方々に返事していいですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど答弁でも申し上げましたけども、地元自治会のほうから10項目ほどの、やはりこういうところには横断歩道をつくってくれとかですね、流木の問題とか防音壁の問題とか、用地の情報提供とかという、さまざまなご要望もいただいておりますので、那珂県土整備事務所のほうと、また自治会長さんとも私協議させていただいてですね、具体的にその後回答させていただければというふうに思ひます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ぜひ言つてほしいというご意見があつてですね、県と話するときに、4車線化されてくるわけですが、そういうときには、やっぱり太宰府らしい町ということですね、むやみに乱開発はね、しないように、太宰府のイメージを壊すような乱開発はしないように、よろしく伝えてくださいじゃないけど、そういう要望等も聞いていますので、県との協議のときにはそういう声もあるということを伝えていただきたいと思ひます。

私も長年皆様方にお世話になりまして、一般質問は今日が最後でございますけども、3月17日までまだ本議会がありますので、しっかりとまだそれまで頑張らせていただきたいことを皆様方にお約束いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日３月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後３時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（4日目）

〔平成23年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成23年3月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                     |
|----|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 藤 井 雅 之<br>(2)           | 1. 同和対策事業への今後の対応と見直しについて<br>法的根拠のない同事業について、今後の対応策を伺う。<br>2. 介護保険制度について<br>厚生労働省が今国会に提出予定の介護保険法改正案（2012年実施）への対応について伺う。                                                       |
| 2  | 渡 邊 美 穂<br>(4)           | 1. 小・中学校の教育環境の改善について<br>(1) 12月議会で質問した内容（病気休暇者数に占める精神疾患者の割合）に変化はあったか。<br>(2) 教師の授業以外の事務軽減に関する取り組みについて伺う。<br>(3) 新学習指導要領への対応、特に小学校における英語教育の実施方法について伺う。<br>(4) 図書司書の配置について伺う。 |
| 3  | 福 廣 和 美<br>(18)          | 1. 高齢化対策について<br>高齢者、障がい者等の外出支援について伺う。<br>① まほろば号を利用できない市民<br>② まほろば号の通っていない所の市民<br>2. 待機児童ゼロ作戦について<br>平成23年度における保育所及び学童保育所の現状と今後の見通しについて伺う。                                 |
| 4  | 小 柳 道 枝<br>(10)          | 1. 福岡県立特別支援学校（仮称）の開校について<br>平成24年4月に大佐野に特別支援学校（仮称）が新設開校すると聞いている。開校に向けての地域住民や市民への周知方法などについて伺う。<br>2. 姉妹・友好都市の今後について<br>市制30周年を迎えるにあたり、市民と姉妹・友好都市との交流を深めるための新事業計画などについて伺う。    |

|   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 橋 本 健<br>(7)   | <p>1. 特別支援学級支援員について</p> <p>(1) 学校別支援員の現状について<br/>市内の小学校と中学校には、学校支援員の臨時職員が従事しているが、現在の学校別人員数について現状を伺う。</p> <p>(2) 問題点と課題について<br/>学校生活の介助や学習活動のサポートなど大変苦勞が多いと思うが、問題点と課題について伺う。</p> <p>(3) 福岡県立特別支援学校について<br/>平成24年4月に開校予定の特別支援学校の概要について説明を願う。<br/>また、大佐野の福岡農業高校の敷地内に建設予定ということだが、県から何か本市への協力要請はないのか伺う。</p> |
| 6 | 中 林 宗 樹<br>(8) | <p>1. 九州新幹線の全線開通と本市の観光施策について<br/>3月12日に九州新幹線が全線開通するが、本市ではどのような影響があり、対応しようとしているのか観光施策について伺う。</p> <p>2. 小・中学校の読書教育について<br/>読書、本を読むことで読解力や文章力が向上し、積極性や思いやりの心が生まれるなどの効果もあると言われているが、本市では、読書教育はどのように取り組んでいるのか伺う。</p>                                                                                         |

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員  | 2番 藤 井 雅 之 議員  |
| 3番 長谷川 公 成 議員  | 4番 渡 邊 美 穂 議員  |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員  | 7番 橋 本 健 議員    |
| 8番 中 林 宗 樹 議員  | 9番 門 田 直 樹 議員  |
| 10番 小 柳 道 枝 議員 | 11番 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 大 田 勝 義 議員 | 13番 清 水 章 一 議員 |
| 14番 安 部 陽 議員   | 15番 佐 伯 修 議員   |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 福 廣 和 美 議員 | 19番 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 不 老 光 幸 議員 |                |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 市 長 井 上 保 廣             | 副 市 長 平 島 鉄 信   |
| 教 育 長 關 敏 治             | 総 務 部 長 木 村 甚 治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 和 田 有 司  |



|                      |         |
|----------------------|---------|
| 健康福祉部長               | 和 田 敏 信 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長     | 宮 原 勝 美 |
| 総 務 課 長              | 大 薮 勝 一 |
| 協 働 の ま ち<br>推 進 課 長 | 諫 山 博 美 |
| 人権政策課長兼<br>人権センター所長  | 蜷 川 二三雄 |
| 高齢者支援課長              | 古 野 洋 敏 |
| 都市整備課長               | 神 原 稔   |
| 上下水道課長               | 松 本 芳 生 |
| 学校教育課長               | 小 嶋 禎 二 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 建設経済部長           | 齋 藤 廣 之 |
| 教 育 部 長          | 山 田 純 裕 |
| 経営企画課長           | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長          | 原 野 敏 彦 |
| 福 祉 課 長          | 宮 原 仁   |
| 子育て支援課長          | 原 田 治 親 |
| 観光交流課長<br>兼太宰府館長 | 城 後 泰 雄 |
| 教 務 課 長          | 木 村 裕 子 |
| 監査委員事務局長         | 関 啓 子   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 浅 井 武   |
| 書 記    | 茂 田 和 紀 |

|         |         |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記     | 花 田 敏 浩 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告書に従いまして、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず、同和対策事業の見直しについて質問いたします。

今議会でも、同和対策関連で住民団体からの陳情が環境厚生常任委員会に送付されており、昨年の12月議会でも、同じ会派であります武藤議員から、太宰府市が行っております同和対策事業についての質問が行われておりますが、市長や関係部長の答弁も踏まえた上で今回質問させていただきます。

国の認識では、既に同和対策は終わったとして地対財特法を平成13年に廃止しておりますが、太宰府市では縮小されてきたとはいえ、一部の対策事業が行われており、時代に照らしてどうなのか、対象外の多くの市民の方から見ると逆差別にもなっているととられる部分もあるのではないのでしょうか。昨年の12月議会の答弁では、現在残っているのが老人医療費、介護サービス費の2つだとありますが、多くの住民の方は、この間、政府が進めてきた社会保障制度の改悪によって引き上げられた保険料、新たに創設された後期高齢者医療制度などの負担増に苦しまれながらも、それらを納付されております。特定の地域だけでなく、それらのサービスを市内全域、市内在住のすべての方を対象に広げていくということも考えていくべきではないのでしょうか。市長は、昨年の12月議会の答弁で、関係運動団体と現在残っている3事業について廃止あるいは縮減に向けて協議を鋭意行っているところと述べられておりますが、12月議会以降の今日までそういった協議は行われたのか、その結果、運動団体からの回答結果はどうだったのか、そして今後、太宰府市はどう対応するのか答弁を求めます。

さらに、太宰府市人権同和問題啓発推進規則に基づき行われている同和問題への啓発活動についてですが、人権啓発という名称ならともかく、議員、職員などを一斉に動員して行うこと

の見直しを求めました。市民生活部長の答弁では、市民への人権啓発を進める上で大きな役割を果たしていると述べられ、見直しについての明言はありませんでしたが、今年はどう取り組みを行われるのか、名称は従来の同和問題の啓発という形で行うのか、それとも別の名称で行うことを考えておられるのか答弁を求めます。

次に、介護保険制度の問題について質問いたします。

政府が今国会に提出予定の介護保険法改正案です。

新聞報道では、明日閣議決定の上、国会に提出予定とありますが、改正案の中に盛り込む方向で具体化が進められております予防給付要支援者向け保険サービスの総合化の概要が2月10日に明らかになりました。その中で、市町村の判断で要支援者を保険サービスの対象外にし、ボランティア任せの安上がりな保険外サービスに置きかえ、給付を削減できる仕組みになっています。厚生労働省は、要介護認定で自立と判定された人も要支援と判定された人も使える総合サービスを新設して、見守りや配食サービスなどを行い、それらは保険外サービスとして実施されている地域支援事業に組み込まれる仕組みになっています。総合サービスを導入するかどうかは、市町村の判断になってきます。仮に導入した場合、担当課や地域包括支援センターの役割が重要になってくると考えますが、国会動向も今不透明な状況にあり、今後の動向も見きわめないといけない部分もあると思います。太宰府市として情報収集など、現在どのような姿勢でこの介護保険法改正案に対応しておられるのか、現状をお聞かせください。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 1件目の同和対策事業への今後の対応と見直しについてご答弁申し上げます。

同和問題は、我が国の憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な問題であると認識をいたしております。

ご指摘の地対財特法は、国の財政的支援の根拠法でございましたが、法の失効により国の補助金等の支援がなくなったもので、同和問題が解決したというものではございません。

本市では、法の失効を受けまして、同和対策事務事業評価検討会議を今日まで46回開催をいたしまして、同和対策事務事業の一般対策事業への移行を始め、廃止、縮減に取り組んでおり、今後もこの基本姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

しかしながら、いまだ同和地区であるか否かの調査やインターネットによる差別的な行為は後を絶たないなど、同和問題が解決したと言える状況ではないというふうに思っております。

市といたしましては、同和地区住民に対する予断や偏見によって引き起こされる差別的な行為や言動にとどまらず、就職や結婚、教育、福祉など生活課題としての同和問題がある限り、それらの課題解決にこれからも取り組んでいく必要があると考えております。

お尋ねの廃止、縮減に向けた関係団体の協議でございしますが、3事業のうち同和地区の住民の生活困難な方に対する扶助事業として実施しております老人医療費と介護サービス費につき

ましては、一般対策化は行わず、廃止に向けて関係団体と協議を行っておるところでございます。しかしながら、平成23年度は対象年齢を1歳引き上げまして、引き続き実施をするということにいたしております。

また、運動団体補助金につきましては、筑紫地区4市1町で組織いたしております筑紫地区人権・同和行政推進協議会で各団体と協議の結果、平成23年度からは平成22年度の10%削減で合意を得ておるところでございます。

次に、太宰府市人権・同和問題啓発推進会における研修と啓発活動についてでございますが、基本的には登録をいただいております団体がそれぞれの中で構成員の研修や啓発に計画的に取り組んでいただくこととしております。市は団体から要請があれば研修の講師紹介や市及び市教育委員会が開催いたしております市民講演会や人権講座「ひまわり」の、こういった事業の案内を行いまして、各団体から参加をしていただいておりますところでございます。

また、団体の中には人権まつりや男女共同参画市民フォーラムなどの実行委員会に参加をしていただきまして、啓発活動に加わっていただいております。

なお、啓発推進会の名称につきましては、参加団体のご意見も伺いながら、変更も含めて今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、答弁いただきまして、その中で再質問させていただきますけども、市民生活部長の答弁では、この間、平成13年以降も含めて縮小等同和対策事業の縮小を行ってきたということですけども、では、なぜ今、運動団体補助金と扶助事業の2つですね、言われましたけども、なぜ扶助事業の2つだけは今も残っているという形になっているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 先ほども申し上げましたように、同和対策事業事務事業評価検討会議の中で、基本的には44事業の見直し、こういったものを行ってまいりました。その中で、縮減をしていくもの、あるいは廃止をするもの、こういった方針を立てまして今日まで取り組んできております。その中で、私どもも鋭意縮小あるいは廃止に向けて団体とも協議を重ねておるところです。しかし、まだまだ廃止等行ってきた中で、最後に、この今申し上げました扶助事業の2つの事業、それと補助金、この分が残っておるというような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それに関しても、縮小の中で、要は今、市民生活部長の答弁、縮小の部分を理解すると対象の年齢が1歳引き上げられたというようなことがその縮小の中に含まれてくるのかなと思うんですけども、じゃあ逆にその対象の年齢をですね、引き上げたことによって、どのくらいですね、この扶助事業の対象になる方が減られたのか、1歳引き上げられたという答弁先ほどありましたけども、具体的な人数がわかるようでしたら答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まず、年齢を引き上げたことによって対象人員がどれくらい減少するかということでございますが、基本的に今、平成22年度でですね、老人医療費と介護サービス費の推移の分でございますが、老人医療費については、対象者が今34人という形になっております。この分につきましては、新たな部分で今のところ平成23年度はそう人数が変わらないと、現状維持程度でいくのではないかというふうに思っております。

それから、介護サービス費につきましては、3名ということで、これも今の対象者が亡くならない以上は同数で見込んでおります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、具体的な人数が明らかになりましたけども、対象年齢を引き上げたといっても、結局はその対象になる方の人数は変わらないということでは、これ、果たして本当に縮減されたと言えるのかなというふうに、私は正直、今の答弁聞いて疑問に思うんですけども、逆に視点を変えまして、この扶助費の対象のサービスをですね、特定のこの34人あるいはその介護サービスが3名ですか、今答弁ありました方に限定するのではなくて、もういつそのことですね、市内全域の対象年齢のところの方すべてに対象に行えば、逆に私はそういった逆差別的な部分としてとられることはなくなるんじゃないかなということを感じるんですけども、実際に昨年7月、8月と共産党市議団のほうで市政アンケートを市民の方をお願いいたしましたけども、とりわけ高齢の60代、70代の方からの回答の中では、国保の支払いが大変だとか、後期高齢者医療制度の保険料を払うのが大変だというような、そういった負担増に関する回答が多く寄せられているんですね。その点からも、私は逆にこの34人あるいは3名の方の部分だけではなくて、市内全域まですべての方に対象を広げて行うことは考えられておられないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 基本的に私どもは、最初の答弁の中で申し上げましたように、同和対策事務事業評価検討会議、この中で廃止という方向性の中で対応してきております。今、議員さんがおっしゃったように、この分が基本的に平成23年度から70歳以上という形になりました。70歳以上の太宰府市の人口、これを見ても、1月末現在の人口になりますけれども、70歳以上で1万424人という方になります。もちろん所得制限とかそういったものを設けましても、これだけたくさんの方がいらっしやると。そうすると、市の財政ではとてもじゃないがこれを負担できないということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 市の財政から、そこは市内対象の方全員に広げることはできないという答弁だったんですけども、それならという部分で、私は逆にこの点で思うんですけども、多くの方はきちんと決められた保険料なり、例えば国保なり後期高齢者医療制度の保険料なり、ある

いは介護保険の保険料なりをきちんと、きちんとといいますか、払っておられるわけですね。それで、病院に行かれればその保険料率に基づいて3割なり、あるいは決められた部分を払っておられるわけですが、その部分で見て、逆に34の方がなぜというふうに思ったりはするんですけども、この点について、今年度も行うということですが、じゃあこの事業を実施する上でさまざまなところと、いろいろ構成団体なりとも話をしているというような答弁も今ありましたけども、具体的にいつになったらこれを完全にやめるのかということを、市としてはその話し合いの中に何か提起等はされているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まずですね、老人医療費、介護サービス費、これについて、この保険料、これを免除しておるわけではございません。基本的にこの対象者の方々も保険料等は支払いをしていただいております。この方々が医療費なり介護保険料を実際に支払われた、要するに自己負担分ですね、老人医療費で80%ですね、自己負担分の80%、それから介護サービス費で自己負担分の70%、これを扶助しておるということでございます。

それから、これをいつまで続けるのかということでございますが、私どもも廃止に向けて団体とも鋭意協議をしておるところでございます。その廃止に向けた協議、これが今後調いますとそういう方向になりますが、あくまで団体のほうも、今これが最後のとりでといいますか、私ども廃止をしてきた中で、この部分だけが残っておるというようなことで、なかなか折衝がうまく進んでないという状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今の部分の今後その見直し、見直しといいますか、廃止に向けた協議は鋭意行っていくということで答弁は理解いたしましたけども、その点についてですね、特にやっぱり一般の、私どものアンケートも530通近くの回答を寄せていただきましたけども、その中でもいろいろ各種保険の関係の負担に多くの方が大変な思いをしながらも払っておられたりとか、そういった声も聞いておりますので、その点の部分のことも踏まえていただいておりますね、見直しに向けての協議は引き続き進めたいと思いますけども、あと、予算審査資料でも、今回運動団体への補助金のところも出していただきましたけども、今後、この運動団体の補助金のこの関係についてはまた後日予算委員会でも質問いたしますので、基本的なところだけ1点伺いたいんですけども、この運動団体の補助金のところ、今回、補助金の総額とそれぞれの団体の構成の人数も出していただいたんですけども、これは決して運動団体のその構成人数1人当たり幾らとか、そういう形で決まっているわけではないということだけ、確認の意味で答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 予算審査資料の中で今回提出をさせていただいております。その会員数とか、そういう形で書いておりますが、補助金の根拠としてですね、会員数掛ける幾ら

とか、そういう根拠で出しておるものではございません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） はい、わかりました。

それで、さらに同和問題の啓発の問題で質問させていただきますが、市民生活部長の答弁の中で、ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんけども、今年の平成23年度はこの同和問題の啓発の部分はどうかという名称の部分が答弁がなかったような私は気がするんですけども、それについてはどう考えておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まず、同和問題という言葉でございますが、今はですね、広くは人権という言葉の中に同和問題も含めて、男女差別とか障害者差別とか、そういったものも含まれるような大きな流れとなっております。しかしながら、研修等を行う中ではですね、やはりそれぞれの目的に合わせた名称、これを使う必要があるというふうに考えております。例えば、福岡県でいいますと、7月は同和問題の啓発強調月間という形の中で取り組みをさせていただいております。そういう時期には、そういう内容の講演会なり研修会なりをやると、そういったことで、目的等によりまして名称を使い分けはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） つまり、今の部長の答弁を解釈しますと、県が7月に同和問題啓発という事業を行うから、市も準じて、その名称で行うんだというような答弁なのかなというふうに私は理解いたしましたけども、その同和問題の啓発という部分が、逆にこれは12月にも武藤議員からも質問が出ておりますが、逆に同和問題という形で啓発することで、いつまでたってもその差別がなくならないのではないかという指摘もありますが、私もその点はそうなのじゃないかなというふうに思うんですけども、それについての見解はいかがですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 私どもはですね、人権問題というもののの中の最たるものとして同和問題というものを基本的にとらえております。人権問題には同和問題を初めとして女性、子供、高齢者、障害者、外国人、そのほかいろんな人権にかかわる問題がございます。人権の問題の根というものは、それぞれ共通するところもありますが、その一つ一つにやはりしっかり向き合い、焦点を当ててですね、取り組んで問題を解決していくということが、人権問題を解決する基本というふうに考えております。ですから、研修会とか講演会とか行う場合ですね、目的やねらい、これを明確にしないと、ただ人権というだけでは非常に漠然とした研修会とか講演会ということになってまいりますので、そういう目的、内容、こういったものによりまして、きちっとその趣旨、目的に合ったテーマ、あるいは内容について話をさせていただくということになります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その趣旨、目的ということだったですけども、じゃあ、その太宰府市でのそういった具体的な、例えば同和の問題で何か問題といたしますかね、何か具体的なことが起きているのかということをお聞きしたいんですけども、例えば今回環境厚生常任委員会に陳情が送付されておりますけども、その陳情でも福岡県下のいろいろ、立花町での問題ですとかいろいろ述べられておりますけども、そういったものが今、この一、二年という単位で振り返っても、太宰府市の中で何か起きたということがあったんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 平成20年でいいますと、本市に関係するものが2件ですね。筑紫地区を含めると15件ほど発生をいたしております。平成21年につきましても、本市で2件、筑紫地区で19件の報告がございました。内容といたしましては、部落に対する差別発言や賤称語の使用ですね、それからえせ同和行為、それから穢れるとかというような発言も含め、これまでインターネットを利用した差別とか、そういったものが起こっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その部分が起きているということですけども、逆にじゃあ、なぜ起きるのかということを考えたときに、その啓発のあり方に問題があるんじゃないかというような検証はされましたか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 同和問題につきましてはですね、今まで私ども話し合いをしておる筑紫地協の中ではですね、自分たちが部落出身だということを示すということで、以前、ゼッケン登校とか、そういうことを明らかにしてですね、部落民であるということを明らかにして、その上で同和問題を解決していこうと、決して隠すことなく知っていただいて、それを理解をいただいてですね、部落問題を解決していこうという基本的な流れの中で取り組みがされております。同和問題について、ある一つの考え方としてはですね、そっとしとけば自然になくなる、要するに寝た子を起こすなというような方法もあるんじゃないかというようなこともございます。しかしながら、私どもはそういう今まで差別を受けてきたことについて、やはり当事者であるということをはっきり明言をしながらですね、なくしていこうということ、そういった基本姿勢にのっとりて啓発等行ってきたわけでございます。ですから、今後においてもそういう姿勢の中で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、この啓発の名称の部分の問題に関連しまして、12月議会でも副市長のほうから武藤議員への答弁で、早く人権という形に持っていければいいと考えていますというような答弁が副市長のほうからされてますけども、副市長にお伺いいたしますけども、これを具体的にですね、平成23年度以降ですね、どういうふうに持っていこうと考えておられるのか、今現在の状況をお聞かせください。



○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 行政全般ですが、問題を解決するためには、やはりその問題をまず浮き彫りにする必要があると思います。いろんな問題でですね。今、同和問題が差別がなくならないという問題がありますので、同和問題については表面に浮き上がらせて、同和問題がありますよ、これについてこういうふうな問題についてはどんなふうなことで解決していくかという対策を行政として練らなきゃなりません。これは、男女問題も同じですし、障害者問題も同じです。特に障害者問題も、昔は家の中に閉じ込めて表に出さない、それがその家庭での大きな課題です。それをやはり社会全体で支え合っていこうというふうにするには、やはり障害者がここにこれだけの方がいらっしゃいます、こういう障害を持てますよという形を浮き彫りにして、それに対して行政がどういう対策をとるのかということで、今度は後で教育の問題で支援学校の話も出ますけども、そういうふうに行政としてやっていこうという仕組みづくりであります。同和問題も同じような形で、やはり浮き彫りにいたしまして、そしてそれに対して対策をどうするのかということで、特別措置法ができて、財政的な支援をもらってやってきました。ある一定の環境整備というものについては、財政のおかげでいろんな工事ができてまして一定の改善ができたというふうに言われてます。しかし、まだまだ結婚するときの問題、あるいは就職するときの問題等がありまして、これは明らかに介在をします。今、差別が残っております。そういうことを中心に、今後は啓発と教育を中心にやっていこうということで浮き彫りにしたおかげで、今、こういうことをしなければいけないということが目に見えてます。それが、まだまだ解決しておりませんので、まだまだその同和問題についても中心的に解決する方策を示そうということで、同和問題という名前はまだ消せないじゃないかというふうに今考えております。私が言ったのは、そういう問題が解決して、同和を使わないような時代が早く来るといいなと。それは、差別がなくなった状態のときにそういうふうに人権だけでいい、そういうふうな思いで前回答弁をいたしておりまして、そういうことに向けて今後も努力を続けていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、副市長のほうからいろいろ経過等も含めてそういうほうに持っていけばいいというような答弁はありましたので、私もそれは同じでございます。差別がなくなっていくというのは当然の社会だと思いますので、そういった部分でいろいろ見解の違いの部分もそこまでの過程の中で若干あるのかもしれませんが、そういった方向に早く向かうようにですね、今、壇上含めて再質問で述べたことも引き続き検討していただきますようお願いいたします、1項目めについて終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 2件目の介護保険制度についてご回答申し上げます。

介護認定審査会におきまして、要支援1及び要支援2と判定された方につきましては、包括支援センターが介護に関する相談及び実際に介護サービスを実施するため、ケアプランの作成

を行っているところでございます。

要支援1、2の判定を受けられた方につきましては、身体的に何らかの支障がある方や認知機能が低下された方などさまざまな要因があり、一律に対応できないことから、個々に対応することを求められているところでございます。

今回、国が示しております改正案につきましても、さまざまな事例に柔軟に対応するため、介護予防事業を実施していくことを目指す内容であり、一律に対応することを求めているものではないというふうに考えていますが、国会においての審議がなされていない段階であることから、正式に方向性が示された段階で、関係機関との情報交換等を実施しながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、答弁いただきましたけども、その中で方向性が具体的にもうちょっととなってから考えていくということでしたけども、じゃあ現状の認識では、壇上で述べました総合サービスを導入するかどうかは市町村の判断になるということも言いましたけども、この総合サービスの導入まで含めた判断まで含めて、現状ではまだ太宰府市としては何もこの介護保険法の改正案に対する対応策は、今現在の状況では特別持っておられないというふうに認識してよろしいのでしょうか。市町村の判断になってくるということなんですけども。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今ご回答申し上げましたように、まだ案の段階で、近日中に一定の方向性とか出されていくかもしれませんけれども、まだそこまでないというふうに思っております。ただ、私どもといたしましては、やはりできるだけ介護のサービスを受けないで済むような、そんなやり方というのは当然やっていかなくてはいけないと考えておりますから、その視点で取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、健康福祉部長の答弁でもありましたけども、その私が特に懸念するのはですね、この特に介護保険の保険給付の訪問通所介護には全国一律の基準があって、そのサービス内容で介護職員の資格や配置、施設整備、事業者への報酬、利用料というのが決まっているのが今の現状ですけども、それが今回のこの改正案では柔軟な対応ができる仕組みというふうに厚生労働省は言っているんですけども、それでその柔軟な対応ができるという部分で、逆に給付の削減が容易にできるようにということで、そのサービスから排除されていく人が出るのではないかというような懸念も感じているんで、あえてまだ国会の動向も不透明な中ですけどもあえて質問させていただきましたし、その特に、今包括支援センターが市の直営になりまして、いろいろ職員の方等もお話をするんですけども、一手にその介護の特に要支援、要介護1とかそういった部分のケアプランの作成からいろいろ介護サービスも総合窓口になっているという状況で、業務量も大変多く抱えておられる中で、また新たにこの介護支援の問題が出てきたら、そこで働く制度によって、職員の方もそうですし、利用者の方も混乱が起きる

というふうに私は感じましたので質問いたしましたけども、またそれで特に要介護の介護保険法の改正で新たにボランティアですとか、そういった方々の総合サービスを導入するというような内容が含まれているんですね。そうなってきますと、今、地域の民生委員さん、あるいは高齢者支援の取り組みで見守り等も自治会と協力してされてますけども、新たにそういった自治会のそういったサークルといいますかね、そういったところへのボランティアグループの方にも場合によっては負担になる、そういった可能性もありますので、そういった部分で、昨日の清水議員の質問では危機管理というような言葉で質問されてましたけども、これは危機ではないにしても対応策をきちんととっていく必要は私はあるんじゃないかなと思うんですね。仮にこの介護保険法案が通ったと仮定して、その中でどのような影響があるのか、市役所内部で地域包括支援センターに出る影響、それと今現状で行われている高齢者支援などの見守り、そういった地域のボランティアあるいは自治会に出る影響、そういった部分まで含めて細かくですね、対応をしていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、それについて、現状の業務といいますか、業務とあと高齢者支援の部分の対応、地域で行われている部分の事業の整理等の部分までは今されておられますかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 法改正そのもの、それと来年度がですね、介護保険の第5期の事業計画を策定するというふうなところで、平成24年度から新しい3年間の計画というふうになくなっていくわけですね。そういうもろもろある中の、そういうふうな、今現状がどうなのかというのをやはり計画を策定する過程の中で現状分析をしなくちゃいけない。それで、果たして今現在介護保険がどのような形でサービスが出てて運営をされているのか、当然あると思います。私どもとしても、制度がこうだから要支援、要介護になっている方々をですね、手をこまねいていくというのは当然できない。いかにやはりそうならないための手だてをとっていくかということが一番肝要かと思ってます。もともとこの現段階、あくまで現段階の案の段階ではありますけれど、厚労省の担当、老健局の課長によりますと、単純にそのような地域に押しつけるとか、そのようなものではないというふうな言葉の中で発言はされているわけですね。ですから、私どもとしては制度、仕組みとしてそういうふうにもしかして変えられるかもしれないんですけど、その仕組みが本当に妥当なのかというところは、現実には即した中でやはりどのような形で対応していくかというのは当然考えていかなくてはいけないというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長の答弁で、単純に利用者の方が排除されることはあってはならないというようなことを言われましたので、私もぜひその点に対応はとっていただきたいと思いますし、まだ国会の動向がこの法案がどうなるのかもわかりませんが、またこの問題はまだ現在進行形で動いていることでありますから、この点は、私も4月には厳しい審判がありますけども、6月議会に戻ってこれたらこの点はきちんとやらせていただきたいと思います。

で、その点いろいろ対応とっておいていただきますようお願いいたします。

以上で一般質問を終わりますが、1期4年間、いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

12月議会で小・中学校の教師の現状について質問いたしました。この中でも触れましたが、先生方の9割以上が、もっと子供と触れ合う時間が欲しいとおっしゃっています。私たちが子供のころは、昼休みなど先生方も児童と一緒に遊び、ともに過ごされていたことは議員の皆様もご記憶があると思います。教師は、授業中だけではなく、休み時間の子供の様子からも一人一人の精神状態や健康状態を判断されています。あの当時は、1クラス50名、60名の児童がいても、先生方にその余裕がありました。今は40名以下の生徒数でも、先生方にはその余裕がありません。

また、本市教職員の病気休職者に占める精神疾患の割合について、全国及び県の平均よりも高い7割を超えているという事実が12月に回答されましたが、これは、職場としても普通であるとは言えません。このような先生方のゆとりのなさや切迫した精神状態は、単に教職員の能力の問題として片づけられることではないと考えます。10年ほど前に詰め込みはだめだということでゆとり教育が提唱され、今度はゆとり教育だけではだめだ、生きる力をつけるということで新学習指導要領が今年4月から完全実施されます。これに伴い、現場はこれまでどのような準備を進めてきたのか。また、具体的にどのように実施していくのか疑問が残るところもあり、今回、小・中学校の教育環境について再び質問させていただきます。

まず、本市の教職員の病気休職者数や精神疾患患者数は、2月末現在、どのような数字になっていますか。精神疾患が多い原因の一つは、教師の孤立化があるのではないかと考えます。課題のある児童・生徒や保護者への対応、たびたび改正される学習指導要領に対応した授業の進め方への不安、子供たちが携帯電話やパソコンを使いこなし、それに歩調を合わせた学校のIT化への対応、つまり教師にもその知識や技術が求められるなど、教師を取り巻く環境は急激に変化しています。そういった悩みなどを教師間で気軽に相談できる環境が学校の中にあるのか、この精神疾患の先生数を減らすための方法について、各学校や教育委員会で俎上に上ったことはありますか。

また、冒頭申し上げたように、教師は子供ともっと向き合いたいのに、その時間がとれない理由の一つである、授業に直接関係ない先生方の提出文書作成などの事務作業についてどのように軽減するか、何か具体的な方法を検討されましたか。

3点目に、新学習指導要領では、主要教科や体育、外国語教育の授業時間が増えます。この

中で、中学校1、2年生は、男女ともに武道を必修化することになっていますし、小学校5、6年生では、外国語が導入されます。これらは、教えるほうも特別な技量がなければ難しい教科です。武道や外国語といってもいろいろありますが、具体的にどのような体制で臨まれるのか、お示してください。

また、新学習指導要領のかなめになっている生きる力は、読書によってはぐくまれる場合もありますが、本市では図書司書は学校事務職との兼任になっており、図書司書の資格の有無は問われていません。現在、集団下校を行っている関係で、就労時間などの課題はありますが、現場の先生からももっと学校図書室と連携したいという声は上がっています。単に貸し出しなどの手続を行うだけではなく、例えば図書室に来る子供の読書傾向をもとに一人一人に合った本を薦めたり、課題がありそうな場合は担任と情報を共有し、また学年ごとに先生方と連携を図り、授業に合わせた本などを推薦できるような体制を先生方は望んでおられますが、今後実施するお考えはありますか。

以下、再質問につきましては自席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の教育環境の改善についてお答えいたします。

学校教育は、教職員と児童・生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるような教育環境を整えることが大切であることは言うに及びません。特に平成23年度からは、小学校の新学習指導要領が全面実施されますし、平成24年度からは同様に中学校でも実施されます。学校現場と教育委員会が一体となって、教育環境の改善に努力していく必要があると認識しております。

ご質問の詳細につきましては、部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの病気休職者数に占める精神疾患の割合に変化があるかということについてでございますが、昨年12月1日現在の病気休暇中の教職員は8名で、うち精神疾患と診断されている人は6名でございました。今年の3月31日現在では、病気休暇が1名減り7名でございますが、うち精神疾患の教職員は6名ということで、変わりはありません。

次に、2項目めの教師の授業以外の事務軽減に関する取り組みについてでございますが、教職員の業務改善につきましては、大きな課題であると認識いたしております。各学校におきましては、校務分掌の見直しや不要な業務の洗い出し、情報通信技術機器活用による業務の効率化、会議や研修の内容の見直し並びに回数や時間短縮などに取り組んでおり、これらは今後とも引き続き継続をしてまいります。

次に、3項目めの新学習指導要領への対応、特に小学校における英語教育の実施方法につきましては、平成20年3月に新学習指導要領が告示をされまして、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施となります。

そのために、平成21年度から平成22年度の2カ年間は、移行期間として新たな教育課程に準

じて取り組んできており、授業時数や内容などを段階的に変更してきております。

新学習指導要領への対応としましては、福岡教育事務所主催の新教育課程説明会や市の研修会による計画的な教員への周知と教育課程編成上での相談や指導を中心に対応してきているところでございます。

中でも中学校における武道指導につきましては、平成21年度から3年間をかけて福岡県教育委員会の武道師範派遣事業を活用し、市内4中学校に地域の武道師範を派遣して、武道学習の充実を図っているところでございます。

また、福岡県教育委員会が開催する武道指導者養成研修会等への参加などを通して、武道の指導力の向上を図っております。

さらにまた、小学校における外国語活動については、福岡教育事務所の計画に基づき、平成20年度と平成21年度の2年間をかけて、学校の中心となって教員を指導していく英語活動中核教員を各校2名養成してきております。

さらに、各学校において英語活動現職研修として、授業指導力向上研修を年間10時間、英語運用能力向上研修を年間5時間計画、実施をしてきております。

また、ALTにつきましては、平成22年度は2名から1名増員し、3名の体制で十分な時間が確保できるように学校を支援するなど、新学習指導要領への対応を行っております。

次に、4項目めの図書司書の配置についてでございますが、学校図書の事務に関しましては、現在、事務補助員が兼務しているところでございます。専門員としての学校図書司書につきましては、調べ学習の資料提供や読み聞かせなど、子供たちが本に接しやすくするためのさまざまな業務を担ってもらうために、その配置についての必要性は十分感じております。今後も職員の配置に向けて、市長部局と十分協議しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員）　ここで11時10分まで休憩します。

休憩　午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午前11時10分

○議長（不老光幸議員）　休憩前に引き続き再開します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員）　まず、順番にやっていきますけれども、ちょっと3番目の質問にも関連するんですが、今、議員の皆様方のお手元にお配りした資料によりますと、新聞記事なんですが、小学校での外国語授業は、その6割以上が担任の先生が担当するという数値が出てます。そのためにこれまで研修などを行ってこられた経緯もあるようなんですが、この新聞記事にもあるように、先生方は英語指導教育というのを大学で受けられていない方が、特に小学校の先生の場合は多いわけなんです。また英語そのものもですね、もうご自分自身が10年以上使っていないとか、20年以上使っていないといった先生方も当然おられると思います。したがって、先

生方の不安というのはやっぱり相当に大きいものがあるのではないかなというふうに推察しております。そして、同様にですね、パソコンもここ15年ぐらいで急速に普及してきたわけなんです、先生方、非常にお忙しいので、このパソコンを習得する時間がなかなかとれずに、いまだにパソコンも余り、特にインターネットに関しては余り使えないという先生方も多いのではないかなというふうに私は推察してます。こういった急激なですね、環境の変化に対応するためには、先生方が一丸となって、例えばパソコンが得意な先生、あるいは英語が得意な先生、あるいは経験が豊かな先生、そうじゃない先生、いろんな先生方が一丸となって、皆さんがお互いを支え合うというようなその制度づくりが職員室の中で必要になってくるんじゃないかなというふうに私は思います。したがって、さっきおっしゃいましたように、会議のあり方とかも見直しをしているというふうにおっしゃってましたけども、やはりもっと具体的にですね、筑紫野市はスクールソーシャルワーカーを配置したりしているんですけども、具体的な方法で何か取り組みを今教育委員会のほうでは考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） お答えいたします。

まずですね、英語、それからパソコンの話でございますが、やはりこれは時代の移り変わりですね、確かに大学時代はなくても、現在どうしても必要だということで取り組んでいくという、そういうことが求められている時代だと思っております。パソコンについてはですね、もう今から30年前後ぐらいになりましょうか、一般企業には先に導入がなされましたので、私たちの同級生あたりは、40歳をちょっと過ぎたぐらいでしたけれども、やはりいろんな研修所なんかに行って身につけた、大変困っているという話で、教員はいいなということ言われたことを覚えております。

それはさておきまして、校内でですね、例えば英語だったら英語の堪能な方が中心になってこんなふうな指導をしようと、またパソコンだったらパソコン室に行っていてこうという、そういう研修をですね、校内研修の一環としてやっていただいております。また、英語だったら筑紫地区内でも、特にまた英語の堪能な先生がおられますので、そういう方を校内研修にお呼びして指導法をしていこうというような、技術的な面が中心になりましょうかね、そういう面についての指導は一体となって行っている、そういう経過がございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 先ほどちょっと精神疾患の先生の数是不変わないと、これは長期療養が必要なので変わらないのかなというふうには思うんですけども、やはり精神疾患になられた先生方はそれなりの理由があると思うんですね。なぜそこまで追い詰められてしまったのかという。そういった先生方個々に関しても、教育部、行政として何かケアというか、その後のですね、何か対応はとられていらっしゃるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 精神的なことでお休みになった先生方、どういう状況がですね、それを引

き起こしてんのか、原因といたらなかなか表現難しいですけども、校長等に来てもらってですね、話を聞くんですけども、やはりこれが原因ということが言えるというのは割と少なくてですね、いろんな面が複合しているんじゃないかなということを思っているところです。もうちょっと、やっぱり一番基本的になるのは、何ですかね、声かけというんですかね、人と人の接触だと思いますのでね、そういう面でやっぱり管理職のほうからできるだけ声をかけるとか、また同じ学年内あたりで少しちょっと様子をおかしいという、表現はちょっとおかしいですけどね、そういうことについてはやっぱり管理職のほうに早く言ってするようにという話をしているんですが、これが原因というのを特定するというのはなかなか難しい場合があります。ただ、そういうふうないろんな経過の中で、何かが引き金になっている。ある活動がですね、例えば保護者からいろんなこと言われたというようなことが引き金になっているとか、子供の指導がやっぱりうまくいかなかったことが引き金になっているというようなことは何となくは察することはできるんですけど、そういう状況で、的確な答えになりませんが、状況把握だけは努めているつもりですけども、なかなかできないというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは本市ではないんですけど、ある精神疾患で休職された先生の週案ですね、週案をこれ、半年分ぐらいお借りしてきて見たんですけども、毎週毎週ですね、月曜日の早朝3時半から7時、午前ですね、午前3時半から7時、この週案の作成、次の週も4時から7時、週案の作成、その次の週も2時半から5時、この週案の作成、その次の週も月曜日の朝、午前5時から6時週、週案の作成、要するに毎週月曜日の朝午前2時とか3時から起きられてこの週案をつくられているんですね。やはりこういった労働ももちろん引き金の一つにはなっていると思いますし、この先生の場合は、12月にも申し上げましたが、この先生もたまたまご自分の担当しているクラスに不登校の児童がいるということで、2日から3日置きぐらいにはですね、毎日毎日朝7時に電話、父が出る、起きてますか、はい、起きてますって、こういった会話を全部この週案に書いておられるんですね。やはりこういった作業をずっと続けておられるということも、やはり一つ私はあるのではないかなというふうに思います。でも、やはりこれはもう児童に向き合う以上ですね、人と向き合っているわけですから、やはりそこはもう先生として、自分の教師としての自覚でこれはやっておられる部分かなと思いますけれども、やはりそういう中でいろんな問題を抱えたり、ご自分の中で悩みがあったりするところをですね、赤裸々といったらおかしいですけども、自由討議のような形で皆さんに相談できるような雰囲気ですね、職場に必要なのではないかなというふうにこれは思います。ですから、先ほど教育長お答えいただきましたけども、例えば病気で、特に精神疾患で休職されている先生については、例えば教育委員会のほうで一人一人に、学校長と一緒にとなかなか答えにくいところもおありになるかもしれませんので、第三者の方がですね、一人一人にやはりケースワーカー的に話を聞くとかですね、そういうふうなケアも私は必要ではないかなというふうに思ってます。これは無理なことではないかと思いますが、できる可能性はありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろんな悩みを持ってある先生方がそれを開くというのはなかなか難しい側面があるんじゃないかと思います。そう考えますときに、いろんな専門的な方々が話をしなくちゃなかなか難しいんじゃないかと思っております。また内部で検討してですね、いろんな先生方がそういうことの払拭と言ったらおかしいですけど、できるだけそういう状況にならないようなふうに取り組みを進めたいと思っております。また、校長あたりとも十分その辺のことについて話をしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） あと業務分掌の効率化というのをそれぞれの学校等でも取り組んでいるというふうにおっしゃっておられるんですけども、ここにある統計でですね、日本の学校の先生方はですね、ほぼ毎日1つの文書を提出しているというふうな統計が出ているんですね。毎月22枚提出物を平均で提出しなきゃいけないようになってまして、22枚ということはほぼ毎日提出をするんだらうということになるんですが、特に小学校の場合はですね、すべての授業を担当の先生が行っているという状況から考えますと、この文書作成にですね、例えば2時間とか3時間とられるような状況になると、どうしても子供と向き合う時間を減らすか、もしくは残業の時間を増やしてそれに充てなければならないという現状があるんですが、例えば民間企業もですね、当然報告書なんかの作成は必要になっているんですが、その作成に時間を余りにも費やすことが非効率だということで、例えばフォーマットをもう決めてあるんですね。この文章はこういうフォーマットで提出をください。そのフォーマットを決めて、例えばもうA4 1枚にしてくださいというようなことで効率化を図るとかですね、私も前、県の交流センターにいたんですけど、学校の先生に報告書をお願いするとですね、本当に5枚ぐらいの報告書がどっと上がってくるんですね。だから、その報告書をつくることにやはり余り時間をとられ過ぎると、やはり本来の子供たちと向き合う時間に影響があるのではないかなと思うんですが、こういった大胆な、何というかな、抜本的な書類のフォーマットのつくり方をですね、もう一回検討してみるというようなことはできますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 必要なことだと思っております。ただ、これは教員の性分なのかもしれませんが、やっぱり自分のアイデアと工夫でですね、何かをつくろうというそういうものがあるものですから、例えばよそのこういうものをそのとおり書きなさいというような作業はですね、余り好まないものですから、今言われたように作業に時間がかかってですね、本当、もうここまでは人のいいから、自分の特色はここだけという話をするんですけど、申しわけないけどそうふうな性分もあるということもご理解ください。できるだけですね、必要なことを簡素化して十分な資料が得られるような、そういうふうな方法を考えていかなきゃならないと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○４番（渡邊美穂議員） もうそれはもうおっしゃるとおりだと思ひまして、そのときやはり県教育委員会の方もおっしゃってまして、やはり学校の先生に文書をお願いすると物すごい量の文書が来るから、これはやっぱり学校の先生のやはり気質かなというふうなことをおっしゃっておられたんですけど、ぜひそこはですね、やはり意識改革も含めてぜひ行っていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ研修等もそれは行ってください。

それと、前回これ申し上げたんですけど、研究指定校ですね。これについてもですね、特に今年新学習指導要領の実施もありますし、来年は中学校がまた完全実施になりますけれども、そういった状況で非常にまた負担が増える状況の中で、研究指定校を受けること、これが無意味だというふうなことではないんですけども、少なくともその研究指定校を受けることで、通常の授業以外の研究のための授業のまた作成とかですね、その報告書の作成とか、そういったことに時間がとられるわけですから、教師の労働時間とですね、研究指定校を受ける効果についてですね、再度検証してみたいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろんな面ですね、簡素化を図っていかなくちゃならないと思っております。また、同じ研究した内容をどういう対象に紹介するのか。今まではどっちかというと教員が中心でしたけれども、地域とか保護者の方々にこういうことをやっておりますよというのを公開すると、そういうことを含めてやりたいと思っております。ただですね、研究事業をして資料をつくるというのをいつもちょうどやっているわけじゃないんですよ。教員１年間のうちにですね、せめて何回かぐらいね、きちっと文書を書いて、そして自分なりに一生懸命やったことを人から見てもらったものを指定をしながら次にするというふうなですね、それはやっぱりプロとして何もしないといけないんじゃないかなという感じも思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ４番渡邊美穂議員。

○４番（渡邊美穂議員） いや、もうそれはもうおっしゃるとおりだと思っておりますが、一応ですね、今年度特に学習指導要領が新しく変わるということで、学校全体の状況も随分変わってくる場所もあると思っておりますので、少なくともその効果について一度検証していただきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げた外国語の授業に入るんですが、武道については、先ほど武道師範を各学校に配置するというふうにおっしゃっておられましたが、やはり武道もそうですし、外国語も本当に特別の技量がないとですね、特に武道の場合は、先ほど長谷川議員とちょっと話をしていたんですけど、下手をすると命にかかわるようなこともありますので、これは非常に慎重に対応しなくちゃいけないと思うんですが、とりあえず４月から実施される外国語教育ですね。小学校の子供たちに外国語を教えるということは、恐らくその文法の解説などではなくて、言葉を丸ごと覚えるというふうな方法がとられるんじゃないかなと私は類推しておりますけれども、その場合、やはり発音が重要になってきます。先ほどALTを３名にしたというふうなお

話もあるわけですが、ここに新聞記事がありまして、東京都内の学校ですけれども、ALTのかわりにですね、小学校英語活動アドバイザーというのを採用しているような自治体もありまして、ALTはやはり日本語が余りお上手にしゃべれない方もいらっしゃいますので、なかなか教師との連携ですね、教育的な部分での連携というのが非常に難しいという一面、側面も持っていると思うんですが、今後、ALTは今回とりあえず3名に増やされたということですが、いろんな方法を模索してみるといような柔軟性は持っておられますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） おっしゃるようになりますね、やっぱり発音が一番先生は困られるんじゃないかと思っています。一つにはですね、学生さんがおられますのでね、そういう学生のボランティアあたりの拡充を図らなければならないというふうに思っているところです。また、地域、保護者との連携を考えておりますので、保護者の方の中ですね、そういうことに堪能な方もあれば大変助かるなというふうにも思っております。

また、小・中の連携の中でですね、そんなにできないんですけど、中学校の先生が小学校で現に英語の授業をさせていただいているということもございますのでですね、そういうふうな多様な方法をとりたいと思っています。

それで、ちょっと新聞の記事にも関連するんですけど、どうも新聞は、例えば不安をですね、あおるまではいかんけども、あれを読まれたら、あっ、うちの先生、大丈夫かいな、うちの学校大丈夫かいなというような、疑いの目までいかんけど、そういうふうな受けとめ方になるけど、先ほど言われたようになりますね、今これまでやっているけど、こういうことしたらもっとできるというふうなふうにプラス思考で書いてもらいますと非常に助かるんですけど、新聞がもうからないのかもしれませんがですね、どうも教育に関してはですね、何か不安をあおるようなですね、また否定するような内容が多いって、こういうものに携わっている者としては非常に残念に思うんですね。例えば、学力なんかも、学力が落ちたときはもう毎日のように書いてますけど、2009年版のいわゆる世界的な学力検査で随分上がっているんですけど、余り、ひょっとしたらご存じないかもしれませんが、新聞も余り出てないと。非行の問題あたりも、非常に今、戦後では最低と言われレベルぐらいに低いんですけども、何か悪さばかりしているような受けとめ方。ちょっと話題がそれまして申しわけございません。そういう多様な方法を考えながらですね、英語活動に取り組みたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、教育長がおっしゃったように、私もそのこういった新聞記事で不安をあおられた人間の一人なのかなというふうな気もしてはいるんですけども、一部ではですね、電子黒板を使って発音を学ばせているというふうなところもあるんですが、本市ではすべての小・中学校に電子黒板の配置はあるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 電子黒板とですね、英語ノートというのはタイアップして、そして発音な

んかも含めて非常に有効な教材の一つだと思っております。実はですね、これ、たくさん購入しようというような話が1回持ち上がって、だったら予算要求をしようというような話をしていたら、いろんな例の仕分けを含みましてですね、ああいう話の中でこれポチャリましてですね、今、補助金がつかなくなったというようなことがあったりしましてですね、なかなかそろえ切っていない、全部にそろっていないというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。これは市長部局のほうになってくるのかもしれませんが、AL T 3名ですね、生の英語が聞けるからいいやというところもあるかもしれませんが、先ほど申し上げたように、やはりAL Tの方、日本語がなかなか疎通がうまくいかないところもありまして、先生方との教育の面での指導という部分ではですね、なかなか難しいところもあるのではないかなと思いますので、ちょっとこれも市長部局のほうで一度考慮をいただければなというふうに思います。

また、済いません、先ほどの新聞記事に戻るんですけども、この外国語授業のために教師が受けた研修の平均時間が6.8時間というふうになってます。当市でも各校2名で中核教員ということで研修を行われたということなんですが、実際全員がその指定された時間を受けられたということなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まず、英語活動についてはですね、本地区、太宰府市とは限りませんけれども、筑紫地区のほうでは非常に先進的に取り組んでおりまして、前、いわゆるゆとりの時間という時間がありましたけれども、そういうふうな時間を活用しながらですね、英語活動に取り組んできた経緯がございます。その中にはですね、もう既に1年生から取り組む計画をしたところもございましたりしてですね、今度は5、6年生が必修になった関係でかえって縮小したと、それでは困るというようなところも生じているのも事実でございます。そういうふうなこともありまして、堪能な方といいますか、指導者として適切な方が数多くおられるというのも現状でございます。先ほど申し上げましたように、そういう方々を各学校お呼びしまして、大体去年、今年が中心ですかね、お呼びいたしまして、校内で研修しているというのが現状でございます。

先ほどご質問のいろんな講座みたいなですね、これについては、だれがどれだけ行ったということについては把握しておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。先生方もやっぱり大変お忙しい中でですね、研修を受けられる時間もなかなかとれないところがあるんじゃないかなと思いますけど、さっき申し上げたようにですね、10年、20年、先生によっては使っていない言語をやはり子供たちに教えることについて、仮に研修を受けたとしても五、六時間とか七、八時間程度の研修でやはり子供たち

に教えるということについて不安を持たれている先生も多いんじゃないかなと思うんですが、文科省はですね、今後この外国語教育に対して人員配置の問題ですとか、それに伴う予算ですとか、そういった何か見解を示した経緯はあるんでしょうか。もし示してないとすればですね、例えば各自治体の教育委員会が協力し合って、文科省に対してそういった要求をしようとかというような動きはあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） このことによって増員といいますかね、人間を増やそうというようなことについての情報は、ちょっと記憶にございません。

それから、これに限りませんけれども、いろんなことについて教職員の増員については、少人数学級とかも含めながらですね、教育長会を通してとかで県または国のほうに要望しているというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは、図書館のほうに入りますけど、市長部局のほうにも少し関係があるんですけども、本市は図書室を開いている時間、私、予算の資料請求させていただいたんですが、これ、ちょっと見方が余りよくわからなかったんですけど、恐らく昼休みしか今の現状ではあいてないというのが、図書の先生がいらっしゃってですね、あいているのは昼休みしかないという現状だと思うんですけども、糸島市ではですね、すべての学校に図書司書を配置して、クラスに問題があって学級に行けない子供を不登校にさせないために図書室で受け入れて、図書室で勉強させたりとかですね、司書の先生と担任が連携して調べる作業、これを図書室で行ったり、図書委員の子供を担任と司書で連携しながら育成して、子供がみずから本と触れ合う時間を増やすことによって読書量が非常に増えたと、飛躍したというような大きな成果を上げています。本市においても親が読み聞かせなどを行っている学校もあると思うんですけども、先ほど部長の答弁についてはですね、配置について必要性は感じていると、今後市長部局との話し合いをしたいというふうにおっしゃっていたんですが、糸島市も終日いらっしゃるわけではないんですね。これは、副市長か総務部長がわかりませんが、4時間一応毎日いらっしゃるって、学校によって例えば午後からだけとかですね、学校によってはもう2時間目からあけるとか、その学校の裁量でとりあえず4時間を有効に活用していただくというような形で、必ず司書を配置しておられます。今後ですね、教育委員会としてはその必要性は感じているというふうにおっしゃっているんですが、予算面が伴いますので、今後そういった検討の余地は市長部局のほうにあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 図書司書の配置につきまして、ずっと以前私も学校教育担当しておったときには、事務の方と図書の方と2名体制のときもございました。その後のいろんな変遷の中で、現在は事務の補助の人がフォローに入るような形でですね、1名配置になっております。それから、最近の教育の補完性として、図書室の利用、活用といいますか、図書の教育の分も

重要性も言われておりますので、今後教育部のほうからもその必要性は強く要請は来ておりますので、予算との絡みもあってですね、どのような配置がいいのか、今言われましたようなパートの配置もですね、検討しながら今後協議を進めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 最後に市長にお伺いしたんですけど、この図書司書の配置についてですね。私が拝見する限り、市長も相当な読書家であるというふうに見ているんですけども、やはりその読書の必要性というのは市長もよく感じてらっしゃると思いますし、やはり読書というのは、小さいころからのある程度の習慣づけがないと読書にかかわっていくというのは難しいと思っています。したがって、図書司書というのは、やはり私は非常に重要な役割を担うのではないかなと思っているんですが、市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子供の育ちといいましようかね、形成過程におきましては、やはり読み聞かせというふうなものについては重要です。3歳のときの読み聞かせによって感性といいましようかね、動物に対しても人に対しても愛情、すべての感性が決まると言われております。やはり読書は大事だと。今、総務部長のほうから話を説明しましたように、一時期等々については、事務補助と図書司書、それぞれ1名ずつ置いておった時期もございました。当時の指導要綱等については、県の単費によって、県費によって図書司書配置というふうなのが付則の中でたしかあったというふうに思っております。図書教諭というふうな形の中で、配置はされておるようでございますけれども、市のほうが配置しますのは、その補助というふうな形に位置づけられるだろうというふうに思っております。小学校等のやはり読書等については、必要というふうに思っておりますので、教育環境の整備等々については、あるいは次世代を担う子供たちの豊かな感性を育てていくというふうなことから、読書等は特に重要だというふうに思っておりますので、ご指摘の配置等々については今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 市長さんの答弁の後、失礼いたします。

教育委員会といたしましてですね、これは私個人的なことで、先ほどの英語の問題にしろ、司書の問題って、やっぱりこれはきちっと配置すべきですね、お金があるところは配置して、ないところはないというような方法は、私は義務教育は言わないんじゃないかなという考えを持っておりますが、現実問題としてね、いなければ必要性があるわけですが。その中でですね、例えば人的なものとしては、特におってもらったらありがたいなと思うものの一つに、一つには学級の人数を減らすためにどうしたらいいかというような問題、それから今日話に出ていた図書の問題、また現在配置しております特別支援学級等への支援の問題。私、理科を教えよりましたもんですからね、理科、実験助手がおってもらったら非常に助かるなど、そういうことを考えたりというように、人はいろんな方がおっていただくにこしたことはないと思っ

ております。教育委員会といたしましてはですね、とにかく急いでぜひお願いしたいというので特別支援学級に対する介助とか支援員をお願いして、市長さんのいろんなご配慮で現在なっていて、おっしゃるように、どの項目もですね、人的な措置をしたいというのは山々ですけども、それとともに、また大規模改造等も控えておりまして、そういうことを踏まえながらですね、市長さんのほうに強くお願いしたいと思っておりますので、そのときにその図書と、今何で手挙げたかという、図書にですね、固定してもらおうとですね、ちょっと動きがとりにくくなるものですから、そういうふうな範囲内で必要性といいますか、そういうことを考えながらお願いしたいと思っておりますので、市長さんの答弁の後でございますけど、一言申し添えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。今、やはり学校ですね、環境改善というのは、私自身がとらえている課題としても急務だというふうに考えてます。やはり、この先生方の病気休職者数、特に精神疾患の多さというのは、やはり看過できない問題であると思っておりますし、子供たちの日々の生活に大きく影響することですから、これはやはり早急に改善をしていただかなければならないと思っております。

先ほど藤井議員もおっしゃいましたが、私もまた6月に質問を許されるような立場になりましたら、この件につきましてもまた皆様方に一生懸命問いただしていきたいと思っております。本当に4年間ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり今回は2項目について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、まほろば号について、このバスが走り始めて多くの市民に利用され、今ではなくてはならない存在になっていますが、高齢社会から超高齢社会に入ろうとしている現在、いまだに道路等の問題で運行されていない地域や、地域には路線があるがバス停に行くまでが遠くて利用できないお年寄りがおられますが、今後ますますこのような方が増えてくると思っています。

そこで、今年2月に湯の谷に10人乗りの路線バスが地域の要望と努力により運行されたことは大変喜ばしいことですが、私は市内全体を考えると、デマンド式タクシーが必要になってくると思っておりますが、今現在、検討委員会ではどのようなになっているかをお答えください。また、市長の考えがあればお願いいたします。

次に、少子化対策、また子育て支援としての保育園、学童保育における待機児童についてお尋ねします。

今年4月開園予定で進められている国分の保育園、私もこれで待機児童の問題が解消の方向

に向かうものと大変期待をしておりましたが、この長引く不況のせいなのか、また若い世帯の数が増えたのか、現状申し込みの数が大変多く、相当数待機児童が出ると聞いておりますが、現状と今後について、学童保育も含めてお答えをください。

再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 市長答弁ということでございますけれども、私のほうからご回答申し上げます。

1 件目の高齢者、障害者等の外出支援についてご回答いたします。

道路幅が狭い等の理由により通常のまほろば号の運行ができない公共交通空白地域対策として、東観世区にマミーズ・まほろば号を、また先月 2 月 2 日からはまほろば号湯の谷地域線をそれぞれ運行開始したところでございます。

ご質問のデマンドタクシーは、バス停までに行けないために通院や買い物等で日常生活に困難を生じている高齢者が、安心・安全な社会生活を送るために有効な手法であると考えられています。

デマンドタクシー等検討委員会は、このような交通弱者の外出支援等を検討することを目的として、高齢者支援課、協働のまち推進課、福祉課、経営企画課、都市整備課の 5 課の職員を委員として発足し、平成 21 年 7 月に第 1 回目を開催して以降、現在まで 15 回の委員会を開催し、検討を重ねているところでございます。

本市におきましては、まほろば号との役割分担や費用などの大きな課題がありますことから、現在まで委員会としての結論を出すには至っておりませんが、さらに検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 18 番福廣和美議員。

○18 番（福廣和美議員） いま、デマンドタクシーについて検討されているというお話なんですが、内容について、我々、デマンドタクシーについても幾つかの市に勉強に行ってまいりました。予約型という形になるんですが、これは、このデマンドでも前日予約と当日予約ができるというようなところの市もございました。そのデマンドタクシーというものを導入する、しないの前に、その検討の中でこういったものが有効なのかというような観点での検討はされておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） どのようなものが有効なものかといいますか、デマンド交通としてのメリットとかデメリットとか、そのようなものの検討とか、先ほど言いましたようなまほろば号の関係とか、そのような中身で今のところ検討を重ねているような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 18 番福廣和美議員。

○18 番（福廣和美議員） 今、先ほど言いましたように、高齢社会から超高齢社会に移行しようとしております。いわゆるお年寄りの高齢者の方とお話をする中で数多くあるのが、免許証を

返そうと思っているが不安で返せないという部分があります。一遍返したけども、やはり交通の便が悪くて、今そういったことでの買い物とか病院とか行くのに相当な不安があるという、そういうお話をですね、随分多くの方から聞くんですよ。担当のほうにですね、そういったお年寄りの声というのは上がっておりますか、聞いておられますか。まほろば号担当のほう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まほろば号につきましては、高齢者あるいは交通弱者と言われる方々の外出支援として一つの目的を持って運行いたしております。その中で、まほろば号につきましては、定時定路線の方式をとっております。日々の業務の中で、いろいろな要望等が出ておりますので、例えばバス停が遠いとかですね、渋滞によって定時運行がされていないとか、それから今ご指摘の買い物に行っても、ある程度の年齢になられてスーパーの袋を持ってですね、買い物するのがつらいということもありますし、そういうこともいろんな要望、ご意見は賜っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 多分、私が今言ったように、自動車の免許の問題とかですね、そういったことでの不安というのは直接的には市のほうには届いていないんじゃないかというふうに思うんですね。何で高齢者社会から超高齢かという、今のお年寄りが抱える問題は、必然的に超高齢化、今から増えていく一方であって、減ることはあり得ないだろうというふうに思っております。運転に不安がある方がかなりいらっしゃる。交通事故の数もですね、当然やはり免許証を返さないということで増えてくる可能性も多いというふうには私は思っております。それと、太宰府の面積は29km²で人口が約7万ですが、約もう半数以上が開発によって高台に住んである方のほうが多いんじゃないかと。そういったところから高齢化が進んでいる。そういった面からするとき、やはり買い物に行き帰りがけ、重い荷物を持ってですね、バスに乗っている間はいいけども、そこから家に行くまでの距離、それを持って歩くことが非常に苦勞されていると、そういった声もいっぱい聞くわけですね。そういった面からしたときに、担当のほうにまほろば号でですね、随分苦勞されているような苦情を聞きながら、改善をしながらやっておられるということとはよくわかった上で私は言っているつもりでありますけれども、努力はされているというふうに、そのことはわかっておるんですが、ただ、今後の太宰府を考えたときに、やはり新しいものと、まほろば号を廃止するとかそういうことではなくて、融合した形でのですね、こういった高齢者支援の、高齢者だけではなくてもいいんですけども、そういった交通システムというものをつくる必要があるんじゃないかというふうには思っております。

まほろば号のことで言えば、今、都府楼駅前で乗りかえをされておりますね。直行の便もあるというふうには聞いておりますが、そこでの苦情もかなり、今私お伺いしております。余りあちこち、あちこちに飛んでもまずいんですが。

先ほど市長の考え方がということ質問の中に入れとったんですが、そういう高台に住んで

ある方の悩み、そういったものがですね、市長のほうの耳に届いているかどうかというのが非常に、44区回られましたから、そういう声も聞かれているとは思いますが、まほろば号には感謝しているんですよ、みんなね、感謝しているんです。しかし、今後、足が弱ったときの不安というのがかなり多いというですね、そういう現実もあるし、その問題は超高齢社会に入ってしまったとき、あと10年、15年たったときにはかなりの数になるのではないかと。そのときに転居も考えないといかんし、免許証返すべきかどうかという悩みもある。そういった声に対してですね、市長、何かお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私どもも市長と語る未来の太宰府ふれあい懇談会等々を44行政区行いました。そして、現在も今、地域に入っております。その中で肌で感じますのは、福廣議員のご指摘と同様でございます。そういったところから、私は常に基本に置いておりますのは、高齢者の超高齢社会になったときといいたし、もう既にその緒についておるといふような状況で感じておりますけれども、いわゆる危機感を持って行政を行っておりますけれども、そうした外出支援であるとか、あるいは医療機関に行かれる際における支援、これは、その高齢者がまだ歩けるといふような、バス停まで行けるといふような前提であるわけでございます。そのことがもっと困難になられたときにどういったサポートをしていくかというふうなこと、これが行政としても、あるいは地域として、あるいは市民力としてこれは考えなきゃならない問題であるというふうに思っております。その延長上にありますのは、いろんな形態はあろうかと思えます。地域の中で支え合う、そういった玄関までというふうな形のものが必要になってくる時期は来るだろうというふうに思います。どうしても寝込まれて外出できないというふうな方については施設というふうな形、あるいは子供が見るといふふうな形になってくると思いますが、そうした一人世帯であるとか、世の中はさまざまであるわけですから、いろんな形態に支援ができるような体制を整える必要があるというふうに思っております。そういった中においては、デマンドバスもそうですし、あるいはタクシーを雇いながら行くチケット券を配布するとか、あるいは地域力によって支え合う、そのために自治会制度等についても制度化しておるわけでございます。そうしたみずからの問題としてとらえることができるような社会構成といいたし、地域力、市民力を高めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） はい、よくわかりました。今、今年の2月からですから、まだその結果は出てないと思いますが、湯の谷のバスはどんなふうでしょう、状況は、現状は、利用のほうは。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 湯の谷地域線につきましては、開設に当たりまして議員

各位ご出席いただき、出発を無事終えたことについてこの場をかりてお礼を申し上げたいと思います。利用者数につきましては、まだ運行して1カ月ですけども、今の速報の集計では、1便当たり約3名平均乗ってあるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） まほろば号の新路線でありました高雄のほうはどんなふうですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ときおりの路線ごとの集計をするということでデータを集めるんですけども、たしか予算委員会か何かのときの資料があったと思うのですが、ちょっとお待ちください。平成22年の予算審査資料として提出させていただきました平成21年の乗降調査によりますと、5月12日、16日、17日の火、土、日と行っております。高雄回りの右回りで1便平均、火曜日が3.9人、それから土曜日が4.3人、それから日曜日が3.7人のご利用をいただいております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ここで別に高雄のバスがどうのこうの、湯の谷がどうのこうのという考えでお聞きしたわけじゃありませんけれども、特に湯の谷のほう、10人乗りのバスをですね、導入したというのは、非常に私もいいことであるというふうに思ってます。そっから見えてくるものというのもですね、当然あるだろうと思いますし、今後のやはりまほろば号との兼ね合いというのもですね、今お伺いしますと、10人乗りでもいいのかなという気も、ちょっとした数字だけ見ますとね、そんな気もいたしますし、多いときはまだ多い可能性はあると思うんですけども、いわゆるまほろば号との兼ね合いといいますか、まほろば号のシステムはそのまま残しながら、もう一つのバスというものをですね、バスというかタクシーというか、そういったものが融合できていけば一番いい姿というのがですね、できるのかなというふうに思っているんですね。今、買い物支援からすれば、大野城のほうから協議会が、自主協議会あたりが運行しているのが太宰府のスーパーあたりにも来ているというんですね。そういうことも聞いておりますし、最初に申しましたように、道の問題で入れないところもありますし、そういうところを今後どうするのかですね、道を広くするのを待つのかどうかという問題もあると思うんですね。

もう時間がちょうど12時になってますので、引き続きここで休憩に入ってください結構でございます。

○議長（不老光幸議員） 13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 午前中の流れから若干飛ぶかもわかりませんが、何点か具体的に聞きたい点がありますのでお伺いします。

初めに、都府楼前駅、特に西のほうから市役所等に来る場合に乗りかえが必要になってまいります。その際に、今1日に1便か2便直行のバスがあるように聞いておりますが、その際に都府楼前駅でですね、必ずおりないといけないと。そのバスが直接市役所に行くにもかかわらず、高齢者が一度おりて乗りかえをしないといかんということをお伺いしております。これが、非常に高齢者にとってですね、苦痛になっているということですが、これは、そのバスの運行上、運行、何か決まりが、規則があるのかどうか、必ずおりないといけないのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成20年4月から、それまでの北谷から関屋、あるいはそのバスが西のほうにも回るというような、いわゆる走行距離で長大路線と言っておりましたけども、そういう運行形式をとっておりました。ご存じのように、まほろば号が遅れるんじゃないくて、交通渋滞の中で定時運行ができない状況でした。その遅れが20分、30分というような状況で、利用者の方々に大変なご不満があっておりました。その解消策としまして、先ほど言いました平成20年4月に乗り継ぎ制度を導入しました。これは、短い路線の中で回るということと、一定の太宰府から関屋間の交通渋滞を避けて、西のほうは西のほうで回る、水城のほうは国分で回るというのをやっております。そのことで遅延あるいはそういう利便性の苦情が相当数当時あったんですけども、平成20年4月1日から乗り継ぎ制度を導入しまして、そういう苦情についてはもう極端になくなったということ。ほとんど苦情がないということでしたけども、その中でも今、議員ご指摘のように、何便かはですね、乗りかえをしなくてもそのまま行けるダイヤにもなっております。それから、接続したダイヤも工夫して置いております。その辺は台数の関係があってですね、かなりデリケートな対応しなくちゃいけないんですけども、ご指摘の乗りかえなくて行ける方向の便についてはですね、現在は西鉄との協議の中で運転者に申し出ただけであればですね、そのまま乗っていただけるようにはなっております。そのままおりなくてもそのまま乗っていただいて結構だということです。自分が行きたい方向に乗っているバスであればですね。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ちょっと聞き取りにくかったんですが、運転手が、何て言われたんですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 具体的に言いますとですね、例えば平日の西鉄都府楼前駅のやつが、例えば西鉄都府楼前駅に12時29分に着くようになっています。それは、次、大佐野回りに12時30分発のになるようになっているんですね。だから、1回全員一たんおりてもらって、そして次の路線に入るといような形式でしたので、当初はおりていただくというよう

なことをとっていたようです。しかし、やはり利用者の利便を図るということで、同じ、自分が行きたい目的のその乗り継ぎ便であればですね、そのままおりなくても乗ってもらって、あそこの駅前広場をぐるっと回ってまたそのまま行けるということになっております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） はい、よくわかりました。今、部長が説明されたとおり、先ほどの質問に入る前の回答はですね、私もそのとおり市民の皆さんには説明はしております。その上でこういう質問がですね、だから、そのいわゆる乗り継ぎの問題については大変厳しい問題だろうと思いますし、難しさがあるというのも私もよくわかっておりますので、その点は今日は論議の中に入れるつもりはございませんので、よろしくお願いします。今の回答でよく今の問題についてはわかりました。

それともう一点は、今回、湯の谷の路線が入って、各地域、地域ごとにいろんな手をされておりますが、私は太宰府の面積、人口からいってですね、よそのところに比べて一番全体、全市的に何かやろうとするのに一番いい面積であり、人口ではないかなというふうに思うんですね。ですから、今やられていることが悪いってことじゃなくて、全市的にその10人乗りバスをですね、利用するにはどうしたらいいかということもですね、今の問題も当然、渋滞の問題もありますけれども、やっていただきたいなという、考えていただきたいなということがあります。今現在、最初に言いましたように、バスが通ってないところ、それからバス路線はそれからその地域にはあるけども、そっから外れている部分というのがあります。それはもう、水城でいえば、大野城との境のほうには全く行きませんので、相当歩いてかかる。国分台もそうであります。それから、つつじヶ丘もそうであります。西校区のことばっかり、西のほうのことばかり言うようでありますけれども、そういったところをですね、今後どうしようとされているのかですね。まほろば号が行ってますから、その兼ね合いというのは非常に難しい問題であろうというふうに私も思うんですけども、難しい問題であるからなおさら、市のほうで勉強していただいて、何とかそこの市民にもですね、まほろば号が利用できるような形に、今回の湯の谷の10人乗りもまほろば号ですからね。従来のまほろば号という考え方だけではなくて、いろんなことをぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますが、その点いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私もそうですけれども、市長もこの間のこの件についての答弁の中で、今までの平成10年から走らせたまほろば号の形態ではなくて、あらゆる要素を取り入れながら、地域の人たちの生活の利便性を図るために一番よい方法を取り入れたいということで、東観世にああいう買い物サポートを企業の努力でですね、走っていただきまして一定の成果を上げていると思っております。それから、湯の谷地域線につきましてもですね、議会のほうからも地域からも要望があってございました。現行のまほろば号では車両の関係で先日からご報告してますように物理的に無理な部分があるということ。それから、あそこについては

原営業所のほうに行くバスもですね、定期的に通っている分もあって、本当にバス路線がどうなのかということ。この間、報告してますように、地域の中と、本当に担当のほうもですね、毎月自治会の役員さんとひざを交えてですね、どういうふうなそういう交通支援策が必要なのかということ突き詰めていきました。それで、その中では、当然有料なのか無料なのかということで手段が変わっていくということ。それから、無料であれば、そういうコミュニティの中でですね、運行されている実態もあるので、そういう方法もありますということで。突き詰める中では、ご報告しましたように有料でいいと。有料で、デマンド方式ですね、そういう予約式じゃなくて定時定路線がいいということで、じゃあそれを解決するにはどういう方法があるのかということで、地域公共交通会議という法定協議会を立ち上げましたですね、現在なっております。

今まで本体のまほろば号の車両では入れなかったエリアに入ることができました。地域の開設式のほうにご出席いただいた議員さんにはわかると思いますけども、あの地域の盛り上がりですね、あの式典もすべてとまではいいませんが、ほとんどが地元の方で全部準備されてですね、接待から何かされたという、ああいう状況の中で非常に盛り上がりがあります。ただ、先ほど報告しましたように、6割の利用人数を6人は平均ということで今試行入っておりますけれども、現実3人ということで。ただ、そういう状況じゃなくて、なぜ少ないのかということもですね、継続して地元の検討委員会と先日も打ち合わせをしてですね、今後どうしていくかという改善策とか、そういうことも協議を今続けています。そういうことで、まず湯の谷地域線が一つの事例として他の地域にもですね、取り入れることができれば、そういう方向も検討していくとなると思います。ただ、私どもが走らせるということを決めるんじゃないくてですね、地域の方々がどういう交通支援策が必要なのか、じゃあどういうふうな利用形態をとりたいのかということをきちっと整理しながらですね、地元と一緒に進めていきたいと思えます。

それと、本体のまほろば号の一定エリアの中で延伸についてもですね、1km延伸するとですね、費用的にはですね、60便ですね、走らせて、1km延伸すると約690万円ぐらいの経費がアップになります。だから、それをカバーするにはですね、6,400人ぐらい、1日64人ぐらい乗ってもらわんと増員にならんなかなかそれはペイできんようになるわけですね。だから、ただまほろば号を延ばしてほしいということじゃなくて、先ほどから申してますように、どういう交通支援策が欲しいのかをきちっと話をしながらですね、進めていきたいと思えます。

それから、これはちょっと余談になりますけれども、水城と大野城市の境のところについてはですね、現在400系の水城へのバス停の新設をですね、西鉄のほうに要望しまして、地域の方々のやっぱりお力添えも要ということで、地元4自治会の自治会のほうで署名を集めていただいて、370やったかな、90名ほどの署名が集まりまして、早速西鉄本社のほうに持ち込んでですね、こういう地域の要望があるということで。あそこで400系ができれば、そこから都府楼前駅でも行けますし、市役所のほうに筑陽学園のほうとかですね、そこにも利用できると

思います。いろんな方法をですね、私たちも検討をしながら進めていきたいと思ひますし、福廣議員がこの間提案されていますデマンドタクシーについても、健康福祉部の高齢支援課が中心になってですね、今検討をされてますので、そういう検討の結果をですね、見て、待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） よくわかりました。この問題、最後ですけども、先ほど市長のほうからも今後こういった問題が出てくるだろうということでお話はありました。ただ、このまほろば号、コミュニティバス自体、太宰府市がよそに先駆けてやったというふうに私も記憶しておりますが、ぜひ新しい交通システムをですね、太宰府がよその市に先駆けて、やっぱり高齢者に喜んでもらえるようなですね、そういうものをつくっていただきたいという私には気持ちがあります。ですから、そうなるということが想像されるのであれば、今からいろんな形での調査研究をですね、していただいて、ぜひいいものをですね、太宰府市の中に交通システムを、これだけではありませんで、観光の問題も当然あるんですけども、まずはそこに住む市民の足を確保していただく。大野城と比べてですね、大変太宰府の場合は難しいと思ひます。買い物するところが点在しておりますし、病院も点在している、駅もありますし、大野城であれば、もうサティがあって、あの周辺で買い物し、病院もあるし駅もあるということで非常にやりやすいような感じを受けますけども、難しければなおさらのごとく、市のほうで調査研究をしていただいてですね、一日も早く新しい交通システムをぜひつくっていただきたいというふうに思ひますけど、市長いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 努力してまいりたいと思ひます、その意向に沿うように。全く同感の考え方ですから。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） じゃあ、2点目お願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 2件目の待機児童ゼロ作戦についてご回答いたします。

間もなく定員120人のこくぶ保育園が竣工いたしまして4月に開園いたします。

平成23年度におきます保育所の申し込みの状況でございますが、3月1日現在で1,243人受け付けをしております、昨年と比較いたしますと204人の増加となっております。既にこくぶ保育園の受け入れ可能人数を大幅に超える状況となっております。

これによりまして、入所保留の児童数は、昨年より55人多い161人となる見込みであり、国が示します待機児童数といたしましては、平成21年4月で19人、平成22年4月で30人、そして今年3月1日現在で95人ということで、既に就労中または採用が内定しておられるという状況

でございます。

この要因といたしましては、転入世帯の増加と昨今の生活環境、経済状況による夫婦共働き世帯の増加が考えられるところであります。

なお、このような状況でございますので、届け出保育施設にも入所の問い合わせというのが増えていくというふうに関心しておきまして、待機児童の受け入れの一助となっていきたいところでございます。

今後の対応といたしましては、待機児童の推移を見ながら、国の安心こども基金など国・県におけます補助金の活用を図り、保育所の増築や分園の設置などを検討し、さらに待機児童の解消に向けて努力していく考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学童保育所について回答させていただきます。

現在、市内のすべての小学校敷地内に10の学童保育所を設置しており、原則として3年生までの児童を対象としております。入所児童の増加に対応するため、平成20年度に水城西学童保育所を、平成21年度には水城学童保育所を、そして平成22年度には太宰府西学童保育所をそれぞれ増設しておりますので、入所の状況は各学童保育所によって若干の差はございますが、現在、待機児童が出ているところはありません。

ちなみに、平成22年度の総定数に対する入所率につきましては、全体平均で78.5%というふうになっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） まず、その保育所の件について伺いますけれども、市のほうも努力されてですね、こういう状況になっている。これは、何歳児が一番多いございますか。というか、全体の中でですね、いわゆる0歳児はどれぐらいのパーセンテージを占めますかね。この待機児童の中の。今すぐはわからんかな。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 0歳児の待機児童は、先ほど全体で95名と申し上げましたが、29名ですね。3歳までが、大体3歳未満が通常多いということで、今回こくぶ保育園、各20名定員ということで枠を拡大していただいておりますけど、今年の申し込み状況といたしましては、3歳までずっとそのような状況が、待機児童が多いというふうな、3歳も24名ということで、そのような状況に今のところなっております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） こういう状況になってすぐ保育園ができるはずもありませんので、いわゆる既存の施設というか、施設じゃなくてもいいんですが、一戸建ての家とかですね、そういうところを利用しての、いわゆる保育、その0歳児から3歳児あたりのですね、保育について対応できないものなのかどうか。いろんな、今全国各地でこの待機児童ゼロ作戦は行われて



いると思うんですね。ですから、ありとあらゆる手法を私は持って対処されてもいいのではないかなというふうに思っているんですね。そこで、本来、いわゆる小学校の空き教室があるのかどうかお伺いしたら、もう今ほとんどないと。あれば、そうしたところをですね、利用してでもいいのではないかなというふうにも思いましたし、いきいき情報センターとかあいった施設を利用するとかですね、いろんな方法があると思うんですね。今、お年寄りの問題で、空き一軒家というのものもあるし、アパートでもあいているところは幾らでもあるんですよね。ですから、この3歳児以上であればちょっと厳しいかもわかりませんが、特に0歳児あたりは、そういったところをですね、借り上げてやるという方法もですね、あるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） どのようなやり方が一番早く、またより早く待機児童として今いらっしゃる方について対応できるかなというふうになってこようかと思います。私どもといたしましては、このような人数、多人数に今ちょっと上っているものですから、なかなか一軒家というより、むしろやはりきちんとした分園なり増築なり、特に3歳未満の子供を対象とした、そのような施設というのをきちんと確保するほうがよからうかということで今考えているところでございまして、保育園のほうにもですね、ちょっとこの話を少しずつ今打診をしている状況でございまして、県のほうにもこのような状況を既に申し上げておりますので、それをもっと具体的に今度は進めていくことになろうかというふうに今のところ思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 次、そういう施設を設けたから待機児童がゼロになるかということ、それはわかりませんけども、子育て支援の少子化の対策の一つとして子供を産もうかどうか考えたときに預けられないというのがあればやっぱりそれは不安になるし、そういったことは抑制の効果しかあらわれないというふうに思うんですね。太宰府でそこまでいくには大変難しいものであるかもわかりませんが、太宰府に行けば安心して子供を産むことができるというようなですね。やっぱり今社会の中で不安というのが一番いろんな問題を引き起こしていると思うんですね。だから、安心、そこに行けば安心と。かといって、若い人がみんな太宰府に来るわけじゃあないと思いますんでね、ぜひそういったことを考えていただきたいなというふうに思っておりますが、その点だけもう一遍お答えいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） にこにこプラン、次世代育成支援の計画を先般計画いたしました折、やはり待機児童の解消というのが一番大きな、今の時代、このときになって一番大きな課題であったというふうに思います。もちろん現段階で900人定員ということで保育園を設置していることになるんですけど、目標として990人ということで、やはり状況は当時よりもっと早くこのような待機児童の解消ということから考えますと、手だてというのがやはり要る。議員おっしゃいますように、やはり待機児童がないような状態というのがもちろん望ましいと

いうふうに思います。それに向けて、やはり今から先の就労の状況とか、児童の数とか、もろもろ検討しながら、きちんとした計画のもとにやはりやっていきたいというふうに考えてます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） よろしく申し上げます。その中でもやっぱり問題なのが、育児休業はとれたものの、子供を産んで預けることができなければ休業期間の日にちが終わってもですね、職場に復帰できないと、これはやっぱり大きな問題になってくると思うんですね。時々我々もそういう相談お伺いしますけども。ぜひそういったことがですね、一つの不安にならないように対処をですね、早急にしていきたいということを要望しておきます。

あと、その今現状は、小学校の学童保育については待機児童がありませんという報告でいろいろ苦労されているんだろうなというふうに思いますけども、今後のこの人口の推移といいいますか、いわゆる保育園での数、幼稚園もそうですけども、そういったものからしてですね、今後ますます学童保育の要望も増えるだろうというふうに予測するわけですね。太宰府の場合は、よそと違って小学校の生徒さんの数も増えている学校のほうが多いんで、そこに対する今後の取り組みか何かありましたら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今、入所に関しましては、定員内ということで先ほど申し上げました。

若干の余裕はございます。水城とか水城西、それから太宰府西、そちらのほうは今子供さんが増えておりますので、西校区のほう、次で申しますと今度は国分のほうが若干増えてくるかなというふうには見込んでおります。しかし、しばらく何年か先にはですね、そういう状態になるかもわかりませんが、今のところは定数で賄えるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） あと一点だけ。いわゆる小学校3年生までが対象になっているんですが、よく今我々問われるのは、高学年、いわゆる4、5、6というですね、兄弟がおる場合とか、4年生になったらだめとか、それを何とか延長してもらえないかという要望も若いお母さんたちから数多く聞くんですよ。現状としてはそれは難しいんでしょうけども、そういった声に対してですね、何か考えがございましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在、それこそ学年は3年までということで、あきがあれば4、5、6オーケーですよというような対応をとっております。しかし、今の状況としてはですね、ある程度高学年になりますと、自分で家庭で過ごすという子供さんが多いみたいで、なかなか希望というのは少ない状況でございます。今おっしゃいましたように兄弟でというようなこともあるかもわかりませんので、そのあたりはできるだけ対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 通告どおり45分がたちましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長からの一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目にわたり質問いたします。

まず、福岡県立新設特別支援学校（仮称）の開校についてお伺いいたします。

平成24年4月に太宰府市大佐野に特別支援学校が新設され、開校に向けた工事が進められていると聞いております。

本市でも障害を持つ児童・生徒が通学されている小・中学校に特別支援学級が設けられ、通学されておりますが、新設される学校は福岡都市圏南部における特別支援学校対象の児童・生徒数の増加を受け、この地域に特別支援学校を新設し、身近な場で専門的な教育を受ける機会を確保するため、小学部、中学部、高等部と一貫して通学する学校で、通学児童・生徒数を230人程度と予想されているようでございます。また、開校に当たっての説明会などについては、これまで4市1町の障害のある子供の保護者などのグループや一般への説明会のほか、平成22年11月には大佐野地域の組長会で説明が行われているとも聞いております。

外見からはわかりにくい障害もある子供たちも多いと思います。また、障害そのものに対する誤解や無関心から起こり得るトラブルを軽減するためにも、まず障害のある子供たちが通う特別支援学校が太宰府市にあるということを市民に知らせることが大切と考えますが、開校に当たり地域住民や市民に対してどのような形で周知していかれるのかお伺いいたします。

次に、姉妹都市・友好都市交流の今後についてお尋ねいたします。

本市の姉妹・友好都市提携の歴史は古く、昭和53年4月に韓国扶餘邑との姉妹都市協定を締結、平成4年9月には、現在中津市となった旧耶馬溪町との友好として協定を結び、グリーンツーリズムを通して民間交流が盛んに行われてまいりました。その後、平成14年6月には奈良県奈良市、平成17年11月には九州国立博物館の開館に合わせ、宮城県多賀城市と友好都市協定を結び、官民交流、市民訪問団の相互訪問などを通して友好を深めてまいりました。特に韓国扶餘邑との交流においては、2年に1度、扶餘邑で開催される百済祭りに本市国際交流協会、行政、市民参加、国際交流団体の相互訪問がなされるなど、さまざまな形で交流が行われております。また、扶餘邑で開催される百済祭りに参加することを楽しみにされている市民も大変に多いようでございます。昨年開催されました百済祭りには、個人的に参加された方もおられたようです。

本年度は、市制施行30周年を迎える年でもあります。30周年を記念した姉妹都市・友好都市交流事業の計画や、新たな姉妹・友好都市協定を結ぶなどの考えがあるようでしたらお示しください。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1件目の福岡県立特別支援学校、仮称でございますけども、開校につきましてお答えを申し上げます。

福岡県立新設特別支援学校が平成24年4月1日より太宰府市大佐野の福岡県立福岡農業高校の隣に新設をされます。

入学に関する詳しい内容につきましてはまだ通知を受けておりませんが、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門がありまして、ともに小学部、中学部、高等部が設置され、通学児童・生徒数は230人程度と想定されているということでございます。

本市にとりましては、以前より筑紫地区に特別支援学校の設置の希望をしておりまして、このたび、県議会を初め筑紫地区の市長や多くの関係者の皆様にご協力をいただき、開校する運びとなりましたことをお礼を申し上げます。

開校に当たりましては、広報やホームページを通して広く市民にお知らせいたしますとともに、特別支援学校での教育を必要と思われる児童・生徒の保護者には、適切な情報提供と就学指導に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいまご答弁をいただきました。本市にも特別支援学級があるようでございますけれども、南部のほうにないので本市とそれからまたみんな、議員さんを通じたりして県のほうに要望し、そして開校に向けたということでございますが、いまだですね、この対応というのか、本市としてのですね、説明を今、広報紙、ホームページなどでですね、周知をしていくというのは、その教育関係者のみなんでしょうか。私がお尋ねしたいのは、やっぱりその開校される地域の方々、やっぱりその周辺ですね、それから事業所とかあると思うんですよ。その辺のほうにですね、いち早く理解を求めるといとか、相互理解のためにですね、そちらのほうの周知のほうが先じゃないかなと一つ感じます。

それともう一つお尋ねしたいのは、今現在、小・中学校で特別支援学級を設けて通学されておられますね。その生徒さんたちも途中からとか、例えば開校に当たってのその入学、そういうことも可能なのか、その辺の話し合いは県のほうとはまだなさっていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 議員さんおっしゃいますように、地元に対しましての説明というのは何回か行われております。それで、工事に関するものとかは業者のほうも入りまして、それから地元にはまた役員さんを通してですね、いろいろな形で説明はしております。このお知らせというのは、私ども今聞いておりますのは、市の広報を通じてお願いしたいというようなことがございましたので、5月1日号の広報に、こうやって太宰府市に学校ができますというような

お知らせをする予定にしております。また、県のほうではホームページでお知らせをするというふうな形になっております。

それから、開校に当たっての転校みたいな形でございますけども、これについても今協議中ではございますけども、一応そういう受け入れというのはですね、体制としてできるという話でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 開校に当たりまして地域住民の方、これ、県のほうがやっぱりなさってますので、市のほうとしては受け皿という形だと思います。それに伴いまして、こういう立派なパンフレットももうでき上がっておりますので、こういうのはまだどこにも配布されていないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） パンフレット等、いろんな説明会があったときには配布されているんじゃないかと思いますが、どこに配布したということまでは伺っておりません。

それから、いろんなことがですね、ここのパンフレットにもありますように、来年度の5月ごろに決まるとなっているんですね。多分そこでは、今まで県立高校の様子を言いますと、準備室ができるんだと思います。準備室の室長さん等が将来の大体当該校の管理を担われる方が多いので、その中で多分教育の方針とか、また運営の仕方等々十分協議されてですね、説明になるんじゃないかと思っております。先ほど転入の話が出ましたけれども、これは、いろいろ障害の程度とか内容によってですね、どの学校がいいかというような話もございますので、まず夏休みあたりまでに希望される方、または該当しそうな方々への説明が十分になされていろんな手続になるというふうに考えております。そういうわけで、詳しいことについてはですね、年度を明けて5月程度に、学校の様子とか方針とか、また通学の仕方等々が決まって、そして改めて私ども含めて説明があるんじゃないかというふうに考えているところで

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞ、今ご答弁ありましたようにですね、十分にご配慮なさっていただけてますようお願いしておきたいと思いますが、最後に対応が難しい子供たちに本当に地域で出会うことが多くなると思うんですね。その場合にですね、特別支援学校の生徒かもわからないね、じゃあ、どのように対応すればいいのだろうかとか、またさまざまなトラブルは避けることが、そういう知ること避けることができると思うんですよ。困った様子の子供たちにね、物すごく優しく接することで子供たちは落ちつきを払い、安心できるのではないかなと思います。優しい気持ちを持った人々がたくさん暮らす町になれば、だれにでも優しく、そしてまた目配り、気配り、思いやりのまちづくりの一助にもなるんじゃないかなと私は思います。また、学校の中には市民に開放されたスペースや、そしてボランティア室などあると聞いておりますが、開校をきっかけに地域住民とのね、コミュニケーションを図る場所にでもなれ

ば、また町のコミュニティの推進にも役立つんじゃないかなと考えております。学校と地域の相互理解の中で支え合う人々が本当につながって、優しい地域になられることを心から願って、私は本当にこの開校に当たりまして地域の方々と相まみえるようなまちづくりの一助になればいいんじゃないかなあと考えております。どうぞ本市におかれまして、どうぞ最後まで最高の心あるご支援をこの開校に当たりまして、また地域住民に当たりましてご支援賜りますようお願い申し上げまして、この項目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2件目の姉妹友好都市の今後についてご回答いたします。

昭和53年4月21日に大韓民国忠清南道扶餘郡の扶餘邑と姉妹都市の締結を行いました。国内におきまして、その後平成14年6月27日に奈良県奈良市と、平成17年11月21日には宮城県多賀城市とそれぞれ友好都市の締結をいたしてきております。

そして、平成14年4月に行いました市制施行20周年記念式典には、姉妹都市関係者として扶餘郡の群守様及び郡議長様及び扶餘邑長様にご臨席をいただいて式典を行っております。

また、姉妹・友好都市と市民との交流事業につきましては、これまでの間、平成18年6月に多賀城市、平成20年10月に韓国扶餘邑、平成22年5月に奈良市に、それぞれ公募による市民訪問団を結成して訪問を行い、友好を深めてきております。

この間、現在中津市となりました旧耶馬溪町につきましても、いろんな市民との交流が行われてきておるところでございます。

さらに、昨年秋には人事交流といたしまして、多賀城市より3名の職員が太宰府市に派遣されてきてまして、いろいろなまちづくりなどについて勉強もして、ともに学んできております。友好都市間の自治体職員の交流につきましては、今後もこのような形で行き来を計画していきたいと予定をしております。

そして、市制施行30周年記念事業の内容につきましては、平成23年度早々に市制施行30周年記念事業検討委員会を発足しまして、その中で具体的に検討していく予定となっております。

また、太宰府市の国際交流協会事業の中でも、ご質問にありました姉妹都市訪問等も今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 年次を追って説明をいただきました。その中で、韓国扶餘邑との交流は本当に歴史がありまして、その中でも小学校、中学校の百済小学校との交流、そしてまた民間団体におかれまして、過去には銀杏の会とか、市が姉妹都市を結んで友好都市だという観点から、本当に市民が個人的にもいろんな団体が扶餘邑を訪れております。特に、今年はまた太宰府少年の船が友好姉妹を結んだ百済青少年の星との30周年記念を迎えまして韓国を訪問し、また向こうからも子供さんがこちらに来るようです。小学校におかれまして、ちょっと鳥インフルエンザとか口蹄疫がありまして昨年は中止になった交流があるようでございますが、それを踏まえた中で、平成10年にはたしか世界に開かれたまち太宰府ということで、自治大臣賞

も、名誉ある自治大臣賞もいただいているようでございます。

そのような中で、私も韓国扶餘邑に何度となくお邪魔させてもらっているんですが、昨年大きなイベントがありました。それに向けてみんな行きたいと思って予定を立てていたんですけれども、肝心かなめの扶餘邑のほうからはご案内がなくて行けないという残念な結果になっているんですが、その辺の把握はどうかさっているでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、この近年、扶餘邑との関係におきましても、友好都市、平成20年が姉妹都市の30周年、その平成21年には太宰府西小の20周年、そして本年の百済少年の船ですか、の30周年、そして平成24年にはもう国際交流協会の設立20周年、平成25年には姉妹都市締結35周年というような、もうちょうど30周年を超えた前後の周年行事の年にもなってきております。そういうことも含めまして、昨年、百済のほうで行われました百済祭りほうに市民訪問団の一つのですね、これからの交流を深める意味で市民訪問団を組織してまいりたいということでオファーはしておったんですけれども、どうも向こうのほう郡以上のレベルでの祭りになりまして、扶餘邑とか郡の段階ではちょっともう中身が把握できない、対応できないような状況となりまして、邑レベルでの交流の招聘事業というのは見えなくなったところで、招待状は最終的には出せなかったというようなことを聞いておりますので、今後その辺のもう一度ルートをつくりまして、今後の市民訪問の交流等を組み立てていきたいというところで今考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 確かに今部長のほうからのご答弁がありましたが、たしかこれはですね、1998年、平成10年ごろだったんですが、国際交流協会と行政と百済祭りに市民八十数名を連れまして、百済祭りにパレードに参加した経緯がありますよね。そのときにですね、やっぱり案内されている順番がありまして、行ったときにですね、太宰府市と扶餘邑とは姉妹都市なんけれども、一番最後のほうでご紹介されたんですよ。というのは、どうしてもその邑と郡との違いがありまして、先ほど部長のほうから説明がありましたように、再度ですね、邑とより一層深めていくようであれば、この市制施行30周年を機にですね、もしお考えがあれば、郡との友好都市、姉妹都市、何かのそういう締結などのお考えはないのか、再度お伺いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、小柳議員がご指摘になった件につきましては、執行部としてもそのとおり考えておりまして、平成23年度以降、直接に扶餘に出向きまして、その橋渡しをしながら郡との提携のし直しといいましょうかね、昇格させる手続をとってまいりたいと、今、このように事務局のほうには指示をしておるところでございます。前段での雰囲気づくりといいましょうかね、手順を踏んでやるようにというような指示をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） はい、ありがとうございます。

今、市長のご答弁で、まあ郡とのほうも結んでいきたいというお考えですが、そういう観点で今回の平成23年度の予算にですね、友好都市関係費で155万5,000円ってあるのが、その費用なんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 扶餘だけではございませんけれども、国内の友好都市関連もございます。まだ訪問団というのは具体的に予算計上しておるわけではございませんけれども、事務局レベルでの行き来等の関連の予算、旅費等含んで今回一部を計上いたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） じゃあ、予算の面については、また予算委員会もございますので。

それとですね、この行政レベルでの交流と、来年度は30周年に当たっての市民参加型の交流事業、訪問事業というのも予定があるんでしょうか。これから検討委員会っていいですけども、この検討委員会はどういう形でつくられていく予定でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 30周年事業に向けましての検討委員会、正式には4月以降でつくりたいと思っておりますが、既にその検討委員会、準備会という形で内部では実務の係長たちの担当者等で準備会というのを立ち上げております。そこで、今後のステップの整理を今行っておりまして、そのような骨格の整理がついた段階から4月以降、すぐ検討委員会を立ち上げ、事業を確定して組み立てていく、そして6月補正等に反映していきたいというふうに考えておるところでございます。

そういう中で、今お尋ねの市民との市民による交流といいますか、そのような事業になりますと、余り行政、行政という形ではなくて、やはり国際交流協会の盛り上がりでありますとか、そのようなところから市民を呼びかけて、市民を巻き込んで皆さん方で交流していったらというのは非常に大事なところでございますので、その辺を含めての予算の編成あるいは国際交流協会での議論のわき上がりといいますか、その辺を側面をフォローという形で応援していきたいというふうに考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞ市民交流が盛んになるようお願いを申し上げます。

それと、中津市との友好都市の協定の考えについてなんですが、実は旧耶馬溪町と、もうご存じのとおり木うそ保存会との交流はもう長うございまして、今年も2月に耶馬溪町にコシアブラの木をですね、原木を切りに行かせてもらいました。その折に何回目だろうかといって聞いたら、もう9回目だということで、またその中ではえある市民遺産の誕生ということで、太宰府の木うそが認定第1号に取り上げられたということ、これもやっぱり原木がないことにはできないことでございます。太宰府でも今、北谷、宝満のふもとにですね、植林をなさっているようなところがありますけれども、今この原木は大分県の長者原、それから耶馬溪町、その辺でですね、保存協会の方たちは交流を兼ねまして手に入れているようでございます。そう



いう観点からも、幾ら今あるからといってもですね、山は深くございますけれども、これが中津市とまたこういう民間交流ができるような何らかの策があればですね、山国町から中津市まで本耶馬があり、それか三光村があると、山深いところでございますので、向こうの方たちとの交流も深められていくようでございますが、中津市との考えはないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 耶馬溪とは非常に仲よくおつき合いをさせていただいて、私ども何度かあそこの民宿等入って一緒にお祭り等入ったことがございます。そういう中で、途中で市町村合併で中津市という非常に大きな市になりまして、この耶馬溪町というのはなくなったものですから、その後、今後どうするかということで、中津市のほうにも一度コンタクトしたことがあるんですが、なかなかぴんとこないような、ツーと言えばカーというような今までの関係からちょっと違ったようなところで、現在行政ベースでのつき合いは途切れておるような状況でございます。そういう中で、もうそ保存会のコシアブラの伐採ですか、そのような形で、市民レベルでの交流が今つながってずっとされてありますので、今後そういうところで、行政だけじゃなくて、市民同士の交流という形が繋がれば、その応援という、また行政のかた苦しい話ではなくて、そういう市民交流の分のフォローを体制として何かできていければなと考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞこれからもですね、姉妹都市友好に当たりましてこれからも本当、市民が真ん中になるような、そしてまた心ある交流ができることを橋渡ししていただきますようお願い申し上げます。そして、これからまだいろいろと来年に向けての、30周年に向けてのプレ事業等々がありますが、各種団体いろいろと友好都市、姉妹都市との関係がより深くなることを一層お願いいたしまして、私の一般質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目3点について質問をさせていただきます。

特別支援学級支援員についての質問です。

厚生労働省の統計によりますと、身体障害児・者は348万人と推計され、人口1,000人に対す

る割合は28人で、高年齢になるほど高くなっています。ところで、全国の18歳未満の身体障害児数、つまり視覚障害、聴覚、言語、肢体不自由の子供たちは約9万3,000人と推計されています。出生時の損傷やDNAなど先天的に障害を持って生まれた子供たちや、事故が原因で後天的に障害児になった子供たちなどさまざまです。こういった障害を持った子供たちを一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級が設置されました。歴史をひもときますと、明治23年、長野県松本尋常小学校に落第生学級ができ、我が国最初の特殊学級だと言われています。その後、数少ないのですが、全国において身体虚弱特殊学級や視力保護学級、それに難聴学級ができたりしてます。戦後、昭和22年、学校教育法が制定され、特殊学級の位置づけが法的に明確にされました。現在では、視覚に障害がある児童・生徒に対しては、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、その障害を補うために必要な知識や技術を授ける盲学校、聴力に障害を持つ児童・生徒を教育する聾学校、それに知的障害養護学校と肢体不自由養護学校などがあります。福岡県内では23校の県立特別支援学校があり、県下各市内には18校の養護学校が設置されています。しかしながら、現代は障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動の参加を望み、自立した生活ができる社会を目指すといった、すなわちノーマライゼーションの進展により、通常の小・中学校へ通学できるようになりました。平成18年、学校教育法が改正され、特殊学級から特別支援学級と名称が変わり、翌平成19年4月からは小学校や中学校において特別支援教育が完全実施されたのです。あすなる学級、育成学級、なかよし学級、ひまわり学級などのネーミングで受け入れ態勢が整い、特別支援学級として教育の充実が図られています。

特別支援教育については、特別指導をとる授業とクラスで受ける共同学習の形態がとられているのが一般的のようではありますが、ここで指導されています先生方の実態について質問させていただきます。

1点目は、市内の小学校と中学校には、学校支援員の臨時職員の方が従事されていますが、現在の学校別人員数について現状をお聞かせください。

2点目は、学校生活の介助や学習活動のサポートなど、大変苦勞が多いと思いますが、問題点と課題についてお聞かせください。

3点目は、平成24年4月に開校予定の特別支援学校の概要について説明をお願いいたします。

また、大佐野の福岡農業高等学校の敷地内に建設予定ということですが、県から何か本市への協力要請がなかったかどうかご回答をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 特別支援学級支援員についてお答え申し上げます。

特別支援教育につきましては、知的障害などで特別支援学級に在籍する児童・生徒だけではなく、通常学級に在籍している児童・生徒でも学習障害など発達障害や情緒障害など特別の支

援が必要な児童・生徒が増加している傾向にあります。このため、本年度、通級指導教室を設置したところですが、学校生活においても基本的な生活習慣の介助や飛び出しなど、学級担任だけでは対応できない現状があり、支援員を配置しているところでございます。

なお、今まで県立盲学校、聾学校、養護学校につきましては、名称が平成22年4月より特別支援学校にかわっております。

また、視覚障害のみを教育する、そういう対象校は視覚特別支援学校、聴覚の場合は聴覚支援学校と呼ぶようになっておりますので、申し添えます。

以下、詳細につきましては、担当部長より回答させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの学校別支援員の現状についてですが、支援員には主として特別支援学級に配置され、その学級の児童・生徒を介助する特別支援学級支援員と通常学級における特別な支援を要する児童・生徒の支援を行う学校支援員の2種類があり、あわせてお答えを申し上げます。

まず、小学校ですが、現在、太宰府小学校が5人、太宰府東小学校が2人、太宰府南小学校が2人、水城小学校が6人、水城西小学校が2人、太宰府西小学校が5人、国分小学校が2人で、合計24人となります。続いて、中学校ですが、学業院中学校が4人、太宰府中学校が2人、太宰府西中学校が3人、太宰府東中学校が3人で、合計12人となり、小学校、中学校合わせて合計36人となります。

次に、2項目めの問題と課題についてでございますが、本市では、就学に際しましては、保護者の意向や意見を十分に尊重して決定しておりますので、就学指導委員会の判断とは異なった形で入学となる場合がございます。

食事や排せつ、着がえなどの基本的な日常生活上の介助のほか、飛び出しやパニックなどの危険回避、学習障害などの発達障害児童・生徒への学習支援のように業務内容は多岐にわたっており、重度の児童・生徒に支援を多く必要とする現状もございまして、支援員の確保に苦慮している状況でございます。

現在でも可能な限り支援員の増員を図り、また市内大学などの学生による学生サポーターを活用して対応しておりますが、支援の対象となる児童・生徒が多いという現状がございます。

次に、3項目めの福岡県立特別支援学校についてでございますが、福岡県立の特別支援学校が平成24年4月1日より太宰府市大佐野の福岡県立福岡農業高校の隣に新設をされます。入学に関する詳しい内容につきましては、まだ通知を受けておりませんが、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門がありまして、ともに小学部、中学部、高等部が設置され、通学児童・生徒数230人程度を想定されているとのことでございます。また、通学バスを運行して、昼食は給食を予定され、寄宿舎は設置をしないということでございます。

福岡県教育委員会からは、本市への協力要請は今のところ特に受けておりませんが、福岡都市圏南部に待望の特別支援学校が設置されますので、特別支援教育のセンター的機能として非

常に期待をしており、今後具体的に要請があれば、十分に連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。小・中・高合わせて特別支援学級支援員と学校支援員の方ですかね、補助の、36名ということですが、少しですね、児童・生徒についても幾つかちょっと質問させていただきたいと思います。

教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級であります、その特別支援学級についての質問ですけれども、生徒数ですね、市内の各学校別の学級数と生徒・児童数についてちょっと細かい質問ですけれどもお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在の特別支援学級における学校別の学級数と生徒数についてご回答申し上げます。

太宰府小学校が2学級10人、太宰府東小学校が1学級で3人、太宰府南小学校が1学級1人、水城小学校4学級13人、水城西小学校3学級5人、太宰府西小学校2学級8人、国分小学校1学級3人で、小学校では14学級43人となります。また、学業院中学校3学級9人、太宰府中学校2学級4人、太宰府西中学校が2学級の4人、太宰府東中学校1学級2人で、中学校では8学級19人となり、小学校、中学校合わせまして22学級62人となります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） やっぱ実情聞きますとかなり多いんですね。こんなに数が多いとは、児童・生徒が多いとは知りませんでした。ありがとうございます。以前から私も小学校にはちょくちょく顔を出すんですけども、時々やっぱり体のぐあいが悪いような生徒さん、児童さん、児童・生徒を見かけることがありました。弱視とか難聴、知的障害、それから肢体不自由、身体虚弱、言語障害、自閉症及び情緒障害の7種類の学級が今日本全国にあるわけですが、本市ではこういった障害を持った子供たちが多いんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在の特別支援学級における障害種別による人数についてお答えを申し上げます。

小学校では、知的障害が8学級の26人、情緒障害4学級14人、肢体不自由1学級2人、弱視1学級1人でございます。中学校では、知的障害4学級10人、情緒障害3学級8人、肢体不自由1学級お一人でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市内の小・中学校に通う子供たちは、軽度の障害を持った児童・生徒だと思っておりますけれども、今、情緒障害とおっしゃいましたが、その情緒障害の中に入るかもわかりませんが、LDと言われる学習障害、それからADHDですか、注意欠陥多動性障

害、こういうのをよく耳にするんですけども、こういう子たちの割合といいますかね、今全体でどれぐらいの割合になるんでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学習障害や注意欠陥多動性障害につきましては、障害の程度にもよりますが、比較的軽度の場合は通常学級に在籍する場合が多く、障害が重度の場合は情緒障害の特別支援学級というふうになります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その発達障害の子たちの割合ですね。大体何割かとか、わかりましたらお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この学習障害、それからADHDあたりにつきましてはですね、保護者の皆様もいろんな考え方がありまして、こういう診断がきちっと出ている方と、そうではなくて、そうではないかなと思われるような方もおられます。それから、学級もですね、先ほど部長が申しましたように、健常児の学級に入るときには、特に希望がない限り、判定の検査等いたしませんので、数等、割合というものについては把握しておりません。こういうことで判定を受けられた方についてはですね、いろんな診断の結果、学習障害があるんじゃないかなんかというような判断をしている子供さんはおられます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 先生のほうから見たら、ちょっとやっぱりそういう障害があるけれども、保護者のほうはそれを認めないと、そういうケースもあるということですね。そういうケースもあると、認めたくないという。通常の学級は1クラスが40人、40名ですよ。特別支援学級は1学級8名が標準のようですけども、小・中学校、それぞれ1学級当たりの児童・生徒数っていいですかね、平均、平均は何名ぐらいでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 特別支援学級の平均児童数でございますが、小学校は1学級当たり約3人でございます。中学校は1学級当たり約2.4人でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私、高知県のデータを見たんですが、1.8人、ちょっとやっぱり太宰府は多いのかなという感じがします。一概に比較はできませんけど、ちょっと多いような気がいたしております。それで、教職員は特別支援学級の免許がなくても特別支援学級を担任できるというふうに伺っておりますが、障害児1名でもこれでしたら学級を設置することができるということですよ。太宰府南小が1人で、先生が1人と、1対1でしたよね。できるわけですね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学級編制につきましては、福岡県教育委員会が決定を行いますが、本市の場合、障害児お一人でも福岡県教育委員会へ申請を行っております。個々の状況にもよりますが、障害児1名での新規申請は過去認められないことが多いようでございます。設置が認められた後に卒業などで1名在籍となった場合の継続申請につきましては認められる場合もございまして、本年度も4学級が1名での特別支援学級というふうになっております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。通常の学級に在籍している軽度障害の児童・生徒に対して各教科の指導を普通のクラスで学習する、今授業形態としましては通級と言われる、通級と、それから障害に応じた特別の指導教育を特別支援学級で受けるという形態をとられていると思うんですけれども、そういった中でですね、やはり教室を走り回ったりとか、奇声を上げたりとか、大変先生方もですね、ご苦労が多いかと思います。そこで、問題点と課題のご回答もいただきました。学生のサポーターを仰ぎながらですね、大変苦労されているというお話でございましたけれども、ここでその現場をあずかる先生やその支援員の方、仕事の大変さを承知の上でまた応募されていると思いますけれども、現在、特別支援学級支援員と学校支援員の募集をされていますけれども、その2つの学校支援員と特別支援学級支援員との業務内容の違いといいますかね、これを教えていただけますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 業務内容の違いでございます。

食事やそれから排せつ、着がえなどの基本的な日常生活上の介助や学習サポートといった具体的な業務内容につきましては、違いはございません。特別支援学級支援員は、主として特別支援学級に配置をされ、その学級の児童・生徒に必要な支援を行います。学校支援員は、発達障害などで通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を対象ということで支援を行うものでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今、募集されてますけれども、任用期間が3カ月というふうになってますが、応募状況というのはどんなでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 支援員の任用や配置につきましては、勤務先の希望学校など条件面が折り合いがつかないなどの難しい問題がございますが、今回の募集で11名の方にご応募いただきましたので、補充に努めているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 任用期間3カ月になってますけれども、勤務ぶりといいますかね、勤務評定といいますかね、その勤めている、何といいますか、仕事ぶり、こういったものがよければ、また契約というか継続できるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 契約というのは学期ごとに区切っておりますので、当然更新をしていくということになります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今、11名というお答えいただきました、欠員ができた場合にすぐ配置できるように登録制のようにしてあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） はい。形としては登録制になると思います。もう今、それこそ探しているような状態でございますので、勤務地が合えば即入っていただくというようなことになって、折り合いがつかない場合に登録みたいな形であきを待っていただいているというような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ちょっと質問変わりますが、文部科学省からの通達によりますと、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒の実態把握や支援方策の検討を行うため、学校内にですね、特別支援教育に関する委員会を設置することというふうになっています。各学校には、その特別支援コーディネーターがいらっしゃるのか、またいらっしゃるのであれば、その役割についてご回答願いたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 以前といいますか、特殊教育、特殊学級と言われているときはですね、主に障害児の教育はその担当の方が担ってあって、健常児のおところでは一応障害の教育というのはなされてないといいますかね、そういうふうな状況だったんですが、先ほどから話出てますように、特別支援教育、特別支援学級等と呼ばれることになりまして、特別支援学校に行く子供さん、それから公立学校特別支援学級に行く子供さん、それから健常児と言われている学級の中にもいろんな障害があって、特別支援教育が必要だということで、公立学校の場合は後者の2つが混在しておりますので、そのいわゆるコーディネートする方が特別支援教育のコーディネーターとして、そしていろんな話し合いをするのが委員会という形で設置されております。そういうわけでございますので、そのコーディネーターは、この全体を見渡して教育をどう進めるかとか、それから保護者との対応窓口をどうするかとか、そういうふうなことを中心に学校全体の特別支援教育の推進に当たっております。もちろん校長がリーダーとして最高責任ということにはなっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。小・中の義務教育を受けた子供たちの進路ですけどもね、今後どうなるのかという、親としては大変頭の痛い、そして将来の不安を抱えたままの心境は障害を持つ親にだけにしかわからない部分があると思います。その障害の程度により、普通高校への進学を希望するもの、あるいは特別支援学校の高等科へ進み、自立の道を目

指す者など、それぞれの選択があるとは思いますが。今回、その太宰府市の地にですね、新設されます仮称特別支援学校、これは県の事業でありますけれども、先ほど小柳道枝議員の質問にもありました。そのご回答には、詳細については新年度始まり5月ごろにはっきりするだろうというご回答でございましたけれども、あえてですね、わかる範囲で結構ですので質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先日ですね、このことに関しましての文書が参っております。3月4日付で受け付けておりますが、それによりますと、5月24日の日に転入学を希望する子供さんとか卒業した子供さんとか、または今から入ろうかという子供さん、また教育委員会ですと就学指導を担当する、そういう子供さん方にいろんな説明をするということでございます。この文書につきましては、今後学校とか、または幼稚園、保育所あたりにも何らかの形で回っていくんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 小・中・高まで一貫という教育で非常にすばらしい施設ができるようではありますが、定員230名ですか、ということでございました。それで、先ほど現在の小・中学校のほうから転入の話が可能かどうかという質問が出ておりましたが、これはやっぱり重度といますかね、軽度の場合はやっぱり入れないという、重度の子がこういう特別支援学校に入るという、そういうふうな状況でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 基本的には重度になりますけど、重度とかありまして、重複とかですね、それから障害の内容とかによつたらですね、ちょっと対応できないとかいろんな状況がございますので、一概にですね、こうだ、こうだとは言えませんので、やっぱりこういう説明を聞いて十分対応していただかないと誤解を招いたらちょっとまずいなと思えますので、どうかその辺でよろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 定員が230名、これ仮にですね、仮に定員をオーバーした場合に、そのときの対応というのは、これ、県のほうに聞かないとわからないでしょうけれども、教育長に聞くのもちょっと酷なような感じしますが、どんなふうな対応されるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） そういうふうな、もし該当するお子さんたち、特に義務制の子供さんたちにはですね、ぜひ受け入れてほしいなと思っております。学校規模としては230人程度と書いてありますので、この「程度」に期待をしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、よくわかりました。児童・生徒の障害の重度、それから重複化、

多様化により、当然能力の高い専門職の先生方が指導教育をされていくというふうに思っております。しかも一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育と必要な支援で教育の充実を図っていくという特別支援学校でもありますけれども、学区制といいますか、地区区分、地域区分、これはどういうふうになるのか、わかるようでしたらお答えいただきたいと思います。通学についてどう対応されているのか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 地域区分につきましては、正式には4月に決定されるというふうに聞いておりますけれども、筑紫地区である太宰府市、それから筑紫野市、大野城市、春日市、那珂川町に加えまして、志免町、須恵町、宇美町の糟屋南部3町が対象予定であるというふうに聞いております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。

保護者の方にはですね、やはり共稼ぎという方が結構いらっしゃるんじゃないかなと思うてます。あるいは、日常生活への負担からですね、学童保育設置の要望もあると、こういうこともあるんですが、この点はどうでしょう。検討されるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 就労などのために放課後保護者が家庭にいないことから学童保育所を希望される保護者は、年々増加傾向にあります。現在、本市の特別支援学校への入学希望者や学童保育所の希望者など、具体的な情報や要望は出ておりませんが、福岡県教育委員会におきましては、4月より新設特別支援学校の準備室を設置をするというふうに聞いておりますので、そうしたら具体的な状況を確認しながら十分に連携していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その要望の数が問題でしょうけどね。保護者の方がそういう声が多ければ、そういう一つの働きかけもね、していただければと思ってます。

最後に、また教育長にちょっとまとめじゃないですけども、素晴らしい施設であります県立特別支援学校、この太宰府の地に誕生することは大変私も喜ばしいなと思っておりますし、歓迎すべきことじゃないかと思っております。最後に教育長のご見解を聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 以前からですね、教育長会等でも筑紫地区にぜひ特別支援教育の施設をつくってほしいという要望なり表明はしていたんですが、さきに答弁しましたように、県議会のほうから、また4市1町の首長さん、また皆様方、それと同時に県のご英断もあったんじゃないかと思いますが、筑紫地区、特に太宰府の地にですね、こうやって設立していただいて、大変私はありがたく思っておりますし、大変うれしくも思っております。といいますのも、やはり何といっても、子供たち、児童・生徒の就学の機会といいますかね、就学の多様性がたくさ

んになったということは、選択の幅が増えたということは非常にありがたいことだと思っております。

また、2点目にはですね、やはり特別支援教育の専門家集団でございます教育センター的な役割を持っておりますので、教育相談、保護者、先生方の教育相談とか、また先生方の研修の機会とか、施設とか子供の教育の様子とか、そういうふうな研修の機会として非常に重宝といったら失礼でございますけれども、ありがたいなと思っております。

また、開校しますと、当然地元の児童・生徒との交流とか、また地元の皆様方との交流があると思いますけれども、その中で子供たちが真摯に努力している姿とか、あのにこやかな表情なんかに触れるということはですね、町としても豊かな心とか、人を大切にする心を育てようという、そういうふうな方針を持っておりますけれども、それにも大きく寄与していただけるんじゃないかと思っております。こういう点を含めましてですね、大変ありがたいことで、十分連携をとりながらお互いに教育の充実を図っていかねばならないなと思っています。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。ぜひ完成しましたら見学をしてみたいなと思っております。

自分は、障害者だ、あるいは障害児を持つ親だからといって卑屈になる必要はないと思います。恥ずべきことでも何でもありません。三重苦を克服したヘレン・ケラー、ヘレン・ケラーはつとに有名ですけれども、日本国内では500万部の大ベストセラーとなった「五体不満足」の乙武洋匡君、彼は障害を持つ人々に生きる勇気と希望を与えてくれました。障害の方は励みにして頑張ってもらいたいというふうにエールを送りたいと思います。

さて、4年間、一般質問をさせていただきましたけれども、これで一たん卒業させていただきます。また再び入学できますように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） いよいよ今期も最後の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。しばらくの間、静かに聞いていただきたいと思います。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問いたします。

まず最初に、九州新幹線の全線開通と本市の観光施策についてお伺いいたします。

九州の人が、みんなが待ち望んでいた九州新幹線の全線開通が明後日となりましたが、それに先立ち、新博多駅ビルは3月3日にオープンいたしました。新幹線全通とあわせて大変な盛

り上がりを見せておりますが、博多の町も、また九州の観光地の地図も塗りかえられるのではないかと考えられますが、本市への影響をどのように受けとめておられるのか、またその対応策はどのように考えておられるのかお伺いします。

また、今後の本市の観光行政をどのように進めようと考えておられるのかもお尋ねいたします。

次に、小・中学校の読書教育についてお尋ねいたします。

読書、本を読むことは、何をするにしても基本の基本であると思います。昔から読み・書き・そろばんと言われますが、その一番に、やはり読むと来ています。本を読むことで、読解力や文章力はもちろんですが、創造力、忍耐力もついてきます。その効用は、私が言うまでもなく、教育長はその効果については十分認識されておると思います。

今、朝本を読むと落ちついた気持ちで1日のスタートが切れるなどの効果があるなどの理由から、全国では朝の読書、授業の初めですね、始まる前に朝の読書会とか、これ、朝読と言うようです、とか、勉強する癖をつけるために家で本を読む家読などと言われて、読書への取り組みの運動が行われております。また、図書室での授業など展開され、読書に関するそういう教育効果が上がるように取り組まれているところもあるそうでございます。

また、この学力の向上にも効果があるということで、石川県では学力向上のために学びの12カ条を策定され、その中に読書の活動をより促進、充実させると読書が入れられています。

本市の教育の特色として読書に力を入れて学力向上を図り、本市の魅力の一つとして取り入れることで、本市の活性化へとつながるのではないかとということで、本市の小・中学校での読書教育についての取り組みはどうなされておられるのかお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 九州新幹線の全線開通と本市の観光施策についてお尋ねでございます。お答えを申し上げたいと思います。

九州新幹線開通でございますけれども、九州全域の時間あるいは距離の短縮だけではなくて、心理的距離の短縮という面でも九州がより身近な観光地としてイメージされることは間違いないというふうに思っております。

そのようなことから、太宰府市では、観光施策の一つとして現在も行っておりますのが、九州圏内の他の自治体と協力をし、都市圏でありますとか、あるいは関西圏の旅行代理店で、あるいは学校訪問をいたしまして、九州をゆっくりと回遊していただけるようなプロモーション活動を積極的に行っているところでございます。今後も新幹線全線開通を一時的なものとしてとらえずに、周辺地域間の連携をさらに強めまして、リピーターでありますとか、あるいは口コミといった集客力を高める持続性のある施策を検討してまいりたいと、このように考えております。詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、私のほうから加えて回答させていただきます。

九州新幹線の全線開通によりまして、九州各地に足を運んでいただける機会が増えることが予想されております。九州の観光にお見えになるお客様が太宰府にも立ち寄っていただけるようなPR活動を積極的にしていく必要があると考えております。

具体的には、先ほど市長が申し上げましたように、九州観光都市連盟や西九州国際観光ルート協議会などに加盟しております九州圏内の他の自治体などと共に、首都圏や関西方面の旅行代理店及び学校関係者を訪問し、九州内を回遊していただけるようなプロモーション活動を行っております。その中で、本市の滞在時間を増やしていただくために、梅ヶ枝餅焼きなどの体験プログラムや電動自転車のレンタサイクルなども積極的に紹介をいたしております。

また、福岡県物産振興会からの要請を受けまして、太宰府天満宮及び太宰府観光協会の協力により、九州新幹線の終点であります鹿児島中央駅でのPR活動も予定をいたしております。

さらに、新博多駅構内に新しくオープンしました東急ハンズの店内におきましても、木うその販売でございますとか、絵つけ体験の企画も予定がされておるようでございます。

今後関係機関と連携をとりながら、何度でも来てみたいと思っただけのような、より魅力のある観光地となるための仕掛けづくりなどを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この新幹線の全線開通に対してですね、非常にやっぱり期待をかけているところも大きいかと思います。そういうことで、市としても、博多新駅ビルとか鹿児島とかですね、いろいろ展開をされているということでございますが、やはり観光客の方が本市に来られて、先ほども部長のほうから滞在時間が長くなるようにということでお答えもありましたが、やはり私は、この本市に来られる観光客の方がいかに長く、1分でも1時間でも長くおっただくということが、まずこれ、本市に対する経済効果へのつながりになるんじゃないかなと思いますので、そこで私は、これまでも何度もこの観光についての質問をさせていただいておりますが、なかなか観光客の回遊性が高まってこないというようなところがあるような気がいたします。

そういうことで、今回は回遊性を高めるための方策として、ひとつ提案をしていきたいということで今回質問をさせていただきました。

この観光客の回遊性を高めるために、マーケティングの理論でありますところからちょっと引っ張り出してきましたけれども、これには消費者が商品を購入するまでの心理の変化のプロセスということで理論がありまして、消費者がその商品を買うという気持ちになるまでにどういう気持ちの動きがあるかということですね、これを本市の観光行政にかえますと、回遊性を高めるために政庁跡とか水城跡に行ってもらうためにはどうしたらいいかと、いわゆる商品に対する心理の動きを、これでちょっと説明させていただこうかなということできちんと書いて

おります。

それはまず、消費者が、商品に注意をひかれるということがまず一番。それから、その商品に対して興味を持つと、そしてその商品が欲しくなると、そしてその商品がいいなということで記憶して、そしてそれを購入すると、いわゆる購入する行動を起こすということですね。ですから、これを観光客の回遊性に結びつけるには、まず太宰府に来られた観光客が西のほうへ、政庁跡とか観世音寺とか水城跡へ行こうという気持ちになられるようにする仕掛けが要るということで、これに注意をひくためには、やはり看板、いわゆるサインですね、看板とかそういうのをどこへどういうふうに設置していくのかということで、この看板の設置についてはですね、これ、私も何回か質問してますけども、ほかの議員さんからも質問が出ておると思いますが、これについて、今現在どういうふうなサイン計画を進められておられるのか伺いたしたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ただいまご提言いただきましたように、太宰府天満宮だけではなくて、大宰府政庁跡あるいは水城跡へのですね、観光客の回遊性というのが求められておりまして、サインにつきましてはガイドラインといたしますかね、支柱の色はこういったもの、看板の色は白に茶色の文字で書くとかですね、表記については日本語、あるいは韓国語、英語、中国語というようなガイドラインまでつくっております。そして、今後は歴史的風致維持向上計画のほうで国のほうからも認可もいただいておりますので、そういう事業を活用しながらサイン整備にですね、努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） サイン計画については、私は平成15年4月に議席をいただきまして、この議会に出ましてその年の秋ぐらいやったと思いますが、質問したときにも天満宮と一緒に考えてやるというふうなことでございましたけど、それから見てますけども、なかなか看板が、きちっとした看板ができてないなあと。部長のお答えでは、まだ検討しているという段階だということでございますが、いつになったらできるのかと。

それともう一つはですね、看板もわかりやすい看板をわかりやすいところへ建てていただきたいと。今、西鉄の太宰府駅前に1つ観光案内図がありますけども、あれは市内の観光案内図で地図で書いてありますが、あれはその場所まで行ってみないとどこにどう何があるかというのはいらないと思うんですね。やはり、太宰府駅におりてすぐに、どんと、右に行ったら天満宮に行きますよ、国博行きますよと、左へ行ったら5分で観世音寺に行きますよとか、10分で水城跡に行きますよとか、大きなですね、観光客が来ておりてすぐ、ぱっと見えます。そしたら、ああ、天満宮で1時間つぶして、そしたらちょっと西のほうへ行ってみようかというようなことですね。やはり目立つような、さっき言いました注意をひく看板を設置していただきたいと。そして、これもですね、あれから8年になりますけども、まだ看板がそれらし

いのができてないと、検討する段階だと言われますけど、これもやはり一日も早くですね、設置されるようお願いしたいと思うんですけど、この考えについていかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 十分ではないかもしれませんが、まず都府楼駅周辺、また太宰府駅周辺ですね、観光客の方、また市民の方がその駅におりられてわかりやすいような形で設置しております。まだ十分ではございませんので、先ほど申しました国、県の支援を受け、今のところ10カ年計画という中で、その中の一つにですね、サイン整備というのもうたわせていただいておりますので、ぜひその中で充実をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 観光客にわかりやすい看板をひとつですね、つくっていただきたいと思っています。

それから次に、その場所に興味を持つと。そしてそこへ行きたくなるというような気持ちを起こさすには、やはり仕掛けが要ると思います。そこで、これはいつも私が提案しておりますけども、やはり西のほうへお客さんを導くための魅力のあるまちづくりをしていかなければならないのではないかなということで、やはり政庁通りの南側へ土産物屋さんとか食べ物屋さんとかですね、そういうのが張りつくような施策をですね、お願いしてまいっておりますが、これについては、平成20年の12月の議会で市長よりお答えをいただきまして、用途地域の見直しを含め、検討していきたいということでお答えをいただいておりますが、その後はどのような検討をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この観光の回遊性を持たせるというふうなこと、またそのことによって経済効果を生むということ、これが本来の太宰府市のとるべき、あるいは地域資源を有効に活用する方策の一つであろうというふうに思っております。私は、平成23年度以降、もしも当選をいたしますれば、この観光行政等については先頭に立って、これは海外あるいは国内、海外含めて今までと違った形での飛躍をしていきたいというふうに思っておるところでございます。そのことが、今回国土交通省あるいは農林水産省、文部科学省のほうから歴史まちづくりに対しまして認定を受けた平成23年度以降の財政支援があるわけですが、有効に活用した中で行っていきたいと。一つには、ソーシャルビジネスの立ち上げ等々でありますとか、地域、そういったビジネス、若い人たちを活用した中でのそういった取り組みを模索をいたしております。有機的に、総合的に今の商工業の青年部でありますとか、あるいはそれ以外の多くの青年あるいは若者の意向、あるいは商工業者の意向等を十分その中に組み込むことができる、そういったビジネスの延長上での観光行政に力を入れていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 観光行政を進めるということですね、それはもう国のほうからもうそういう歴史的なまちづくりについての指定も受けて、それについての準備は十分できておりますので、やはりこの政庁通りの南側の用途地域の変更をしなければ、ここにお店屋さんができないんですね。もう本当にちっぽけな、昔でいう駄菓子屋さん程度のお店しかできないんですね、今の用途地域の中では。やはりこれを早く、道路に面した部分だけでいいと思うんですね。その裏の住宅地のほうは今のまんまでいいと思いますので、やはりこれについては、どうしてもそういう計画を進める上ではネックになってくると思いますので、ここで明確に用地地域の見直しを宣言していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） かねてから申し上げておりますように、用途地域等々については必要に応じて見直すというふうな考え方にかわりはございません。その時期が平成23年度以降、実行するというふうなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） はい、ありがとうございました。それで、そういうことで、あそこへのお土産屋さんとか、食べ物屋さんが張りつくことができるようになるということで、これはやはり本市のこれからの経済に対する効果は非常に大きいものになってくるんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

それから次に、こういう事業を進めるのに、いわゆる核となる推進者の明確化が必要だと思います。そういうことで、これについても昨年の6月にそういうプロジェクトチームをつくるなり、観光課ということで独立した課をつくってはどうかということでご提案申し上げましたが、その中で部長よりお答えをいただきましたのは、総合行政として全庁的に取り組むということでお答えをいただいておりますが、そういうことについて、6月以降、何か庁内でそういう会議を持たれておられれば、どういうことを話し合われたかお尋ねしたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 総合行政ということで、いろんな面について全庁的に取り組むという流れはつくっております。観光についても、観光がPRだけで行くのではなくて、まちづくり、町の魅力を展開していくという意味では、先ほど市長が申し上げましたように、歴史まちづくり法も非常に大きなツールとして町全体の売り出しの相乗効果として非常に大きなものになるというふうに考えております。そういうところから、文化財課あるいは都市整備課及び観光課も含めて、毎月等のいろんな会議等も行っておりまして、その中で展開する中で、今後のですね、PR効果及びまちづくりということで、とりたてて何をするということじゃございませんけども、情報交換、情報の一元化という形での歩みは同一步調で行っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 取り組みはですね、これから歴史のまちづくりということで、取り組みが進んでいくかと思えますけども、やはりこの中核となる組織をきちっと庁内につくっていただかないと、そのとき、そのとき集まって、そして集まって会議したとき、それで会議して話が出たけども、今度はそれを実際に動かしていく、調査をしていく、そういう実動部隊がどこになるのかということが、これはサイン計画だから建設課だと、そしてこれは、政庁跡の文化財の蔵司跡を今掘ってありますけど、あそこから出た出土品やから、これは文化財課ですと、そういうばらばらの行政ではですね、やっぱりできないと。言われるように、総合行政としてですね、やはりまとまってやっていくと。ですから、やはりそのそういう中核になる部署を1つきちっとつくっていただいて、そしてそこが推進の母体となって進んでいくというようですね、組織を1つつくっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もやもやとしたお気持ちのところだろうと思っております。ただ、オールマイティーのセクションが1つできれば事足りるというふうには行政的にはちょっと考えておりませんで、やはりいろんなセクションそれぞれの持ち場と権限及び責任の中で業務を行っておりますので、そこがハーモニー的に調和をとって進んでいくのが、一つのこの観光及び経済の発展のためには必要ではないかなというふうに考えております。今年度につきましては、また組織の改編等も計画したいというふうに考えておりますので、その中で今、ご質問の趣旨等も反映させていきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことですね、やはりそういう仕事を進めていく上での核になる組織をつくる、そして言葉は悪いですけど、何もかも一緒にということはなかなかいかないと思えますので、やはりその中心になるですね、核になるところは何かといたら、やはり産業としての観光じゃないかなあと。その中からいろいろ派生してきた部分については、その関連のある部署に問いかけたり、いろんな知恵を出し合ってやっていくということで、やはり観光を中心に考えて、そして観光をどうやってよそへPRしていくかと、そしてPRして、したら町をどういうふうに、歴史のまちづくりを今からされますんで、どういうまちづくりにしたらいいのかと、いわゆるそういうことをですね、考えるその中心になる部署をですね、やっぱり観光産業課という形でですね、1つきちっとつくっていただきたいと思いますということで、これは要望としてお願いしときます。

以上でこの問題については終わります。どうもありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の読書教育についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、読書教育というのは非常に大切なものでございます。

本市では、新学習指導要領に基づき教育課程を編成する中で、特に国語科を中心に生涯にわ

たって読書に親しみ、読書を通して生活を豊かにする人間の育成を目指しています。そのため、各学校において児童・生徒の読書意欲を高め、日常生活でも読書活動を活発に行い、児童・生徒の読書力を向上させることを目指して取り組んでおります。

具体的には、各学校によって取り組みの内容は異なりますが、次のようなことを行っております。

- 1、授業時間における学校図書館の活用の促進。
- 2、授業時間外における全校一斉読書活動の推進。
- 3、テーマに沿った図書の紹介や読書を行うブックトークやブックラリーなどの読書イベントの実施。
- 4、保護者、地域住民による読み聞かせや読書相談などの学校図書館ボランティアの活用、外部読書推進団体からの専門家の招聘。
- 5、市民図書館との連携による図書の貸し出しや図書館司書の学校訪問の実施。
- 6、小学校へパソコンを利用した本の貸し出し返却等を行う図書管理システムの導入。

このようなことによりまして、児童・生徒の読書力の向上に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） いろいろですね、取り組みをされているようでございますが、文化庁においては、学校図書に対する特別予算を組んでですね、各学校へ配布していると思いますが、これ、本市には幾らぐらい来ているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後で調べてお答えさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そのようにですね、国のほうでも、子供たちの読書に対して、やはり力を入れていると。読書をすることで読解力がつく。これは、読解力がつくというのは、国語だけじゃないんですね。算数をするにしても理科をするにしても、その文章をですね、しっかりと読み解かないと問題が解けないというようなことでございますので、読書教育が非常に大事なものであると。先ほども渡邊議員のほうから司書さんの設置についてのご質問があったおりましたけども、やはり今、私も南小学校に時々行きますけども、大体あそこへ行ったときには図書室はかぎがかかっております。そして、入ったらいけませんと看板までかかっております。やはりそういう状態では子供たちはなかなか学校の図書館へ行って、そして本を自分で選んで読むというようなこともなかなかできないと思いますので、やはり司書さんを置いて、そしていつでも子供たちが自由に学校の図書館へ行って好きな本を読むというようなやっぱ環境づくりも非常に大事じゃないかなと思いますので、これは先ほどもいろいろ努力をされると

いうことでお答えがあっておりまして、そこら辺はしっかり力を入れていただきたいなと。

そして、そういう読解力がついてくれば、自然と子供たちの学力向上にもつながってくるんですね。やはり問題をしっかり読み切れれば、答えもおのずと出てきますので、やはりそういうことで、しっかり読書教育に力を入れていただいて、本市の教育レベルのアップにつなげていただくと。福岡市のほうでお話聞きますと、小学校に入る前とかそういうふうなお子さんをお持ちの若いファミリーの方は、やはり人気のある小学校区へどうしても行かれるそうでございます。それですから、人気のある小学校は、800人とか900人とか生徒がおるそうでございます。やっぱり本市もそのような学校をたくさんつくっていただきたいと。これから5年後ぐらいからは、本市も若干人口減少期に入るということでありますけども、やはりそういうことを魅力の一つにして、若いファミリーを本市に呼び込むと。ちょっと言葉は悪いですけど、そういう施策をですね、進めていただきたいと思います。そういうことで、これからは読書教育にはしっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

最後になりますが、本当に4年間ありがとうございました。また、私も大変厳しい試験が待っておりますけども、試験通りましたらまたいろいろ質問させていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後3時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成23年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成23年3月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第3号 | 市道路線の認定について（建設経済常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第4号 | 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第5号 | 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第6号 | 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第7号 | 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第8号 | 太宰府市準用河川及び普通河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第9号 | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第10号 | 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第11号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第12号 | 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第13号 | 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第14号 | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について（分割付託） |
| 日程第13 | 議案第15号 | 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第16号 | 平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第17号 | 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第18号 | 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会） |

- 日程第17 議案第19号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第18 議案第20号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第19 議案第21号 平成23年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第20 議案第22号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第21 議案第23号 平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第22 議案第24号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第23 議案第25号 平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第24 議案第26号 平成23年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第25 議案第27号 平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第26 議案第28号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第27 J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会調査報告
- 日程第28 請願第1号 T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書（建設経済常任委員会）
- 日程第29 意見書第1号 T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書
- 日程第30 議員の派遣について
- 日程第31 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員 | 2番 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 長谷川 公 成 議員 | 4番 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員 | 7番 橋 本 健 議員 |
| 8番 中 林 宗 樹 議員 | 9番 門 田 直 樹 議員 |
| 10番 小 柳 道 枝 議員 | 11番 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 大 田 勝 義 議員 | 13番 清 水 章 一 議員 |
| 14番 安 部 陽 議員 | 15番 佐 伯 修 議員 |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 福 廣 和 美 議員 | 19番 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 不 老 光 幸 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

| | | | |
|------------------|------|--------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 和田有司 |
| 健康福祉部長 | 和田敏信 | 建設経済部長 | 齋藤廣之 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長 | 山田純裕 |
| 総務課長 | 大薮勝一 | 市民課長 | 原野敏彦 |
| 福祉課長 | 宮原仁 | 建設産業課長 | 伊藤勝義 |
| 上下水道課長 | 松本芳生 | 教務課長 | 木村裕子 |
| 監査委員事務局長 | 関啓子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 田中利雄 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

会議の冒頭におきまして、去る3月11日に起こりました平成23年東北地方太平洋沖地震によりまして太宰府市の友好都市であります宮城県多賀城市を初め、東北地方から関東地方の太平洋沿岸では甚大な被害が発生しました。この地震と津波により多くのとうとい命が奪われました。ここで亡くなられた皆様のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。皆様の協力をお願いいたします。

ご起立ください。

黙祷を1分間行います。

黙祷。

（黙 祷）

○議長（不老光幸議員） 黙祷終わります。

ご着席ください。

ご協力大変ありがとうございました。

それでは、会議を進めます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第3号 市道路線の認定について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第3号「市道路線の認定について」、審査の内容と結果を報告いたします。

今回提案されました市道の認定路線は、陣ノ尾2号線1路線です。

本路線は、開発により整備された道路用地の寄附を受けたため、今回、認定を行うものです。

審査では、まず認定道路の状況について補足説明を受けた後、現地に出向き、改めて説明を受け、調査を行いました。

審査を終え、本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第3号は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2から日程第4まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第4号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第6号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託をされました議案第4号から議案第6号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第4号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、公の施設の指定管理者の指定手続に関して、暴力団を排除するため条例を改正するものであります。

選考に当たって暴力団を排除すること、指定管理者を指定した後、暴力団と関係があることが認められた場合は指定取り消しができること、以上の２点が改正のポイントであります。

これに対して委員からは、第４条第７号及び第１０条第４号の暴力団と密接な関係とは具体的にどういうことか質疑があり、具体的な事例を挙げることは難しいが、警察に対して照会して該当の有無を確認するとの回答を得ました。

また、構成員、準構成員、企業舎弟などの情報を市が把握するのか質疑があり、情報の把握は警察が行うこと、各所管課からの照会を協働のまち推進課が窓口となって筑紫野警察署へ照会し、その回答に基づいて対応していくとの回答を得ました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第４号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第５号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、太宰府西学童保育所の入所者数増加に伴い、太宰府西第二学童保育所を設置したため、条例を改正するものであります。

なお、工事につきましては、昨年の夏休み期間中に行ったとのことであります。

これに対して委員から、太宰府西小学校の新１年生の人数、当該学童保育所の入所者数及び指導員数について質疑があり、新１年生は１２０名、現在は７７名が当該学童保育所に入所しており、第一、第二それぞれ３名の指導員で対応しているとの回答を得ました。

また、入所者の割り振り方法について質疑があり、午後５時に集団下校をしているため、地区ごとに振り分けているとの回答を得ました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第５号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第６号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、共同利用施設の利用について、暴力団を排除するため、条例を改正するものであります。

これに対して委員から、共同利用施設の指定管理者に対してどのような指導を行うのかについて質疑があり、条例について説明を行い、利用規定や利用申込書、掲示板等に暴力団関係者は利用できない旨の表示を行っていただくよう依頼する予定であるとの回答を得ました。

なお、地区公民館についても、同様に依頼するため協働のまち推進課と調整していくとのことあります。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第６号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第４号の委員長報告に対し質疑はありませんか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第5号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第4号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第5号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第7号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査を付託されました議案第7号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」から議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第7号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、主に地価水準の下落による占用料の見直し及び非常災害時に設置する応急仮設住宅を道路占有物件として追加するため、条例の一部を改正するものです。

委員から関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号については委員全員で一致、原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第8号「太宰府市準用河川及び普通河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、地価水準の下落により占用料の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第8号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第9号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、太宰府市暴力団排除条例の施行に伴い、市の事務事業から暴力団を排除するため、公園の使用に関して条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第9号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第10号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、議案第9号と同じく、太宰府市暴力団排除条例の施行に伴い、市の事務事業から暴力団を排除するため、国道3号線関屋高架橋下パーク・アンド・ライド自動車駐車場の使用に関して条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第10号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

最後に、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、昨年11月に国土交通省、文部科学省、農林水産省の3省により認定された太宰府市歴史的風致維持向上計画の変更及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、太宰府市歴史的風致維持向上協議会を設置することに伴って、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第11号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第8号「太宰府市準用河川及び普通河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第9号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第10号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10と日程第11を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第10、議案第12号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」及び日程第11、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○ 8 番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第12号及び議案第13号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第12号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」 ご報告いたします。

本議案は、昨年4月1日に施行しました太宰府市暴力団排除条例を受け、人権センターの施設使用について、暴力団の利益になる利用の排除を徹底するため、本条例の改正を行うものであると執行部より説明を受けました。

本議案に対する質疑におきましては、委員から、暴力団の利益になると認められるときというのはどういうふうにチェック機能が働くのかという質問がなされました。執行部からは、施設使用の前と後を含め、疑義が持たれる部分について警察のほうに照会し、シャットアウトしていくとの回答を得ました。

さらに、使用前後はわかるが、使用中に暴力団ということがわかった場合の手順の整備はどうなっているのかという質問に対しまして、体育館においては受け付け業務をしている者、ほかの施設においてはそこの職員等が条例によってできない旨を伝えるというのが基本になる。市の統一的なものとして施設の出入り口等にお断りの表示が必要と思うので、統一的な取り扱いを考えるとの回答を得ました。

委員からの要望としては、暴力団関係のことなので中止を言った後、トラブルにならないように安全上の対策を怠らないこと、また第三者による申し込みでの不正使用や途中でやめさせることができるのかなど全庁的な問題だと思うのでできるだけ慎重に取り扱うことということが出されました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第12号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」 ご説明します。

議案第13号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案の主な内容は、国民健康保険税は納期ごとに分割して納付していただいておりますが、分割金額を算定する際、地方税法の規定では、分割金額に1,000円未満の端数があるときはすべて最初の分割金額に合算するというようになっており、その規定に基づいて分割金額の端数計算を行っています。現行の方式でいくと、保険税が少額な世帯にとって1期目と2期目以降の納付額に大きな差額が生じます。

地方税法改正により、「ただし、地方団体が地方団体の条例で、これと異なる定めをしたときは、この限りではない」との条文が追記されており、現行の1,000円未満の端数を100円未満の端数とすることにより、各納期の平準化が図れますし、納付しやすくなることから、今回の条例改正を行うという説明を受けました。

本議案に対する質疑においては委員から、具体的な金額を示してほしいということで、執行部から例として年税額が2万3,500円の場合、現行の場合1期目は9,500円、2期目以降は2,000円となり、1期目が極端に高額となるので改正することによって、1期目は3,200円、2期目以降は2,900円となる。合計金額は変わらないが、1期目の負担が軽減されることにより納付しやすくなるとの回答を得ました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第12号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時26分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第12、議案第14号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第14号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分について、その審査の内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分の主なものにつきましては、まず、2款1項7目公共施設整備基金積立金8万1,000円、同じく2款1項の9目財政調整資金積立金115万6,000円、減債基金積立金13万4,000円、同じく2款の2項1目まほろばの里づくり事業基金積立金13万6,000円、歴史と文化の環境整備事業基金積立金58万3,000円、これらは基金の運用利息を積立金として計上するものであり、同額が歳入として計上されております。

また、まほろばの里づくり事業基金積立金には、ふるさと太宰府応援寄附6万円、歴史と文化の環境整備事業基金積立金につきましては歴史と文化の環境税50万円が充当されております。

次に、古都・みらい基金積立金10万4,000円、これは太宰府古都・みらい基金として寄附いただいたものを充当しております。

次に、10款2項小学校費の学校管理費、施設整備関係費432万5,000円、小学校の学校図書館に図書管理システムを導入するための費用であります。財源については、住民生活に光をそそぐ交付金205万2,000円と一般財源から227万3,000円が充てられており、年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費補正としても計上されております。

次に、10款4項4目図書館費、図書館管理運営費1,700万円、これは、住民生活に光をそそぐ交付金820万8,000円、企業からの寄附金100万円、一般財源から779万2,000円を充当して、図書を購入するものであります。これについても、繰越明許費補正で計上されております。

次に、10款5項1目保健体育総務費、スポーツ振興関係事業費9万4,000円、公共施設整備基金の運用利息を基金として積み立てるものであり、同額が歳入として計上されております。

また、今回の補正に伴う歳入不足額 3 万円につきまして、前年度繰越金から充当しております。

審査に当たっては、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号の当委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

なお、今回の当委員会所管分の歳入補正予算は、すべて歳出補正予算の財源として計上されておりましたので、歳入と歳出を同時に審査しております。

まず、歳出の 8 款 2 項 3 目道路新設改良費のその他の道路改良関係費 3,500 万円が増額補正されております。これは、歳入の 14 款 2 項 5 目総務費国庫補助金、きめ細かな交付金 3,077 万 5,000 円を主な財源として、市内の各自治会から要望が上がっている道路の改良、補修工事などの市営土木の工事を行うための工事費となります。

なお、この予算については、道路改良関係事業として繰越明許費補正にも上げられており、平成23年度に繰り越して事業が行われます。

次に、8 款 4 項 4 目、佐野土地地区画整理事業費の佐野土地地区画整理事業基金積立金 128 万 6,000 円は、歳入の 16 款 1 項 2 目佐野土地地区画整理事業基金利子 38 万 2,000 円と、同じく 20 款 4 項 2 目佐野土地地区画整理事業清算徴収金 90 万 4,000 円をあわせて基金に積み立てるものです。

続いて、繰越明許費の当委員会所管分は、6 事業が追加されており、用地買収協議等に時間を要していることや、災害の復旧工事が年度内に完了ができないこと等の理由から繰り越しをするものであります。

委員から関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、議案第14号の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その主な内容と結果をご報告いたします。

審査につきましては、歳出各款、各項ごとに執行部に補足説明を求め、それに関連する歳入等があれば同時に説明をいただきました。その都度質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

今回の補正の主な内容につきましては、歳出2款総務費、4項1目戸籍住民基本台帳費、窓口番号発券機賃借料につきましては、モニター画面に事業所等の広告を流すことにより、発券機の機器設置から維持管理まで賄える庁舎内モニター広告事業を行うようにしたため、全額を減額する補正となっており、これに伴う債務負担行為につきましても廃止することとなっています。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、福祉事務所庶務関係費につきましては、地域福祉計画の策定審議を年度繰り越しで慎重にしていきたいということで、219万8,000円の増額補正となっています。これにつきましては、繰越明許費として全額計上しています。

同じく、1目の特別会計関係費につきましては、国民健康保険特別会計基盤安定制度繰出金が確定したことから、4,280万3,000円の増額補正となります。これにつきましては、歳入として国及び県からの負担金が増額補正されています。また、当初の見込みより件数の減少が見込まれる出産育児一時金分の国民健康保険事業特別会計繰出金を減額補正しています。

2目老人福祉費につきましては、介護保険事業特別会計の給付費が増額したため、繰出金を増額するものです。

8目後期高齢者医療費につきましては、決算見込みによる不用額584万7,000円の減額補正をしています。これは、国庫補助となりますので、同額を歳入補正しています。

2項児童福祉費の6目家庭児童対策費、子育て支援センター関係費につきましては、1月17日に子育て支援センターに伊達直人名で1万円の寄附金が、子育てに使ってほしい旨のお手紙とあわせて投函されましたことから、子供たちの遊具の購入に充てるために増額補正するものです。同時に、同額を指定寄附として歳入で計上いたします。

ここでの質疑では、どこの方かおおよそのことがわかるかとの質問では、執行部から、特定するものはないが、翌日電話があり、その中で子育て支援センターの内情などをご存じだったので、恐らくセンター利用者で市内の方ではないかということでした。

4 款衛生費、1 項 2 目保健予防費では精算返還金の増額補正、4 目老人保健費は決算見込みでの不用額の計上となっています。

7 目環境管理費、環境基本計画推進費は、基金利子の増額補正です。

同じく、3 項上水道費、1 目上水道施設費の公営企業関係費につきましては、福岡地区水道企業団の出資金と繰出金の補正で、出資金が当年度建設分と過去の償還分の元金186万4,000円の増額、繰出金が利息71万円の減額補正となっています。利息の減額は借り換えによるものです。

次に、歳入につきましては、18款繰入金、2 項特別会計繰入金、1 目の老人保健特別会計精算繰入金です。

この老人保健制度は、後期高齢者医療制度の創設により、平成19年度限りで廃止されています。廃止された次年度以降、医療費の請求がある場合に備え、老人保健特別会計に予算を計上しておりましたが、本特別会計は3年の設置義務の経過措置により、平成23年3月末で失効することに伴い、精算見込み額1,976万3,000円を老人保健特別会計から一般会計に繰り入れるために追加補正するものです。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 13 から日程第 16 まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第13、議案第15号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」から日程第16、議案第18号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第15号から議案第18号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第15号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」ご報告いたします。

今回の補正の主な内容は、歳出1款1項2目団体負担金につきましては、レセプト審査支払システム導入の不足額の増額補正です。これは、全額国庫補助金として歳入の増額補正となっています。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費の増額につきましては、決算見込みで不足額が生じることから、9,540万8,000円追加補正するものです。

これにつきましても、国、県よりの交付金がありますので、同時に5,153万3,000円を増額補正しています。

2款4項1目出産育児一時金につきましては、年度当初より減じる見込みとなるので減額補正となり、同時に一般会計繰入金の法定繰入額の減額補正を伴います。

ここでの質疑では、委員より、数年前までは出生が微増ということであったが、ここ数年で微減となったのかとの質問に対して、執行部から、年間大体100件前後で推移しており、今年は見込みが84件となっているが、毎年100件前後であるとの回答を得ています。

11款1項2目償還金につきましては、過年度分の精算額が確定したことによりそれぞれ増額補正となっております。

その他の質疑では、委員より、国保税収入が減少しているのではないかと、今年はまた減少するのではないかとという質問に対し、執行部から、1月末現在で収納率は昨年度より1.8%伸びているが、景気の低迷により調定額は4,650万円ぐらい減額となっているので、最終的には前年より減収になるのではないかとのことでした。

本議案に対する質疑を終え、討論はなく、議案第15号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第16号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）につい

て」主な内容をご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ445万4,000円の増額補正がなされております。その主な内容は、歳出、2款1項1目医療費につきましては、執行状況等から1,350万円の減額補正をし、同時に関連する歳入、1款支払基金交付金、2款国庫負担金、3款県負担金をそれぞれ減額補正するものです。

次に、4款2項1目一般会計繰出金につきましては、執行残の1,976万2,000円を一般会計へ繰り戻すための増額補正となります。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,381万円の減額補正となっています。

まず、歳出につきましては、1款1項2目広域連合負担金で、当初予算編成時に広域連合から提供された算定資料をもとに当初予算を編成していましたが、保険料率改定の確定時期が遅れたことや、当初より改定率が低率となったこともあり、保険料基盤安定制度負担金の減額が見込まれるので、4,381万円の減額補正となります。

歳入につきましては、当初予算編成時より増減が見込まれますことから、1目特別徴収保険料を7,620万1,000円減額し、2目普通徴収保険料を増額補正するものです。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計から広域連合に拠出します基盤安定制度負担金の繰り入れを行っていますが、広域連合に拠出する当該負担金を減額補正することに伴い、一般会計繰入金を584万7,000円減額補正するものです。

5款繰越金は、前年度の繰越額を予算計上するために補正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」主なものをご報告いたします。

歳出1款3項1目介護認定審査費についての141万1,000円の減額補正について委員から、介護認定の該当者が少なくなったのかとの質問に対し、執行部からは、パソコン等の入札減によるものという回答がありました。

2款1項8目居宅介護住宅改修費の500万円の減額について委員から、高齢化はまだ進んでいると思うが見込みより申し込みが少なかったのかという質問には、住宅改修費は年々増加しているので当初多目に見込んでいたものの減額であるという回答を得ています。また、PRをしているので伸び率としては5%から10%ぐらい伸びているということでした。

質疑を終え、討論はなく、議案第18号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第15号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第16号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時50分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第17号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時51分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第18号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第19号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第18、議案第20号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました

建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第19号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第20号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計について。

今回の補正は、松川浄水場3号配水池の移設工事費について、県と協議に時間を要したこと、当初平成22年度、平成23年度で計上していた継続費を一たん廃止するものや、企業会計システムについて会計制度の見直しのため法改正が伸びていることから、今年度計上していた債務負担行為を廃止するものであります。

収益的収入におきましては、受取利息の増、加入負担金の増として、計503万3,000円が増額となり、収益的支出におきましては、入札減などにより、計1,467万1,000円が減額となっております。

資本的収入におきましては、松川配水池の移設工事が来年度からとなったことに伴い、計2億3,610万円が減額となり、資本的支出におきましては、水道実施計画業務委託料3,016万円の減額のほか、入札減により合計3億2,554万円が減額となっております。

以上、予算書3ページから実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受け、審査をいたしました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

今回の補正は、水道事業と同様に企業会計システムの見直しに係る債務負担行為の廃止、公用車賃借料の廃止、事業費の減による企業債の減額のほか、収益的収入におきましては、御笠川那珂川流域下水道の維持管理負担金剰余金精算金の本市割り当て分として640万9,000円の増など、計582万6,000円が増額となり、収益的支出におきましては、企業債利息において利率が下がったことと貸付額の減により635万2,000円の減を含め、計776万5,000円が減額となっております。

資本的収入におきましては、北谷地区の普及が進んでいること、ミニ開発により受益者負担金及び下水道負担金は増額となったが、事業費の減少に伴って企業債や国庫補助金の減額が大きく、計9,315万1,000円が減額となり、資本的支出におきましては、入札減や国庫補助金の減による工事費6,537万4,000円の減額を含め、計8,513万1,000円が減額となっております。

このほか、全般にわたって水道事業会計と同様に執行部から詳細に説明を受け、審査をいたしました。

本案に対しては、不明水調査委託料を減額しているが、不明水とはどういうものなのか質疑

があり、執行部からは、不明水とは、終末処理場で処理された総水量と料金の対象となる水量である有収水量の差を示すもので、認可上20%と決められているが、現状では終末処理場でおよそ15%となっていることなどから、今年度はその調査を行わず、予算を減額するものと回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第20号については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第19号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時59分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第20号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時00分〉

○議長(不老光幸議員) ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19から日程第25まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第19、議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算について」から日程第25、議案第27号「平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算について」から議案第27号「平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月24日第1日目の予算特別委員会において執行部から概要の説明を受け、3月14日、15日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

まず、予算の概要及び編成方針について、市長から提案理由の説明の中で、平成23年度の予算編成に当たっては、平成23年度が統一地方選挙の年度であることから、骨格予算として編成しており、人件費などの経常的経費、また投資的経費では、地域再生基盤強化事業などの継続事業や歴史まちづくり関連業務、統一地方選挙費用などを計上しているとの説明がありました。

また、我が国の経済情勢は停滞状況にあり、依然として不安定な経済環境にあるため、限られた財源の重点配分とこれまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、経費全般について節減合理化を図ったとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成23年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明

資料を参考にしながら総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

なお、審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いをいたします。

また、審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方に、ここで改めてお礼を申し上げます。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略をさせていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算について」報告をいたします。

歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、給与費明細、諸調書について審査を行い、質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、議案第21号は大多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第23号「平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第24号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第25号「平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括して報告をいたします。

特別会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号の各特別会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「平成23年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第27号「平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算についても一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第26号、議案第27号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で平成23年度の各会計予算の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会では審査しておりますので、省略いたします。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算」につきましては、全員構成の委員会におきまして反対討論もさせていただいておりますので、本会議の採決に当たりましては表明という形で反対を表明させていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対 2 名 午前11時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第22号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対 0 名 午前11時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第23号「平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時23分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第24号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時24分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第25号「平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時25分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第26号「平成23年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時25分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第27号「平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について」
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 議案第28号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第26、議案第28号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第7  
号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長(井上保廣) 皆様、おはようございます。

去る3月11日に発生をいたしました宮城県三陸沖を震源とした東北地方太平洋沖地震におき  
まして被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々と  
ご遺族の皆様方に対し、深くお悔やみを申し上げます。

被災地におきましては、昼夜を問わず、被災者救助や災害対策に全力を尽くしておられます  
関係者の皆様方に敬意と感謝の意を表し、太宰府市といたしましても被災された方々のお役に  
立ちますよう努力してまいりたいと、このように考えております。

改めまして、被災地におかれましては、一日も早くふだんの生活に戻られますよう、心より  
お祈りを申し上げます次第でございます。

本日、平成23年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えて、ご提案申し上げます案件  
は、補正予算案件の1件でございます。

それでは、早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた友好都市の宮城県多賀城市に対しての支援でございます。

多賀城市におきましては、60人以上の死亡者と今なお1万人規模の避難者がおられ、救援物資が不足しております。

本市といたしましては、まず第1便として3月15日に、飲料水、毛布、マスクなどの救援物資を予備費にて購入し、多賀城市に送りましたが、さらに今後必要とされる救援物資を送りますための費用と災害見舞金を追加計上させていただくものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず1点目がですね、その第2便、第3便、まだ予定組んでないかもしれないんですけども、もしわかればそのある程度の計画についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、市民への物資提供等についての呼びかけ等を今後される予定があるのかどうか。市民から数多く問い合わせがありまして、何とか家にある新しい毛布を送りたいというようなご意見もたくさん来ておりますので、そういった呼びかけが予定があるのかどうかということ。

そして、3点目がですね、本市の市民の方であちらのほうに旅行等で行かれていて被災された方がいらっしゃるのかどうか。あるいは、こちらに戻ってくるのが困難になっていらっしゃる方がいらっしゃるのかどうか、そういった状況はこちらには伝わってきておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず第1点目の今後の支援物資の計画でございますが、今度の連休明けぐらいには第2便を出したいということで、現在調整しております。前回は、飲み水等がとにかく必要だということでございましたのでその辺をしましたが、第2便については、それ以外の食べ物等も何とか送れないかということで、今いろいろと走り回っておるところでございます。そして、それでまた、次の向こうが欲しいというものを何とかそろえたいということで、向こうとの衛星通信を使つての連絡をとり合っているところでございます。

次に、市民への呼びかけでございますが、確かにそういうような物資提供等もお電話等でいただいております。ただ、今受け入れ態勢の問題と向こうに搬入していくルートの問題、ある

いは輸送機関の問題もあります。そういうところも含めて、本日自衛隊の輸送機の関連での物資搬入といいますか、輸送の打ち合わせ会議が今行われておりますので、そういうような結果を持ち帰ってまたルートが開けてくれば市民へ呼びかけていきたい、ホームページ等含めてお願いをしていきたいというふうに考えておるところです。

3点目の市民の被災者の関係でございますが、今のところ市民からの問い合わせ等はございません。市民が被災したという、市民への問い合わせ等は今入ってはおりません。そういう状況でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに質問はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。  
お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。  
直ちに討論、採決を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第28号を原案可決することに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。  
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会調査報告

○議長（不老光幸議員） 日程第27、「JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会調査報告」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会委員長 村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会の最終報告を行わせていただきます。

本特別委員会は、平成19年12月定例会において、まちづくりを推進し、JR新駅設置及び周辺整備に関する調査研究をするために設置をしたものであります。

まず、第1回特別委員会を平成19年12月18日に開催し、委員長に私、村山弘行、副委員長に橋本健議員が選出されたところであります。この第1回特別委員会を含め、11回の委員会及び先進地視察1回、JR九州との勉強会1回、さらに委員のみにおける勉強会も行っておりました。

第2回特別委員会は、平成20年12月定例会において中間報告の中でも申し上げましたように、本特別委員会は平成16年に設置されました太宰府市総合交通問題対策調査特別委員会の経緯を尊重して進めていくこと、また、JR新駅建設を前提として進めていくことをあわせて確認をしたところであります。

平成21年3月定例会において、市長の施政方針演説で、まちづくりの中でJR太宰府駅（仮称）を建設していく。そのために（仮称）佐野東地区まちづくり懇話会を立ち上げ、早急に関係する皆さんと話し合いを進めていくとの方針が出されました。

以来、執行部と関係者間の協議を見守ってきたところでありますが、具体的な動向は遅々として進まず、議会としても関係者との勉強会等を検討していくということも含め、議論をしたところであります。

執行部と地元との協議及び懇話会の立ち上げのめど等について非公式にも協議をしてまいりましたが、議会側からの地元へのアクション等についてはいまだ少し待つてほしいとの執行部の要望もあり、しばらくは再び動向を見守ってきたところであります。

執行部からは、平成21年度内に懇話会を立ち上げたいという気持ちを持っているので、鋭意努力を続けているという回答をいただきました。

さらに、平成22年9月に行った本特別委員会において、執行部と地元が8月末に協議をし、佐野東地区でのまちづくりに向けた懇話会を立ち上げるための努力をするとの回答もありましたので、動向を見守ってきたところであります。

また、本特別委員会の正副委員長で地元の水利組合長さん宅を訪問し、若干の話し合いをさせていただきました。やはり、地元の方々の関心は減歩であり、そのことも市側に投げかけているという旨のお話もあり、執行部の見解を待っておられるようであります。地元の方々の意向を十分踏まえなければ、この土地区画整理事業は進みません。地元の方々がまちづくりへ向け理解をされ、協力しようという気持ちになっていただくためには、地元の機運を待つのでなく、市長をトップに行政みずからが機運を盛り上げていただきたいと思っております。

井上市長は、次回も市長に立候補を表明されており、その次回の政策の中にまちづくりへ向けて前進させるべく着手する旨のことを明記されていることは、私たち特別委員会の総意と一致するものであります。

最後の本特別委員会は、今定例会の中の2月28日、第12回特別委員会を開催いたしました。平島副市長にも出席を願い、議論をいたしました。副市長の「まちづくりは、当然駅があるということであります」という発言があり、平成19年12月定例会の中で設置しました本特別委員会は、第12回特別委員会においてやっとその光明が見えたような委員会であったと報告が

できるものであります。しかしながら、この３年半の期間、当委員会としてはもどかしさを感じながらも任期を迎えることになりました。全国の地方自治体の財政事情は厳しいものがありますが、知恵を出し合ってすばらしいまちづくり、駅づくりに成功している自治体も散見されます。本市においても、一刻も早く将来に向けた新駅を中心としたすばらしいまちづくりの軌道に乗るように努力されることを切望しているものであります。

幸いに、先ほども述べましたように、井上市長におかれましては、４月の市長選挙に立候補予定で、その政策の中にまちづくり、駅づくりへ着手するとなっています。私たち委員一同、大いに期待をするものであります。議会におきましても、私どもの任期も満了に近づいております。よって、次期新体制におきましても、残された調査研究を行う特別委員会の設置を切望いたしまして、本特別委員会に付議されました案件の調査研究報告をこれで終了いたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 以上で報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第２８ 請願第１号 ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第28、請願第１号「ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました請願第１号「ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

本請願の審査については、まず、本請願の紹介議員となっている委員から補足説明を受け、審査を行いました。

同委員からは、現政権で国民に議論がないまま取り扱われることは非常に大きな問題であり、ぜひ本請願を採択の上、国の関係機関に対し、意見書を提出したいという補足説明がありました。

その後、委員に意見を求めましたが、特に意見はありませんでした。

討論では、日本の農業には放置された農地の有効活用、大規模から進まない現在の農地法の見直し、さらに安定した食料供給体制をどうするのかといった農業の構造改革をやることが先決であるといった課題があることから、６月のＴＰＰ参加表明にはかなり無理があり、政府は慎重に対応していくべきであるとして、請願の採択に賛成する討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第１号は委員全員一致で採択するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成18名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 意見書第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第29、意見書第1号「TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番橋本健議員。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） 意見書第1号「TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年3月17日。

提出者は、私、橋本健、賛成者は、後藤邦晴議員、大田勝義議員、村山弘行議員、福廣和美議員、田川武茂議員であります。

理由は、TPP交渉について、国民的議論を踏まえた慎重な対応を求めるため。

裏の意見書の朗読をもちまして趣旨説明にかえさせていただきます。

TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書。

政府は、平成22年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPP

(環太平洋経済連携協定) について、「情報収集を進める」ために「関係国との協議を開始する」こととした。

T P Pは、原則としてすべての物品について関税の撤廃を目指しており、仮にT P Pが締結されれば、国内の農業生産を初めとして地域経済、社会、雇用については極めて多大な影響をこうむることが十分予想されるところである。

我が国は、食料の60%を海外に頼っており、さらに食料自給率が低下することになれば、安全・安心な食料の安定供給が脅かされ、国民に大きな不安を与えることとなる。

また、T P Pでは、物品貿易の自由化だけではなく、金融、保険、政府調達や医師、看護師、介護福祉士等の業務の自由化及び看護師、介護福祉士等の労働市場の開放等を含む包括的な交渉が行われることから、参加の条件によっては農林水産分野以外にも経済や生活に係る多様な分野について基準や仕組みを根本的に変更することになり、「国のかたち」が一変してしまう可能性も否定できない。

よって、国におかれては、下記の措置を早急に講じられるよう強く要請する。

記。

1、我が国の農業への重大な影響が懸念されるT P P交渉については、拙速に判断せず、参加の是非を国民に問うなど、国民的議論を踏まえて慎重に対応すること。

2、T P Pについては、全品目での関税撤廃だけではなく、さまざまな分野での包括的な交渉が行われ、農林水産分野以外にも国民の経済や生活に係る多様な分野について影響があることを国民に十分説明すること。

3、多様な農業の共存を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保など、食料自給率の向上、農業・農村の振興などを損なわないように対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年3月17日、太宰府市議会議長不老光幸。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣あてでございます。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） この意見書の1行目なんですけど、政府は平成22年11月9日、漢字がですね、日にちの「日」じゃなくて「目」になっているんです。そこを修正していただくようお願いいたします。

○7番（橋本 健議員） はい、1行目ですね。平成22年11月9「目」になってますね。はい。

○3番（長谷川公成議員） 9「目」になっている。

○7番（橋本 健議員） はい。「目」を「日」に訂正ということですね。はい、訂正させていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第30、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第31、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

ここで任期最後の定例会でありますことから、市長のごあいさつをお受けしたいと思います。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の任期最終の定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月24日に招集をいたしました本定例会も、本日をもって平成23年度予算並びに係案件を原案どおり可決賜りましたことに対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。本日まで22日間にわたり、熱心かつ慎重なご審議をいただき、また一般質問におきましても数々のご提言を賜りましたことに対しまして、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

さて、私は、平成19年4月に多くの市民の皆様方から温かいご支援、ご支持を受け、市政を担当させていただいたわけですが、顧みますと、私は今日まで7万市民の幸せと生まれ育った我がふるさと太宰府の限らない発展をひたすら願いつつ、一貫して「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢に据えまして、だれもが安全で安心して暮らせるまち、市民が元気で輝きを放つまちをつくるんだという気概を持ちまして、太宰府市の一層の市政発展に誠心誠意全精力を傾注し、その負託にこたえてまいりました。

この4年間は、収支均衡を前提とした身の丈に合った健全な行政経営に努めた結果、財政状況を大幅に改善してきたことを初め、地域再生交付金を活用し、道路改良事業、待機児童解消に向けての既存保育所の定数の拡大や新規認可保育所の設立、保育時間の延長、重度障害福祉手当の創設、マミーズ・まほろば号や湯の谷地域線の開設による高齢者の外出支援、小・中学校耐震補強工事等の教育環境の充実、100年後も誇りに思える美しいまち太宰府を目指して景

観まちづくり計画、歴史的風致維持向上計画、市民遺産活用推進計画や環境基本計画の策定、土曜開庁や総合窓口化による窓口サービスの向上、新たな自治会制度のスタート、さらには水道料金の値下げなど、一步一步確実に歩んできた4年間であったと思っております。

このように、前回の選挙におきまして私が掲げておりました公約につきましても、一定の成果を上げることができたと思っております。これもひとえに、議員の皆様並びに市民の皆様方のたゆまないご支援とご理解、ご協力のたまものであると、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、統一地方選挙もいよいよ間近に迫ってまいりました。日々躍進を続けております太宰府市にとりましても、第五次太宰府市総合計画で示しておりますように、まだまだ多くの課題が山積をいたしております。私は、昨年の12月定例議会におきまして、このふるさとをもっともっと住みよい町として深化させ、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて、新たな気持ちで市政運営に励むべく、再出馬の表明をいたしたところでございますが、議員の皆様方で来期を目指して既に立候補を表明されておられる方々におかれましても、必勝を期し、再び当選の榮譽を得られますことを心よりご祈念を申し上げる次第でございます。

また、今期限りでご勇退をなされる方々におかれましては、長きにわたり今日までの太宰府市の発展の基礎を築かれたご尽力とその多大なるご功績に対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。今後とも健康には十分留意されまして、引き続き本市発展のために側面からご指導、ご鞭撻を切にお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、これまでの議員の皆様方からの並々ならぬご厚情に対しまして、厚く深く感謝を申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（不老光幸議員） 市長のごあいさつが終わりました。

ここで任期最後の定例会を閉会するに当たりまして、議会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、2月24日に開会し、本日をもって閉会いたしますが、22日間の会期中、議員各位におかれましては時節柄何かとご多用の中にもかかわりませず、熱心かつ慎重にご審議を賜り、平成23年度の各会計予算を初め諸議案の可決を見ましたことにつきまして、議長として厚く御礼を申し上げます。

井上市長を初め執行部各位におかれましては、今定例会で可決されました平成23年度の各会計予算につきまして、適正に執行され、太宰府市政発展のために一層のご努力をお願い申し上げます。

さて、私、議長としてこの4年間、議会運営、議事進行につきましては極力公平、公正を心がけたつもりであります。行き届かぬ点多々あったかと存じます。しかしながら、議員の皆様方の格別のご支援、ご協力のもと、議長の職責を大過なく全うさせていただきましたことに

対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

私たち議員の任期も4月29日をもって満了することとなりますが、今期で勇退されます議員におかれましては、今後とも太宰府市発展のためご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、4月の市議会議員選挙に再出馬を予定されておられます議員各位におかれましては、全員が見事に当選の榮譽を得られ、再びこの議場でお会いできますようご健闘、ご奮闘を心からお祈り申し上げる次第であります。

さらに、井上市長におかれましては、1期4年、市政発展のために鋭意努力をされ、さらなる太宰府市発展のため2期目の出馬表明をなされております。どうか当選の榮譽を得られ、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けて、市長を先頭に平島副市長を初め、執行部の皆様が一丸となってさらに邁進されることを切に念願する次第であります。

最後になりましたが、太宰府市のますますの発展と皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます、御礼のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（不老光幸議員） これをもちまして平成23年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、平成23年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~


上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成23年4月28日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 田 川 武 茂

会議録署名議員 福 廣 和 美